

守山市耐震改修促進計画

平成28年3月

守 山 市

守山市耐震改修促進計画

目次

1. 計画概要	
1-1. 計画の趣旨	1
1-2. 計画の目的	3
1-3. 計画の位置付け	3
1-4. 計画の役割	3
1-5. 計画の期間	3
1-6. 耐震改修促進法改正の概要	4
1-7. 本計画で扱う建築物の定義	5
2. 守山市における地震被害想定	
2-1. 過去の地震被害	10
2-2. 想定される地震の規模と被害状況	11
3. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	
3-1. 住宅の耐震化の現状	18
3-2. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状	21
3-3. 耐震診断の義務化された建築物の耐震化の現状	23
3-4. 市有建築物の耐震化の現状	24
3-5. 耐震改修等の目標の設定	25
4. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	
4-1. 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	28
4-2. 促進を図るための支援策	30
4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	34
4-4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項	36
5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項	
5-1. 地震ハザードマップの周知・啓発	40
5-2. 相談体制の整備および情報提供の充実	41
5-3. パンフレット・セミナー等市民への啓発の推進	41
5-4. 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進	42
5-5. 自治会等との連携	42
5-6. 減災教育による人材育成	42
6. 法令に基づく指導・助言または命令等に関する事項	
6-1. 耐震改修促進法による指導等の実施	43
6-2. 建築基準法による勧告または命令等の実施	47
6-3. 耐震改修を促進するための連携	47
7. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	
7-1. 新たに建築される建物の耐震性の確保	48
7-2. 県等への要請	48
《資料編》	
資料-1. 耐震診断実施者アンケート調査結果	51
資料-2. 特定既存不適格建築物所有者アンケート調査結果	77
資料-3. 住宅・建築物の耐震化推進事業に係る経過について	87
資料-4. 守山市耐震改修促進計画の概要	89
資料-5. 関係法令	91
資料-6. 用語解説	129

1. 計画概要

1-1. 計画の趣旨

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われ、以降、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しました。最近では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災が記憶に新しいところです。

阪神・淡路大震災において、地震による直接的な死者数は 5,502 人でしたが、その約 9 割の 4,831 人が、住宅・建築物の倒壊等によるものとされています。さらに、倒壊した建築物により避難経路が閉ざされ、避難が出来ない事態や、救助の遅れなど、建築物倒壊による二次的な被害があったことも指摘されています。

このため、市は県と協力し、地震被害軽減対策の中でも最も効果的とされている住宅・建築物の耐震化に取り組んできたところです。

平成 21 年に公表された国の調査結果によると、滋賀県において最大の被害が予想される琵琶湖西岸断層帯地震の発生確率は以前より低くなったものとされていますが、大地震はいつ、どこで発生するかわからないうえ、発生すると甚大な被害をもたらすおそれがあります。

一方で、東日本大震災においては、津波による被害に注目が集まりましたが、地震動による被害も決して小さいものではなく、大規模建築物の利用者に死傷者が出たほか、庁舎が使用不能になるなどの被害があったため、多数の者が利用する建築物や、防災上重要な機能を果たす建築物の耐震化の重要性があらためて認識されるようになりました。

平成 25 年には南海トラフ巨大地震の発生確率が 30 年間で 70%に見直され、国の被害想定によれば、その発生による太平洋側への被害は広域かつ甚大なものになると想定されており、県内にも大きな被害が及ぶものと想定されています。

これを受けて、同年には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」と略します。）が改正され、不特定多数の者が利用する建築物など、一部の建築物について耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修に対する取組が強化されました。

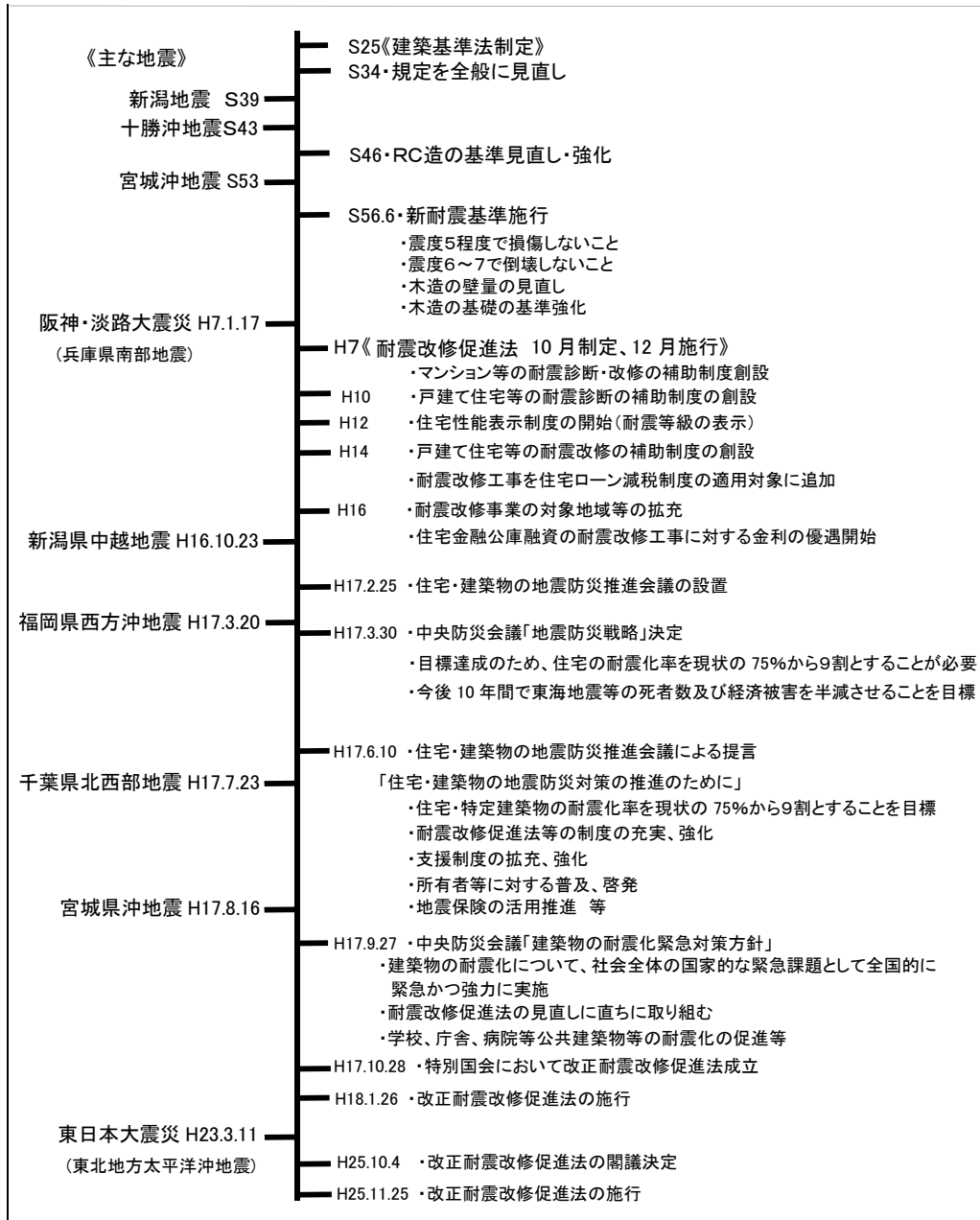
さらに、平成 27 年 6 月の国土強靱化基本計画の閣議決定を受け、国土強靱化推進本部において、「国土強靱化アクションプラン 2015」が決定され、この中で、住宅の耐震化率を平成 25 年時点の 82%から、平成 32 年までに 95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 25 年の 85%から、平成 32 年までに 95%まで引き上げることを目標とするという方針が示されました。

滋賀県においては、平成 19 年 3 月策定の「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」をもとに住宅・建築物の耐震化に関する各種施策を行ってきましたが、平成 25 年の耐震改修促進法改正に伴い、平成 27 年度に「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）が改定されまし

た。

守山市においては、平成 20 年 3 月策定の「守山市耐震改修促進計画」をもとに住宅・建築物の耐震化を計画的かつ総合的に推進するため各種施策を行ってきましたが、平成 27 年度に最終年度を迎えることから、その効果を検証するとともに今回の法改正と県計画の改定を踏まえ、新たな計画として改定するものです。

■ 耐震改修促進の流れ



1-2. 計画の目的

守山市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条に基づき策定し、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命・身体および財産を保護するため、市と県が連携して、市内の建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、ならびに基本的な枠組を定めることを目的とします。

1-3. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法の第5条および国が定めた基本方針に基づき策定された「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月）を踏まえ、本市の住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するため策定するものです。

1-4. 計画の役割

本計画は、滋賀県、県内所管行政庁（特定行政庁）である守山市、建築関係団体、建築物所有者、建築物技術者等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図り、耐震改修促進法に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するためのマスタープラン（基本計画）とします。

1-5. 計画の期間

本計画の実施期間は、県計画に合わせ、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、本計画で定めた目標については、5年目に進捗状況の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

目標年度：平成37年度

1-6. 耐震改修促進法改正の概要

平成 25 年 11 月施行の法改正では、建築物の耐震改修を促進する取組を強化する措置が講じられました。

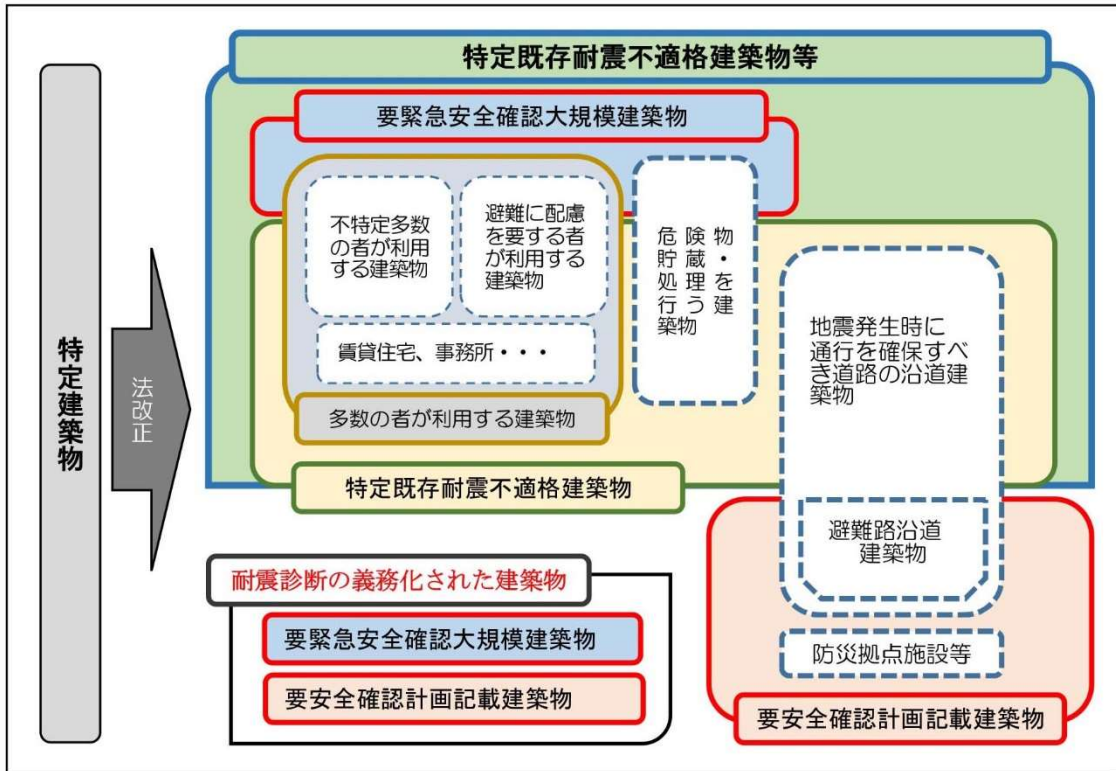
この法改正の主な内容は、以下のとおりです。

- ①不特定多数が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物および危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものについて、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが法律で義務付けられました。**(要緊急安全確認大規模建築物)**
- ②都道府県が指定することで、学校、集会場および病院等の防災拠点となる建築物について耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。また、都道府県または市町村が、通行を確保すべき道路として指定することで、その沿道の建築物について、耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。**(要安全確認計画記載建築物)**
- ③耐震改修を円滑に促進するために、耐震性に係る表示制度の創設、認定された耐震改修の計画について容積率・建ぺい率の特例および区分所有建築物(マンション等)の大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和などの措置が設けられました。

1-7. 本計画で扱う建築物の定義

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、法改正前の「特定建築物」は、その一部の用途で規模の大きいものについて、耐震診断の義務化の対象となる「要緊急安全確認大規模建築物」と定められ、それ以外を「特定既存耐震不適格建築物」とすることが定められました。また、本計画または県計画で指定することにより、耐震診断の義務化の対象となる「要安全確認計画記載建築物」が定められました。その他、本計画で扱う建築物の定義は次のとおりです。

図 建築物定義の構成



(1) 要緊急安全確認大規模建築物と特定既存耐震不適格建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で「特定建築物」であったものが、その用途・規模により細分化され、多数の者が利用する、または危険物の貯蔵・処理を行う建築物で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）」、それ以外のものが「特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 1 号、2 号、3 号）」と定められました。また、本計画ではこれらを総称して「特定既存耐震不適格建築物等」と呼ぶこととします。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号）

大地震時の広域的な避難等に必要な道路の通行の確保のため、県または市が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになりました。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物として県が指定したものについても、耐震診断を義務付けることができるようになりました。これらを総称し「要安全確認計画記載建築物」と定められました。

表 耐震診断が義務付けられている建築物の規模要件一覧表

	法	用途	各建築物の規模要件	
要安全確認計画記載建築物	法第5条第3項第1号	大規模な災害が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要となる建築物	県が滋賀県耐震改修促進計画において指定する庁舎、避難所等の防災拠点施設等	
	法第5条第3項第2号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物 (ただし、道路の幅員が12m以下の場合は6m超)	
	法第6条第3項第1号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が守山市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 (守山市では、記載道路はなし)		
要緊急安全確認大規模建築物	附則第3条	幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上	
		小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		階数3以上かつ5,000㎡以上
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ5,000㎡以上
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ5,000㎡以上
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数1以上かつ5,000㎡以上
		体育館（一般公共の用に供されるもの）		
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物		5,000㎡以上かつ、境界線から一定距離以内に存する建築物		

(3) 多数の者が利用する建築物

特定既存耐震不適格建築物等のうち、一部の用途については「多数の者が利用する建築物」とされており、国の基本方針でもこの語が用いられています。(法第14条第1号、附則第3条)

前計画においては、「特定建築物」全体の耐震化率について目標値を定めていましたが、国の基本方針および「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率についての目標値を定めます。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路には、県や市が沿道建築物を耐震診断義務付けの対象として指定した道路と、耐震診断・改修の努力義務の対象として指定した道路があります。

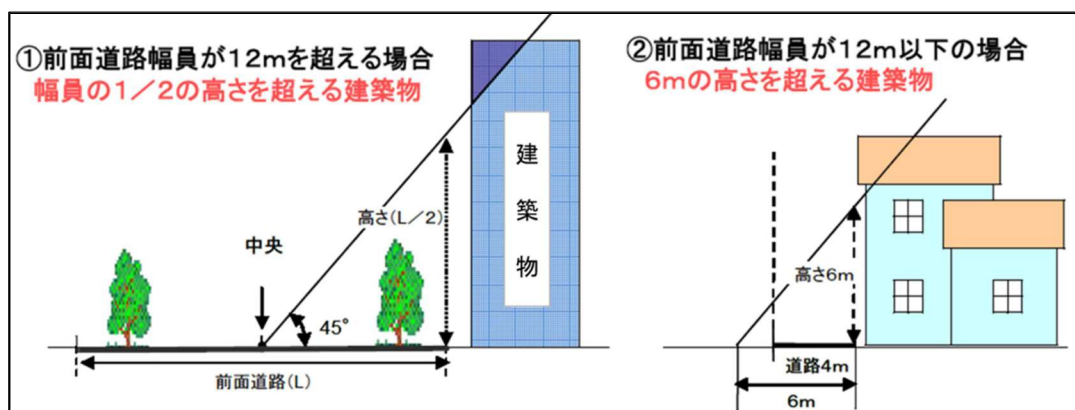
滋賀県では、特に沿道建築物の耐震化を進めるべき道路として、平成25年に改正された耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、一部の道路を指定し、当該道路にその敷地が接する倒壊することにより道路をふさぐおそれのある住宅・建築物で昭和56年5月31日以前に着工されたものに耐震診断とその結果の報告を義務付けています。これらを「避難路沿道建築物」と呼ぶこととします。

○滋賀県が耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定する避難路には、守山市内に該当する道路はありません。

(県の指定道路を、参考資料1として49頁に記載)

○守山市においては、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき指定する道路はありませんが、耐震診断・改修の努力義務とする道路は次頁図のとおりです。

図 道路をふさぐおそれがある住宅・建築物

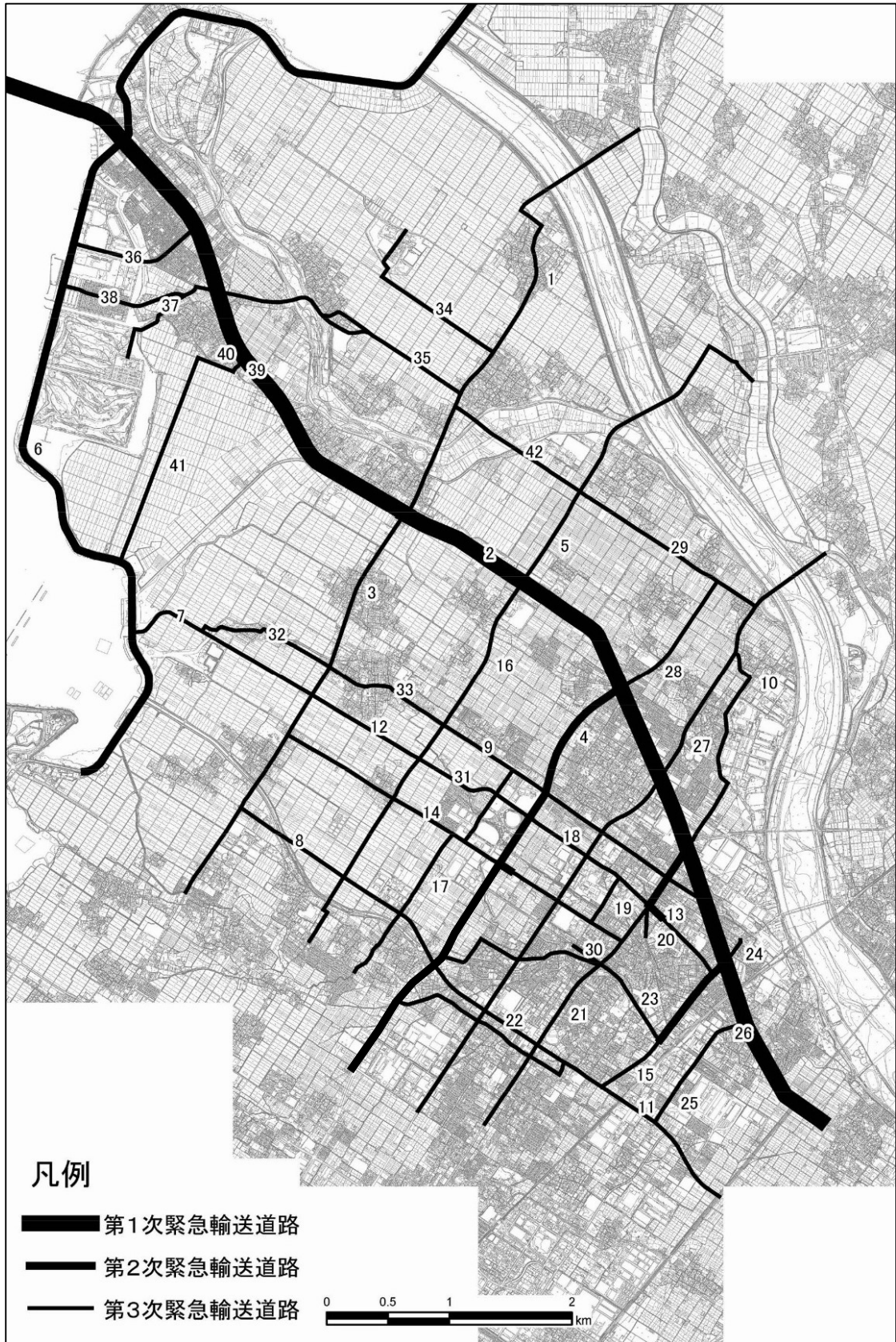


出典「国土交通省ウェブサイト」

また、滋賀県では、地震発生時に通行を確保すべき道路として、その沿道建築物を耐震診断・改修の努力義務の対象とする道路は「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書(平成25年2月策定)」で定めた第1次、第2次緊急輸送道路としています。(滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図を、参考資料2として50頁に記載)

本市では、「守山市地域防災計画」と「守山市耐震改修促進計画」で定めた「第3次緊急輸送道路」とします。(法第6条第3項第2号)

図 緊急輸送道路路線位置図



出典：滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図（平成 25 年 2 月）および守山市地域防災計画

注）1：第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路は、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画による指定

2：第 3 次緊急輸送道路は、守山市地域防災計画による指定

3：図内番号の路線名等については次頁の表参照

表 守山市緊急輸送道路路線一覧表

路線番号	区分	路 線 名
1	第1次、第3次	国道477号
2	第1次	主要地方道守山栗東線
3	第3次	主要地方道大津守山近江八幡線
4	第2次、第3次	主要地方道草津守山線
5	第3次	主要地方道近江八幡守山線
6	第2次	県道近江八幡大津線
7	第3次	県道赤野井守山線
8	第3次	県道欲賀守山線
9	第3次	県道赤野井石田幹線
10	第2次、第3次	県道守山中主線
11	第3次	県道片岡栗東線
12	第3次	県道赤野井石田幹線
13	第2次	市道下ノ郷吉身線
14	第2次、第3次	市道元町杉江線
15	第2次、第3次	市道勝部吉身線
16	第3次	市道欲賀荒見線
17	第3次	市道石田三宅横江線
18	第3次	市道下之郷吉見線
19	第3次	市道成人病センター高ノ後線
20	第3次	市道二町播磨田線支線
21	第3次	市道二町播磨田線幹線
22	第3次	市道焰魔堂大門線
23	第3次	市道駅前泉町線
24	第3次	市道堀海道団地線
25	第3次	市道勝部浮気線
26	第3次	市道浮気岡線
27	第3次	市道古高川田線
28	第3次	市道播磨田川田線
29	第3次	市道喜多笠原線
30	第3次	市道泉町金森線
31	第3次	市道石田下之郷線
32	第3次	市道赤野井14号線
33	第3次	市道赤野井石田幹線
34	第3次	市道立田26号線
35	第3次	市道立田木浜線
36	第3次	市道水保今浜線
37	第3次	市道木浜線
38	第3次	市道木浜39号線
39	第3次	市道木浜6号線
40	第3次	市道木浜35号線
41	第3次	市道木浜37号線
42	第3次	市道笠原立田線

出典：守山市地域防災計画

(5) 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、県計画で指定する建築物であり「防災拠点施設等」と呼ばれています。

○県計画では、守山市内に該当建築物はありません。

2. 守山市における地震被害想定

2-1. 過去の地震被害

滋賀県内に被害をもたらした主な地震は以下に示すとおりです。

表 過去の地震被害

発生年月日	地震名	マグニ チュード	人・家屋の被害 死者数(上段) 全壊戸数(下段)	滋賀県内の被害	
				彦根の 震度	被害の状況
明治 24 年 10 月 28 日	濃尾地震	8.0	7,273 人 142,177 戸	5~6 (推定)	死者 6、負傷者 47、家屋全壊 404、家屋半壊 776、 道路破損 47、橋梁損落 7、堤防決壊 177、山崩れ 1
明治 32 年 3 月 7 日	紀和地震	7.0	7 人 35 戸	5	家屋全壊 1、家屋半壊 2、神社寺等破損 43
明治 42 年 8 月 14 日	江濃(姉川) 地震	6.8	41 人 2,243 戸	6	死者 35、負傷者 643、家屋全壊 2,192、家屋半壊 5,985、 道路破損 1,585、橋梁破損 1,585、堤防破損 4,491
大正 12 年 9 月 1 日	関東 大地震	7.9	99,331 人 128,266 戸	4	人・家屋への被害はなかったものの、所々で古い壁が落ちたり、振り子時計が停止した。
昭和 2 年 3 月 7 日	北丹後 地震	7.3	2,925 人 12,584 戸	4	電燈や電話線の切断、壁への亀裂、石灯籠の転倒、時計が止まるなどの被害が発生した。
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海 地震	7.9	998 人 30,288 戸	5	負傷者 1、家屋全壊 16、家屋半壊 33、 工場全壊 3、工場損壊 13、煙突倒壊数ヶ所
昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震	8.0	1,330 人 11,661 戸	5	死者 3、負傷者 1、家屋全壊 9、家屋半壊 23、 堤防損壊 1
昭和 23 年 6 月 28 日	福井地震	7.1	3,769 人 36,184 戸	4	彦根地方で、家屋全壊 1、その他、石灯籠の転倒、壁やガラス戸への損壊が発生した。
昭和 27 年 7 月 18 日	吉野地震	6.8	9 人 20 戸	4	死者 1、負傷者 13、家屋全壊 6、家屋半壊 6、 家屋一部損壊 244、道路損壊 3
平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路 大震災 (兵庫県南 部地震)	7.3	6,434 人 104,906 棟	5	重傷者 1、軽傷者 8、 家屋一部損壊 91

出典：滋賀県地域防災計画

2-2. 想定される地震の規模と被害状況

(1) 想定される地震の規模

滋賀県において発生が懸念されている地震は、大きく分け、震源が深い海溝型地震と震源が浅い内陸の断層で発生する地震です。

現時点において、特に高い確率で発生が懸念される地震は海溝型地震である南海トラフ巨大地震です。この地震に関して、本市は「南海トラフ地震に係る地域指定※」に指定されています。（滋賀県全域が指定）

また、活断層による地震として、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、野坂・集福寺断層帯、鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層の活動によるものの発生が懸念されるほか、過去に大きな被害を出した柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の活動による地震にも、引き続き注意する必要があります。

さらに、過去に地表で活断層が認められない地点においても地震が発生したことがあったことから、これらの断層に近接していない地点でも地震が起きることを想定し、対策する必要があります。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項

図 想定される地震の断層



表 想定される地震の発生確率と規模

想定地震	発生確率（30年）	規模
南海トラフ巨大地震	70%	M8~9クラス
琵琶湖西岸断層帯（北部）	1~3%	M7.1程度
琵琶湖西岸断層帯（南部）	ほぼ0%	M7.5程度
三方・花折断層帯（三方断層帯）	ほぼ0%	M7.2程度
三方・花折断層帯（花折断層帯北部）	不明	M7.2程度
三方・花折断層帯（花折断層帯中南部）	ほぼ0~0.6%	M7.3程度
湖北山地断層帯（北西部）	ほぼ0%	M7.2程度
湖北山地断層帯（南東部）	ほぼ0%	M6.8程度
野坂・集福寺断層帯（野坂断層帯）	ほぼ0%もしくはそれ以上	M7.3程度
野坂・集福寺断層帯（集福寺断層帯）	不明	M6.5程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部 北部）	ほぼ0%	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部 中部）	不明	M6.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部 南部）	不明	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（浦底-柳ヶ瀬山断層帯）	不明	M7.2程度
鈴鹿西縁断層帯	0.08~0.2%	M7.6程度
頓宮断層	1%以下	M7.3程度
木津川断層帯	ほぼ0%	M7.3程度

出典：平成28年1月 地震調査研究推進本部・地震調査委員会

<参考> 滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧（地震調査研究推進本部）

	断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が 一度に活動 した場合の 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2015年1月1日)			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	
			我が国の主 な活断層に おける 相対的評価	30年以内	50年以内		100年以内
1	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1程度	高い	1%~3%	2%~5%	4%~ 10%	約1000年-2800年 約2800年-約2400年前
2	琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4500年-6000年 1185年の地震
3	三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2程度		不明	不明	不明	不明 1662年の地震
4	三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3程度	やや高い	ほぼ0% ~0.6%	ほぼ0% ~1%	ほぼ0% ~2%	4200年-6500年 2800年前-6世紀
5	木津川断層帯	7.3程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,000年-25,000年 1854年 伊賀上野地震
6	頓宮断層	7.3程度	やや高い	1%以下	2%以下	4%以下	約10000年以上 約10000年前-7世紀
7	鈴鹿西縁断層帯	7.6程度	やや高い	0.08%~ 0.2%	0.1%~ 0.3%	0.3%~ 0.6%	約18000年-36000年 不明
8	鈴鹿東縁断層帯	7.5程度		ほぼ0%~ 0.07%	ほぼ0%~ 0.1%	ほぼ0%~ 0.2%	約6,500年-12,000年 約3,500年前-2,800年前
9	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%~ 0.001%	約3,000年-4,000年 11-14世紀
10	湖北山地断層帯 (南東部)	6.8程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	概ね7,000年程度 15-17世紀
11	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6程度		不明	不明	不明	不明 約4900年前-15世紀
12	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2程度		不明	不明	不明	不明 不明

<参考> 南海トラフ地震の長期評価（地震調査研究推進本部）

領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2015年1月1日)			平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年 1946年

(2) 想定される地震被害

滋賀県では、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた地震防災対策の再検討に際しての基礎資料とするため、平成 24・25 年度にかけて地震被害想定を見直し、平成 26 年 3 月公表しました。

1) 見直しの地震想定規模

内陸活断層地震

番号	想定震源断層(帯)	地震の規模(M)	破壊開始点(震源)の位置
①	琵琶湖西岸断層帯	7.8	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定
②	花折断層帯	7.4	case2: 中部南側からの断層破壊を仮定
			Case3: 南部からの断層破壊を仮定
③	木津川断層帯	7.3	case1: 東側からの断層破壊を仮定
			Case3: 西側からの断層破壊を仮定
④	鈴鹿西縁断層帯	7.6	case1: 南側からの断層破壊を仮定
			case2: 北側からの断層破壊を仮定
⑤	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	case1: 中部北側からの断層破壊を仮定
			case2: 南部南側からの断層破壊を仮定



⑥ 南海トラフ巨大地震

	ケースの設定概要	地震の規模
基本ケース	従来に検討された震源域を最新の知見により可能性がある範囲で拡大し、地震規模を大きく設定	Mw (モーメントマグニチュード)
陸側ケース	基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で陸側にシフトして設定	9.0

基本ケース

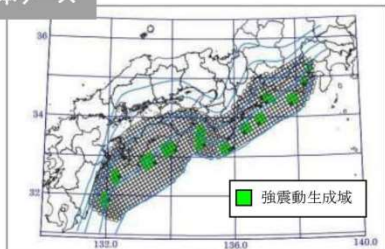


図3.3 強震動生成域の設定の検討ケース(基本ケース)

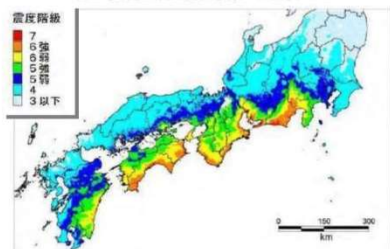


図5.1 基本ケースの震度分布

陸側ケース

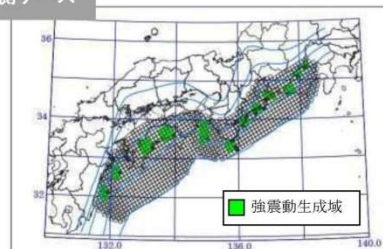


図3.6 強震動生成域の設定の検討ケース(陸側ケース)

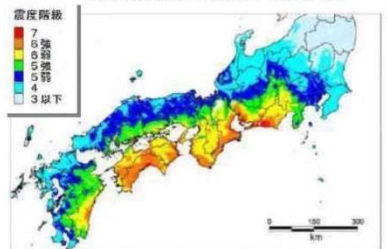
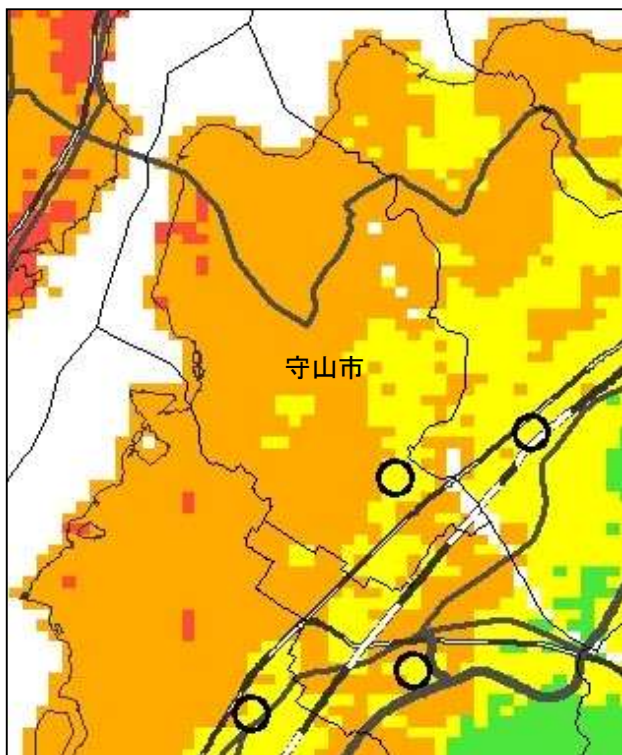


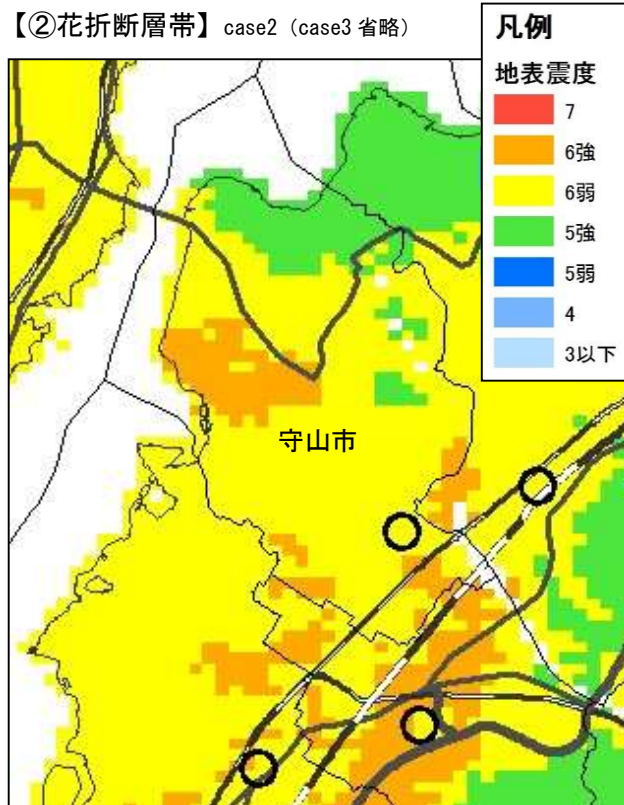
図5.4 陸側ケースの震度分布

■想定震度分布図

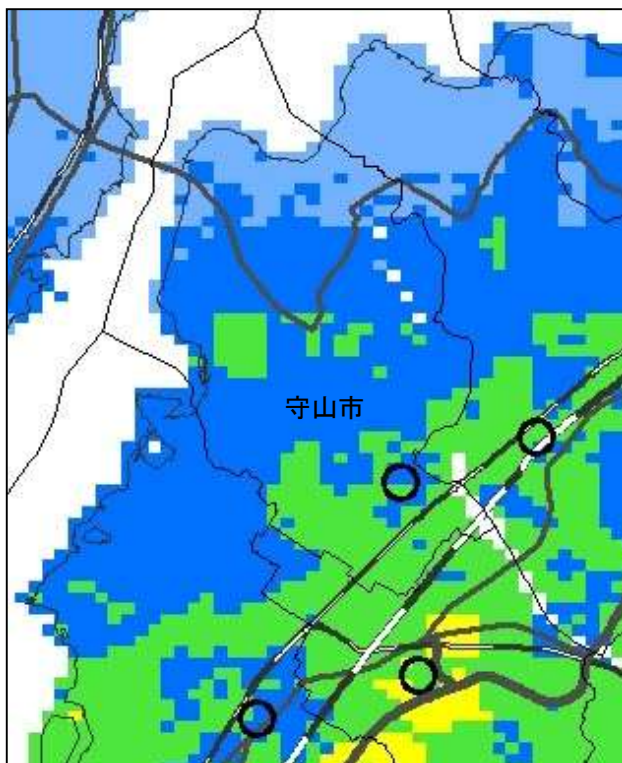
【①琵琶湖西岸断層帯】 case1 (case2 省略)



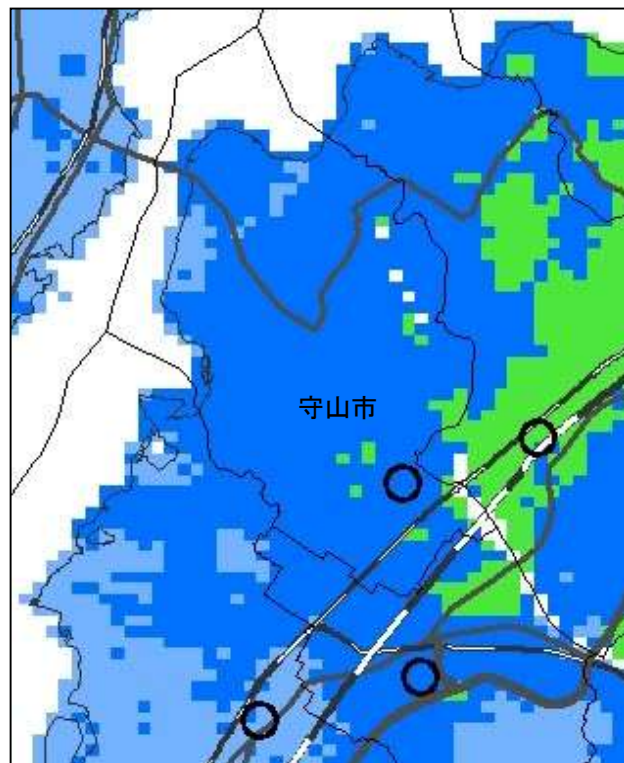
【②花折断層帯】 case2 (case3 省略)



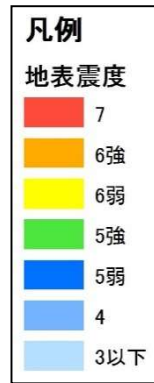
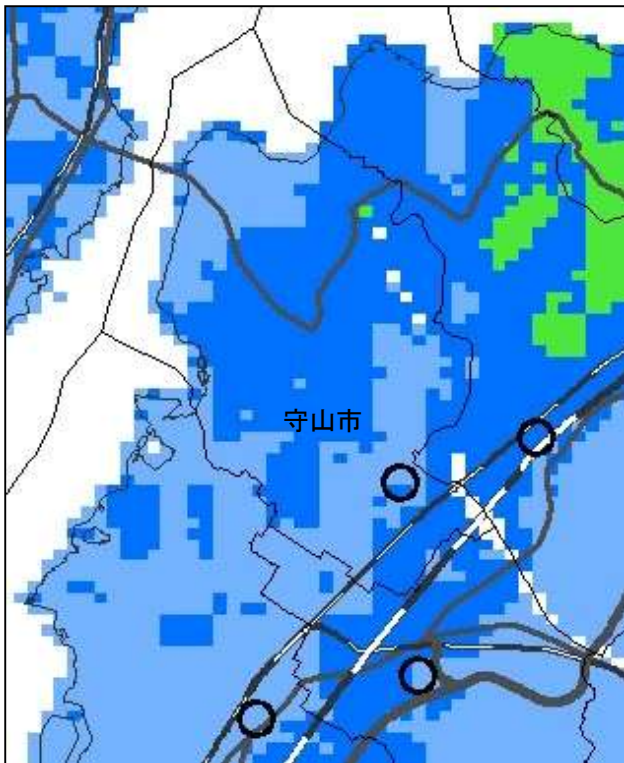
【③木津川断層帯】 case1 (case3 省略)



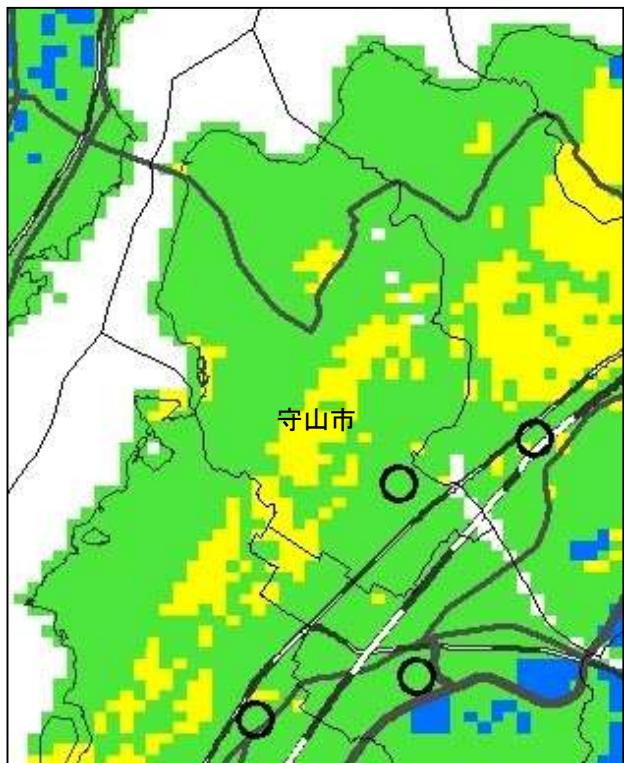
【④鈴鹿西縁断層帯】 case1 (case2 省略)



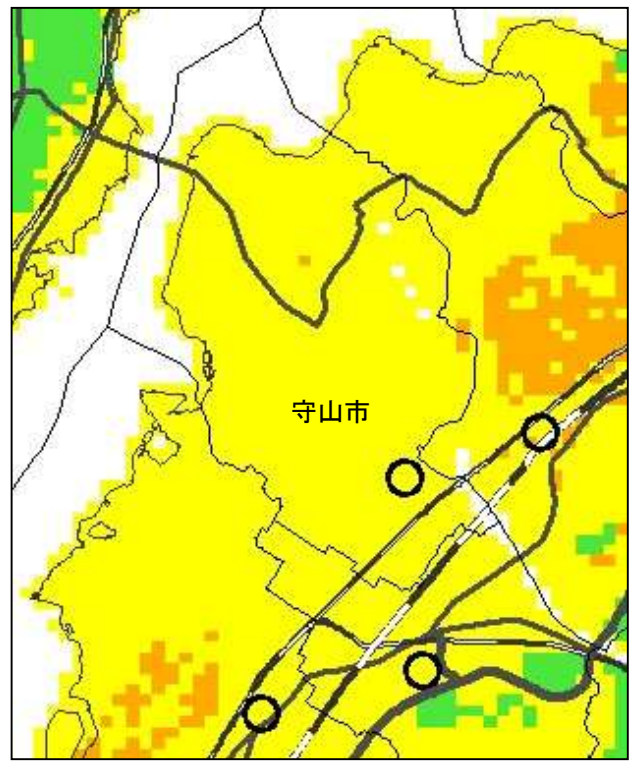
【⑤柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯】 case1 (case2 省略)



【⑥南海トラフ巨大地震】 基本ケース



【⑥南海トラフ巨大地震】 陸側ケース



<参考> 南海トラフ地震の長期評価 (地震調査研究推進本部)

領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2015年1月1日)			平均発生間隔 (上段) 最新発生時期 (下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年 1946年

2) 被害状況

『滋賀県地震被害想定』（平成26年3月）における滋賀県全体および守山市の被害状況は、下表のとおり想定されています。

■滋賀県全体の被害状況

想定地震 ：震源断層	ケース	最大建物被害（棟）			最大人的被害（人）			地震 直後 の停 電率	地震 直後 の断 水率	一週間後 全避難者 ：冬夕方 風速8m
		全壊	半壊	全焼： 冬夕方 風速8m	死者 ：冬深 夜	負傷者 ：冬深夜	重傷者： 左記内数			
①琵琶湖西岸 断層帯	case1	27,650	69,584	2,731	1,579	16,267	1,338	58%	44%	200,445
	case2	38,504	83,856	3,818	2,182	21,039	1,742	63%	49%	249,534
②花折断層帯	case2	18,181	53,274	1,655	940	10,380	849	47%	34%	139,894
	case3	11,670	41,531	1,013	591	7,296	592	43%	28%	99,275
③木津川断層帯	case1	5,734	14,540	700	368	3,392	282	26%	10%	42,672
	case3	2,360	10,884	257	132	1,974	158	24%	9%	27,171
④鈴鹿西縁断層帯	case1	11,250	28,293	1,081	640	6,558	540	37%	18%	75,285
	case2	10,804	31,173	1,089	641	7,204	588	40%	21%	81,703
⑤柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯	case1	10,412	24,940	864	597	5,788	479	29%	14%	71,710
	case2	9,803	24,836	796	572	5,741	473	28%	15%	74,640
⑥南海トラフ 巨大地震	基本ケース	2,399	22,183	11	12	1,256	95	81%	40%	30,729
	陸側ケース	11,017	74,084	1,820	474	10,408	816	88%	68%※1	158,550

※1 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）の断水率は地震発生から1日後の値（停電継続影響により1日後に最大となる）

出典：滋賀県地域防災計画（平成27年3月）

■守山市の被害状況

	①琵琶湖西岸 断層帯		②花折断層帯		③木津川断層 帯		④鈴鹿西縁断 層帯		⑤柳ヶ瀬・関 ヶ原断層帯		⑥南海トラフ 巨大地震	
	case1	case2	case2	case3	case1	case3	case1	case2	case1	case2	基本 ケース	陸側 ケース
想定最大震度	7	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強	5弱	6弱	6強
建物												
全壊棟数	1,561	1,823	543	209	—	—	—	—	—	—	69	331
被害												
半壊棟数	4,617	5,144	3,255	1,995	30	32	—	—	—	—	800	2,747
全焼棟数(冬夕方)	658	582	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人的												
死者数(冬深夜)	86	100	27	9	—	—	—	—	—	—	—	13
被害												
()内は家具転倒等	(11)	(13)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
負傷者数(冬深夜)	1,026	1,191	546	297	6	—	—	—	—	—	45	373
()内は家具転倒等	(178)	(175)	(81)	(60)	(6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(15)	(63)

出典：滋賀県地震被害想定（概要版）（平成26年3月訂正版）

3. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

3-1. 住宅の耐震化の現状

(1) 住宅の状況

平成 25 年の住宅・土地統計調査によると、本市の年代別住宅数は以下のとおりです。住宅総数は 27,450 戸であり、そのうち新耐震以前（昭和 55 年以前）が 6,716 戸（全体の 24.5%）で、木造（防火木造含む）が 5,431 戸（19.8%）あります。また、全体では木造（防火木造含む）が 15,780 戸あり、57.5%を占めています。

■本市の年代別住宅数（平成 25 年住宅・土地統計調査）

（単位：戸、（%））

年代区分	総 数	構 造				
		木造	防火木造	鉄骨・RC造	鉄骨造	その他
昭和 55 年以前	6,716 (6,550) 24.5%	4,124 (4,040) 15.0%	1,307 (1,280) 4.8%	658 (630) 2.4%	595 (570) 2.2%	32 (30) 0.1%
昭和 56 年以降	20,734 (20,210) 75.5%	4,748 (4,670) 17.3%	5,601 (5,510) 20.4%	5,695 (5,500) 20.8%	4,649 (4,490) 16.9%	41 (40) 0.1%
合 計	27,450 100.0%	8,872 32.3%	6,908 25.2%	6,353 23.2%	5,244 19.1%	73 0.2%
		15,780 57.5%		11,670 42.5%		

注) 上段：年代不詳分を按分した値

中段（ ）書き：住宅・土地統計調査の公表値

下段：総数合計に対する構成比率

(2) 住宅の耐震化率

平成 27 年度における本市の住宅数は 28,643 戸と推計され、住宅の耐震化率は、下表のとおり、市推計で [90.1%]、県推計で [84.9%] と見込まれます。

表 住宅の耐震化率〔ケース 1〕－住宅・土地統計調査の耐震改修項目値を 15 年分引用した推計

年次		総戸数			耐震性あり戸数				耐震化率
		木造	非木造	I + II + III	I 木造	II 非木造	III 補強済		
平成 19 年	昭和 55 年以前	5,218	4,111	1,107	2,055	493	841	721	39.4%
	昭和 56 年以降	16,584	8,035	8,549	16,584	8,035	8,549	0	100.0%
	合計	21,802	12,146	9,656	18,639	8,528	9,390	721	85.5%
※住宅・土地統計調査年 平成 25 年	昭和 55 年以前	6,716	5,431	1,285	3,239	652	977	1,610	48.2%
	昭和 56 年以降	20,734	10,349	10,385	20,734	10,349	10,384	0	100.0%
	合計	27,450	15,780	11,670	23,973	11,001	11,362	1,610	87.1%
現在 平成 27 年 (推計)	昭和 55 年以前	6,052	5,009	1,043	3,217	601	792	1,824	53.2%
	昭和 56 年以降	22,591	11,030	11,561	22,591	11,030	11,561	0	100.0%
	合計	28,643	16,039	12,604	25,808	11,631	12,353	1,824	90.1%

※耐震改修実績については、「耐震改修工事」項目の数値を引用（15 年分、昭和 56 以降の改修実績も含む）
※昭和 55 年以前の耐震性あり戸数の比率（国の推計値） 木造：総戸数の 12%、非木造：総戸数の 76%

表 住宅の耐震化率〔ケース 2〕－県の算出値による推計（耐震補強値は 10 年分を計上）

年次		総戸数			耐震性あり戸数				耐震化率
		木造	非木造	I + II + III	I 木造	II 非木造	III 補強済		
平成 19 年	昭和 55 年以前	5,218	4,111	1,107	2,055	493	841	721	39.4%
	昭和 56 年以降	16,584	8,035	8,549	16,584	8,035	8,549	0	100.0%
	合計	21,802	12,146	9,656	18,639	8,528	9,390	721	85.5%
※住宅・土地統計調査年 平成 25 年	昭和 55 年以前	6,716	5,431	1,285	1,909	652	977	280	28.4%
	昭和 56 年以降	20,734	10,349	10,385	20,734	10,349	10,384	0	100.0%
	合計	27,450	15,780	11,670	22,643	11,001	11,362	280	82.5%
現在 平成 27 年 (推計)	昭和 55 年以前	6,052	5,009	1,043	1,729	601	792	336	28.6%
	昭和 56 年以降	22,591	11,030	11,561	22,591	11,030	11,561	0	100.0%
	合計	28,643	16,039	12,604	24,320	11,631	12,353	336	84.9%

※滋賀県算出の耐震化率（耐震補強値は 10 年分を計上）をもとに推計
※昭和 55 年以前の耐震性あり戸数の比率（国の推計値） 木造：総戸数の 12%、非木造：総戸数の 76%

(3) 住宅の耐震診断および耐震改修の状況

本市における耐震診断および耐震改修の実施状況は、下表のとおりです。

表 耐震診断・耐震改修の実施状況 (単位：棟)

年度 事業名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
木造住宅耐震診断事業	4	206	355	252	263	270	260	6	9	9	7	10	5	1,656
木造住宅補強案作成事業(相談事業含む)	0	186	355	252	263	270	260 (+23)	0 (+5)	0 (+11)	0 (+9)	0 (+4)	9 (+2)	5 (+1)	1,600 (1,655)
木造住宅耐震改修事業(減災事業含む)	0	0	6	4	3	2	3 (+1)	11	7	6	7	4	5	58 (59)

出典：守山市

木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果（平成16年度～27年度）では、「倒壊する可能性が高い」木造住宅が1,558戸、94.1%となっています。

表 木造住宅耐震診断員派遣事業による守山市の診断結果 (平成16～27年度)

上部構造評点	判定	戸数	構成比率
0.7未満	倒壊する可能性が高い	1,558	94.1%
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある	79	4.8%
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない	17	1.0%
1.5以上	倒壊しない	2	0.1%
合計		1,656	100.0%

出典：守山市

(参考)

その他の民間建築物の耐震診断の実施状況は、次のとおりです。

既存民間建築物耐震診断促進事業	平成14年度：1件 平成16年度：1件
-----------------	------------------------

3-2. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

(1) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状（公共・民間とも含み算出）

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状は、次のとおりです。

表 特定既存耐震不適格建築物の用途別耐震状況

特定既存耐震不適格建築物		平成 27 年度現状（昭和 56 年新耐震基準以前の建築物）			
法	用途	内訳	公共	民間	合計
法 第 1 4 条 第 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物 警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	対象建築物棟数	37	0	37
		耐震診断実施棟数	37	0	37
		耐震性あり棟数	3	0	3
		耐震改修実施棟数	32	0	32
		耐震性なし・不明棟数	2	0	2
	不特定多数の者が利用する建築物 市役所、百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設、事務所等	対象建築物棟数	5	14	19
		耐震診断実施棟数	5	3	8
		耐震性あり棟数	0	1	1
		耐震改修実施棟数	1	0	1
		耐震性なし・不明棟数	4	13	17
	特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、工場等	対象建築物棟数	1	28	29
		耐震診断実施棟数	1	16	17
		耐震性あり棟数	1	4	5
		耐震改修実施棟数	0	3	3
		耐震性なし・不明棟数	0	21	21
	公営住宅 県営住宅、市営住宅	対象建築物棟数	7	0	7
		耐震診断実施棟数	7	0	7
		耐震性あり棟数	4	0	4
		耐震改修実施棟数	0	0	0
耐震性なし・不明棟数		3	0	3	
合 計		対象建築物棟数	50	42	92
		耐震診断実施棟数	50	19	69
		耐震性あり棟数	8	5	13
		耐震改修実施棟数	33	3	36
		耐震性なし・不明棟数	9	34	43
第 2 号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	対象建築物棟数	0	32	32
		耐震診断実施棟数	0	8	8
		耐震性あり棟数	0	8	8
		耐震改修実施棟数	0	0	0
		耐震性なし・不明棟数	0	24	24
第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	対象建築物棟数	0	8	8
		耐震診断実施棟数	0	0	0
		耐震性あり棟数	0	0	0
		耐震改修実施棟数	0	0	0
		耐震性なし・不明棟数	0	8	8
総 計		対象建築物棟数	50	82	132
		耐震診断実施棟数	50	23	73
		耐震性あり棟数	8	16	24
		耐震改修実施棟数	33	0	33
		耐震性なし・不明棟数	9	66	75

表 特定既存耐震不適格建築物の一覧表

法	政令第6条第2項	用途	法第14条の所有者の努力義務および法第15条第1項の「指導・助言」対象建築物	法第15条第2項の「指示」対象建築物
法第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ2,000㎡以上			
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
法第14条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画または守山市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物（ただし、1.2m以下の場合は6m超）	左に同じ	

3-3. 耐震診断の義務化された建築物の耐震化の現状

(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

要緊急安全確認大規模建築物は、一定規模以上の不特定多数の人々が利用する建築物、避難に配慮が必要とされる方が利用する建築物および危険物の貯蔵場・処理場のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない大規模建築物を言います。また、この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務づけられています。

本市における要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状は、次のとおりです。

表 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

(単位：件)

区分	全件数	耐震診断 実施済み	②のうち 耐震性 あり	②のうち 耐震改修 済み	耐震性 あり	耐震性なし または不明	耐震性を有 するものの 割合
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑤/①
民間施設	1	1	0	0	0	1	0%
公共施設	6	6	1	4	5	1	83.3%
合計	7	7	1	4	5	2	71.4%

(平成 27 年度守山市調査)

(2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

①避難路沿道建築物

本市において、指定の建築物はありません。

②防災拠点施設等

本市において、指定の建築物はありません。

3-4. 市有建築物の耐震化の現状

本市が所有する建築物で法律上構造計算を要する建築物(平屋でかつ200㎡以下の建築物は除く)は、平成27年度現在127棟あり、そのうち耐震性が不十分または不明の建築物は12棟存在しています。よって、耐震性がある建築物は115棟で、市有建築物の耐震化率は90.6%となります。

表 市有建築物の耐震性不十分・不明の現状（平成27年度）

耐震性不十分	<ul style="list-style-type: none">・市役所（5棟）・シルバーワークプラザ守山（1棟）・老人憩いの家（1棟）・守山中学校（2棟（平成28年度 解体予定））	計 9棟	合計 12棟
耐震性不明	<ul style="list-style-type: none">・久保団地（3棟）	計 3棟	

3-5. 耐震改修等の目標の設定

本市における耐震化目標は、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画における目標値を踏まえ、平成37年度末の耐震化率を定め、建築物の耐震化を促進します。

表 上位計画における耐震化率の目標値

上位計画	建物種別	目標値（目標年次）
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	住宅	(平成32年) 少なくとも95% (平成37年) 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する
	多数の者が利用する建築物	(平成32年) 少なくとも95%
住生活基本計画（全国計画）	住宅	(平成32年) 95%
新成長戦略	住宅	(平成32年) 95%
国土強靱化アクションプラン 2015	住宅	(平成32年) 95%
	建築物	(平成32年) 95%
滋賀県既存建築物耐震改修促進計画	住宅	(平成37年度) 95% (中間目標：平成32年度末 90%)
	多数の者が利用する建築物	(平成37年度) 96.5% (中間目標：平成32年度末 95%)

(1) 住宅の耐震化の目標

本市の住宅における耐震化目標は、滋賀県の目標を踏まえ、次のように設定し、耐震化の促進に取り組めます。

表 住宅の耐震化目標〔ケース1〕－住宅・土地統計調査の耐震改修項目値を引用した推計

	現在（平成27年）		→	平成37年（目標）	
	住宅戸数	耐震化率		住宅戸数	耐震化率
合計	28,643	—		31,760	—
耐震性を満たす	25,808	90.1%		30,490	96.0%
耐震性不十分	2,835	9.9%		1,270	4.0%

表 住宅の耐震化目標〔ケース2〕－県の算出値による推計

	現在（平成27年）		→	平成37年（目標）	
	住宅戸数	耐震化率		住宅戸数	耐震化率
合計	28,643	—		31,760	—
耐震性を満たす	24,320	84.9%		30,172	95.0%
耐震性不十分	4,323	15.1%		1,588	5.0%

注) 平成37年の住宅戸数は、『守山市第5次総合計画』の「世帯の推計」に記載する平成27年値29,170世帯から平成32年値30,729世帯への増加率1.053（5年間）を用い算出
〔計算式〕平成27年の住宅戸数28,643戸×1.053×1.053（10年間分）＝31,760戸

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標については、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の目標値 96.5%と同様に次のように定め、建築物所有者等に対する耐震化を促進します。

多数の者が利用する建築物の耐震化目標	平成 37 年度までに 96.5%
--------------------	-------------------

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標 (単位：棟)

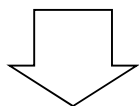
多数の者が利用する建築物		現 状 (平成 27 年度)			目 標 (平成 37 年度)			
用途	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		建築物数	耐震性有 建築物数 ()内は耐 震性無し数	現 状 耐震化率 (%) (②/①)	推計建築 物数 (増加数)	耐震性有 建築物数 ()内は耐 震性無し数	目標を達 成するた めに耐震 化が必要 な建築 物数	目標 耐震化率 (%) (⑤/④)
災害時に重要な機能を果たす建築物	合計	101	99 (2)	98.0	106	106 (0)	2	100.0
	公共	83	81 (2)	97.6	83	83 (0)	2	100.0
	民間	18	18 (0)	100.0	23	23 (0)	0	100.0
不特定多数の者が利用する建築物	合計	91	74 (17)	81.3	124	118 (6)	11	95.2
	公共	10	6 (4)	60.0	10	10 (0)	4	100.0
	民間	81	68 (13)	84.0	114	108 (6)	7	94.7
特定多数の者が利用する建築物	合計	190	169 (21)	88.9	240	229 (11)	10	95.4
	公共	8	8 (0)	100.0	8	8 (0)	0	100.0
	民間	182	161 (21)	88.5	232	221 (11)	10	95.2
公営住宅	合計	12	9 (3)	75.0	12	12 (0)	3	100.0
	県営	4	4 (0)	100.0	4	4 (0)	0	100.0
	市営	8	5 (3)	62.5	8	8 (0)	3	100.0
計	合計	394	351 (43)	89.1	482	465 (17)	26	96.5
	公共	113	104 (9)	92.0	113	113 (0)	9	100.0
	民間	281	247 (34)	87.9	369	352 (17)	17	95.4

※耐震診断が予定なしまたは不明な建築物は「耐震性なし」として算定

(3) 市有建築物の耐震化の目標

市有建築物の耐震化の目標を次のように設定します。

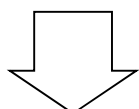
市有建築物：127棟 (A)
(法律上構造計算を要しない建築物(平屋でかつ200㎡以下の建築物)を除く。)



耐震性が求められる建築物を抽出

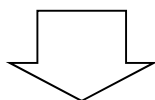
- ・避難施設に指定されている建築物
 - ・不特定または多数の者が利用する建築物
 - ・防災上重要な建築物
 - ・社会的な生活基盤である建築物
- 以上を抽出

耐震性が求められる建築物：120棟



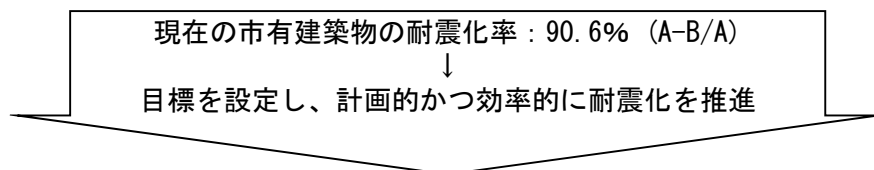
昭和56年以降に建設された建築物を除く

昭和55年以前に建設された施設(旧耐震基準で建設された施設)：56棟



耐震診断の結果、所要の耐震性能を満たすと判断された建築物の棟数を除く(42棟)

■耐震化対策の対象とする市有建築物の総数：12棟 (B)	
<p>○耐震性不十分(9棟)</p> <ul style="list-style-type: none">・市役所(5棟)・シルバーワークプラザ守山(1棟)・老人憩いの家(1棟)・守山中学校(2棟(平成28年度解体予定))	<p>○耐震性不明(3棟)</p> <ul style="list-style-type: none">・久保団地(3棟)



■市有建築物の耐震化の目標：平成37年度までにおおむね100%

4. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

4-1. 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが大原則であり、住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

また、平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、耐震性を有さないおそれのあるすべての住宅・建築物の所有者はその住宅・建築物について耐震診断を行うよう努めなければならないことと、診断結果により必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないことが定められました。

こうした所有者等の取組を支援するため、市は県および地元自治会等と連携し、自助・共助・公助のバランスに配慮し、住宅・建築物の耐震化への取組を行います。

次頁に示すとおり、それぞれが役割を担い、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度など必要な施策を講じることとします。

これまでも次の地域、建築物を「重点的に耐震化すべき地域」および「重点的に耐震化すべき建築物」とし、耐震化の促進を図る取組を進めてきました。

重点的に耐震化すべき地域
①古い木造住宅等の密集地域（2 項道路沿道建築物含む） ②地域の防災拠点地区（官庁街等） ③被害の発生しやすい地域（軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等）
重点的に耐震化すべき建築物
①生活の基盤となる建築物（住宅等） ②災害時に重要な機能を果たす建築物（災害対策本部、災害拠点病院、避難所等） ③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等） ④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物 （緊急輸送道路や生活道路沿いの建築物） ⑤災害時に多大な被害につながるおそれがある建築物（危険物貯蔵施設等）

引き続き、これらの取組を進めるとともに、平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、耐震診断の義務が課されることになった次の建築物について、所有者への啓発、支援策の創設等、耐震化の促進を図る取組を強化することとします。

耐震診断義務対象の建築物
①要緊急安全確認大規模建築物 ②要安全計画記載建築物（避難路沿道建築物・防災拠点施設等）

また、住宅については、守山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成し、毎年度、その進捗状況を評価するとともに、プログラムを見直し、改善を図るなかで、耐震化を強力に推進していきます。

表 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割

施策	実施機関	実施する施策の内容
普及・啓発	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 地震防災対策情報に関するテレビ番組の制作・放映による啓発 パンフレットの作成・配布 広報、耐震化啓発セミナー、出前講座による啓発 情報の提供（概算平均的工事費用、被害想定、地震動予測等の地震関連情報等の提供） 既存建築物の耐震相談窓口の開設 防災関連機関との連携
	滋賀県 守山市(所管行政庁)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物防災週間、既存建築物防災点検や既存建築物の定期報告の機会を利用した指導の実施
	守山市	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成・配布 広報、耐震化啓発セミナーの開催による啓発 情報の提供（地震防災マップ等） 防災関連機関や地元自治会との連携 戸別訪問による耐震診断・改修の勧め
	地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報の周知（パンフレットの配布等） 広報等による啓発・周知 地域の危険箇所の点検等地域防災対策の推進
	(一社)滋賀県建築士事務所協会 建築関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震に関する相談窓口 パンフレットの配布
技術者の育成・登録 診断員の養成	滋賀県 建築関係団体 (一財)滋賀県建築住宅センター	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断員養成講習会の開催 建築技術者講習会の開催 木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会の開催 受講者の登録、県民への情報提供
耐震診断	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援 市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援 事業手法に応じた診断法の検討（伝統構法等） 市町木造住宅耐震補強案作成事業への支援
	守山市	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断員派遣事業の実施 木造住宅耐震補強案作成事業の実施 既存民間建築物耐震化促進事業の実施
	(一財)滋賀県建築住宅センター	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断員派遣事業の受託 木造住宅耐震補強案作成の受託
耐震改修計画の認定	滋賀県 守山市(所管行政庁)	<ul style="list-style-type: none"> 認定制度の普及 耐震改修計画の認定
	耐震改修検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修計画の内容について検討
耐震改修	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 市町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業への支援 木造住宅耐震シェルター等普及事業 改修技術、工法等の検討
	守山市	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施 既存民間建築物耐震化促進事業の実施 木造住宅耐震シェルター等普及事業
重点地区の耐震性能の向上	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 市町との協議、連携、指導、啓発
	守山市(所管行政庁)	<ul style="list-style-type: none"> 指導・啓発 重点地区の選定 重点地区の整備の検討、指導、啓発
重要建築物の耐震性能の向上	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 県有建築物の耐震診断・改修の推進
	滋賀県 守山市(所管行政庁)	<ul style="list-style-type: none"> 啓発、指導、指示等 公共建築物の台帳整備（進行管理） 建築物の台帳整備（進行管理）
	守山市	<ul style="list-style-type: none"> 市有建築物の耐震診断、改修の促進 公共建築物の台帳整備（進行管理）

4-2. 促進を図るための支援策

市民に対し既存建築物の耐震診断および耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の住宅・建築物耐震改修等事業補助金を活用しながら、引き続き既存住宅・建築物の耐震改修の促進を図ります。

また、耐震診断や耐震改修に対する融資制度や税の優遇措置、耐震改修促進法による建築基準法の特例措置といった支援策の周知を図ります。

表 耐震診断・耐震改修に対する助成措置

事業名	対象		内容		
	住宅	建築物	診断	設計	改修
木造住宅耐震診断員派遣事業	○		○		
木造住宅耐震・バリアフリー改修事業	○			○	○
既存民間建築物耐震化促進事業	○	○※1	○	○※3	○※3
木造住宅耐震改修概算費用作成事業 (木造住宅耐震補強案作成事業) (木造住宅耐震相談事業)	○				
避難路沿道建築物耐震化促進事業	※2	※2	○		
木造住宅耐震シェルター等普及事業	○				

※1 特定既存耐震不適格建築物等を対象

※2 県または市が指定する道路の沿道建築物

※3 設計・改修は、要緊急安全確認大規模建築物を対象

(1) 木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の概要

市は、平成15年度から旧耐震基準で建築された在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断事業である「木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しています。

今後、さらに制度のPR、ならびに診断員に関する十分な情報提供を行い、制度活用への誘導を積極的に推進します。

表 木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要

(2015年現在)

対象建築物	耐震診断の費用
次のすべてに該当する市内の「木造住宅」 ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成していること。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。 ウ 階数が2階以下で、かつ延べ面積が300㎡以下であること。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法によるものでないこと。 オ 大臣等の特別な認定を得た工法による建築物でないこと。	無料（負担なし）

(2) 木造住宅耐震改修概算費用作成事業（木造住宅耐震補強案作成事業）の概要

本事業は、昭和 56 年 5 月以前に建築されている木造住宅で、市が行う無料耐震診断員派遣事業などで耐震診断を受けた結果、上部構造評点 0.7 未満（耐震性がない）と判定された木造住宅の所有者が希望した場合に、耐震性がないと判定された木造住宅を上部構造評点 0.7 以上に引き上げる耐震改修の補強案と概算費用の算出を行います。

表 木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要

対象建築物	概算費用（補強案）作成の費用
次のすべてに該当する市内の「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成していること。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。 ウ 階数が 2 階以下で、かつ延べ面積が 300 m ² 以下であること。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法によるものでないこと。 オ 大臣等の特別な認定を得た工法による建築物でないこと。	無料（負担なし）

(3) 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の概要

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、木造住宅の倒壊等による災害を軽減するため、バリアフリー改修と併せて、耐震改修工事を行う所有者に補助を行い、耐震改修を促進する事業です。

今後も引き続き、制度活用による耐震改修実施への誘導を積極的に図ります。

表 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の制度概要

(2015 年現在)

対象建築物
次のすべてに該当する市内の「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成していること。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。階数が 2 階以下で、かつ延べ面積 300 m ² 以下であること。 ウ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法によるものでないこと。大臣等の特別な認定を得た工法による建築物でないこと。 エ 総合評点または上部構造評点が 0.7 未満「倒壊の可能性が高い」と診断されたものを 0.7 以上とするものであること。（バリアフリー工事を併せて行うことも可能） オ 滋賀県の木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の名簿に登録された設計者・施工者によるものであること。

表 補助金額

補助対象経費	基本補助額	加算項目				最大補助額
		居住者に高齢者（満 65 歳以上の方）を含む場合	市内業者に限る（設計・施工業者とも）	緊急輸送道路等沿いの住宅で一定の条件を備えるもの	高齢者のみの世帯の場合	
50 万円超 ～100 万円以下	10 万円	+5 万円	+5 万円	—	—	20 万円
100 万円超 ～200 万円以下	20 万円	+10 万円	+5 万円	+10 万円	+5 万円	50 万円
200 万円超 ～300 万円以下	30 万円	+10 万円	+10 万円	+10 万円	+10 万円	70 万円
300 万円超～	50 万円	+20 万円	+10 万円	+10 万円	+10 万円	100 万円

※高齢者のみの世帯の場合は、居住者に高齢者を含む世帯の場合を加算できる。

※補助対象経費には、耐震改修工事のほか、当該工事に係る設計・監理料と当該工事に併わせて実施されるバリアフリー工事（避難経路の段差解消や手すり設置工事等）も含むことができます。

(4) 既存民間建築物耐震化促進事業補助金の概要

既存耐震不適格建築物および住宅に対し、耐震化促進のための補助を実施しています。

表 既存民間建築物耐震化促進事業補助金制度概要 (2015年現在)

建築物名称		負担者		耐震診断		備考	
		負担割合		補助限度額 (千円)			
		補助割合	事業者負担				
特定既存耐震不適格建築物		3/4	1/4	2,250			
要安全確認 計画記載建 築物	防災拠点施設	10/10	0	国費限度額あり			
	通行障害既 存耐震不適 格建築物	住宅以外の建築物 (マンション含む)	10/10	0	国費限度額あり		
		住宅 (マンション除く)	10/10	0	国費限度額あり		
要緊急安全確認大規模建築物		11/12	1/12	国費限度額あり		設計改修(建替) 補助制度あり	
住宅	長屋および共同住宅	2/3	1/3	2,000			
	一戸建て住宅	2/3	1/3	86			

(5) 木造住宅耐震シェルター等普及事業

耐震シェルターや防災ベッドは、地震による住宅の倒壊から、一定の安全な空間を確保するための命を守る装置であり、その設置にかかる費用の一部を助成します。

表 木造住宅耐震シェルター等普及事業の概要

対象建築物	補助基本額
昭和56年5月31日以前に着工され完成している個人木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断(評点0.7未満)されたもの	耐震シェルター等の本体およびその設置に要する費用 補助金額: 20万円 (県費のみの場合)



(6) 耐震改修促進法による支援措置の概要

「耐震改修促進法」により、耐震改修計画の認定を受けた建築物について、以下の支援措置が講じられていることから、これらの周知を図ります。

【建築基準法の特例】

①既存不適格建築物の制限の緩和

安全性の向上を図るための耐震改修を行う場合、既存不適格の内容がやむを得ないと認められるものについては既存不適格部分の改修を行わなくてもよいこととなりました。

②耐火建築物に関する制限の緩和

耐震改修工事により、やむを得なく耐火建築物に関する規定に適合しなくなる場合、火災を早期覚知できる一定の措置が講じられれば、当該規定は適用されません。

③建築確認手続きの特例

計画の認定をもって建築確認とみなされ、建築基準法の手続きが簡素化されます。

④耐震改修計画の認定基準の緩和および容積率・建ぺい率の特例

新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事拡大および容積率・建ぺい率の特例措置が拡充されました。

図 容積率・建ぺい率の特例の改正概要

認定対象となる工事の拡大

■ 現行

建物形状の変更を伴わない改築や、柱・壁の増設による増築などに対象工事が限定



■ 平成 25 年法改正後

増築や改築の工事の範囲の制限を撤廃(これより耐震改修計画の認定を受けられる工事範囲が拡張され、外付けフレーム工法などの床の増築を伴う耐震改修工法も耐震改修計画の認定対象となる)

出典：「耐震診断耐震改修のススメ」(一社)建築性能基準推進協会

⑤区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が緩和されました。

⑥耐震性に関する表示制度

耐震性を確保し認定を受けた建築物について、その旨を表示できる法定制度が創設されました。

4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 業者情報等の情報提供の拡充

リフォーム事業者・工務店は、市民が改修工事を行うときの最も身近な存在である一方、「悪質リフォーム」の問題があり、耐震改修が促進されない要因の一つとなっているとも考えられます。現在、これらの事業者に対する市民の不安を解消するために、市の担当窓口において、耐震改修の登録設計者、登録施工者情報『守山市内業者・事業者PR票』についての市民からの相談について対応していますが、今後も継続して行うとともに、市のホームページに掲載するなど、身近に確認できるようにしていきます。

併せて、無料耐震診断の事業である『木造住宅耐震診断員派遣事業』、『木造住宅耐震改修概算費用作成事業（木造住宅耐震補強案作成事業）』および『木造住宅耐震・バリアフリー改修事業』について、引き続き周知を図っていきます。

(2) 耐震・バリアフリー改修工事設計者等、施工管理者の登録状況、紹介体制

木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の登録名簿（設計者等 875 名、666 社・施工管理者 1,197 名、921 社／平成 27 年 9 月 30 日現在）を、市の担当窓口にて公開しています。

(3) 耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催

県が実施している耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況および登録名簿の登録者数等は、次のとおりです。

表 県による耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況（平成 27 年 9 月現在）

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
3	6	7	4	1	2	2
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合計
2	2	1	2	3	3	38

(4) 情報提供のホームページ

市では、耐震診断や改修工事補助金等の申込書等の各種申請書類のホームページによる提供をしています。

滋賀県では、ホームページで、耐震改修セミナー、滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、および滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会等の案内を行っています。さらに、滋賀県防災情報マップ（ホームページ）で想定される地震に対しての推定震度分布および液状化危険度分布を公開しています。

一般財団法人滋賀県建築住宅センターのホームページでは、診断員登録名簿、木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の名簿（設計者、施工者）を公開しています。

一般財団法人日本建築防災協会ホームページでは、耐震診断・改修実施事務所、各自治体および建築技術者への相談窓口の紹介を行っています。

耐震支援ポータルサイトでは、耐震診断、改修に関しての法令、補助制度の紹介を行っています。

■ 滋賀県ホームページ(滋賀県防災ポータル)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html>

■ 滋賀県防災情報マップ(ハザードマップ)

<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

■ 一般財団法人滋賀県建築住宅センター

<http://www.zai-skj.or.jp/>

■ 一般財団法人日本建築防災協会ホームページ

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

■ 耐震支援ポータルサイト

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/portal/index.html>

4-4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項

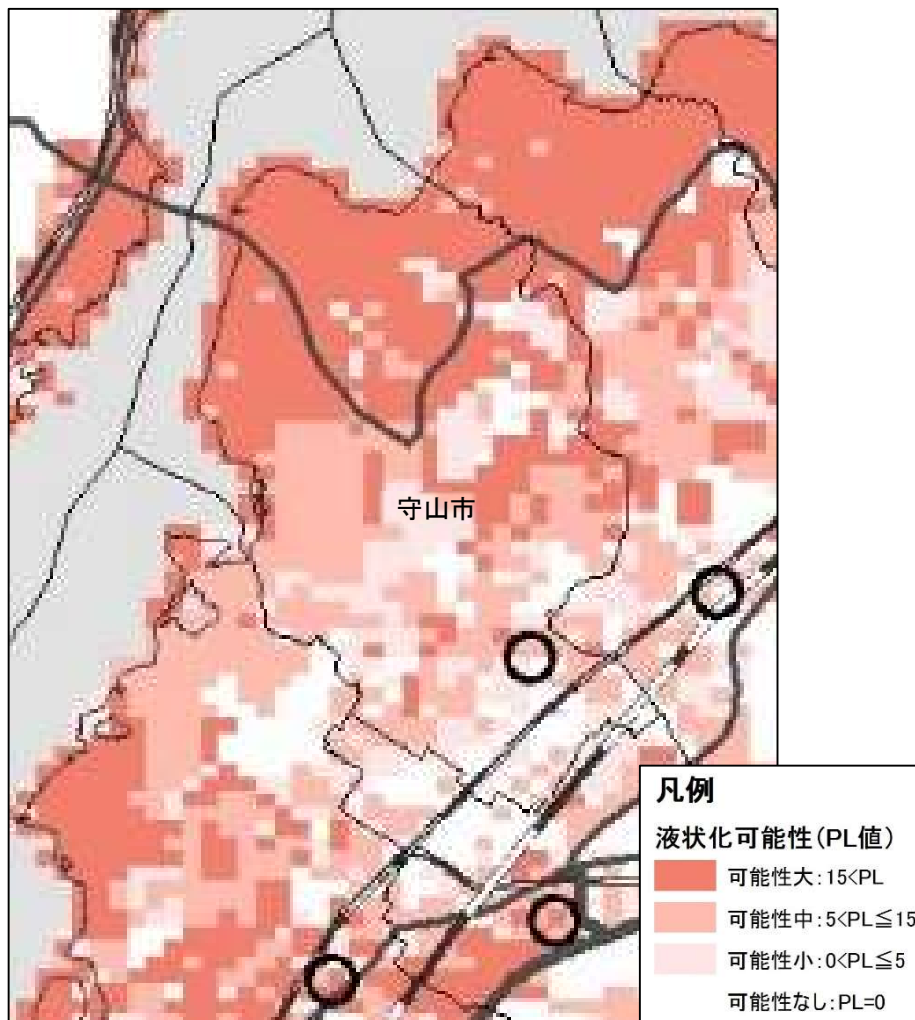
住宅・建築物の耐震化について、「促進を図るための支援策」や「安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備」と併せて、地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項についても取り組んでいきます。

(1) 液状化の対策

平成 23 年の東日本大震災では、数多くの場所で地盤の液状化による建築物の傾斜、倒壊が発生しました。

本市内で液状化の発生が予想される地域について周知を図るほか、それらの地域において必要な耐震対策の情報提供を行います。

図 液状化予測（滋賀県想定：震源が琵琶湖西岸断層帯の場合 case1）



出典：滋賀県地震被害想定（平成 26 年 3 月訂正版）

注：P L（液状化指数）

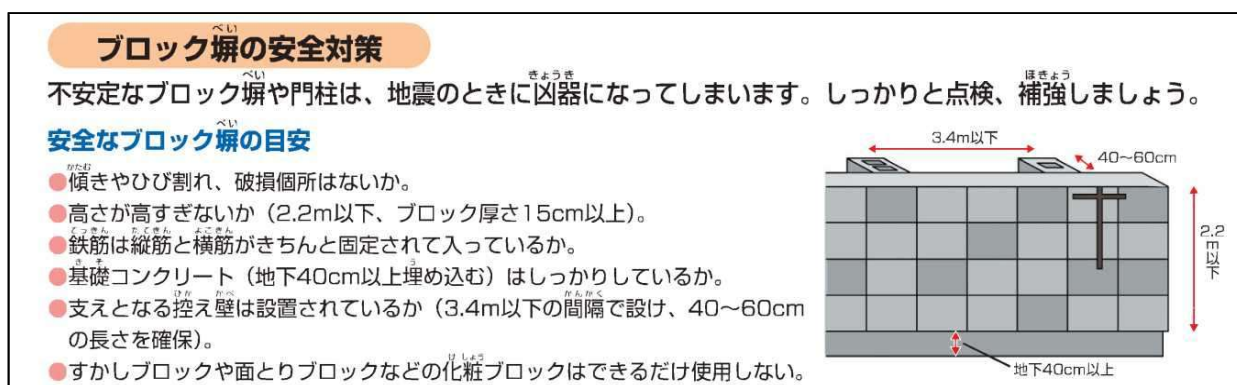
PL 値はある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとするものであり、各土層の液状化強度（せん断応力に対する強度）を深さ方向に重みをつけて足し合わせた値

(2) ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。具体的な取り組みとして、防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通して、ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていきます。

また、ブロック塀の適正な施工については、これまでの防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体に要請していきます。

図 ブロック塀の安全対策



出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

(3) ブロック塀等の改修促進

地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、道路等に面するブロック塀等の撤去または改修に対して補助金制度を設け、ブロック塀等の改修の促進に取り組みます。

表 ブロック塀等改修促進事業の制度概要

補助対象となるブロック塀等	補助内容
<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、組積造の塀等 ● 道路等に面しており、倒壊による被害が道路等におよぶおそれがあるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次～第3次緊急輸送道路 ・ 通学路 ・ 住宅や事業所等から避難所、避難場所へ至る避難路 ・ 公園、緑地 ・ 避難所、避難場所（公園・緑地に限る）等 ● 地面からの高さが80cm以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 撤去する場合 費用の2/3（上限15万円） ● 撤去し、軽量のフェンスを新設する場合 費用の2/3（上限25万円）

(3) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルや屋外広告物の落下、また、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落が多く発生し、大きな被害につながりました。

地震発生時のこのような事故を防ぐため、市街地で人の通行が多い道路沿いや避難路沿いの建築物の窓ガラス、外壁に使われているタイルや屋外広告物、大規模天井等の落下防止対策に関する技術的な情報提供を行っていきます。

特に、落下すれば大きな被害につながるおそれのある大規模天井等については、建築基準法に「特定天井」の構造方法が定められるとともに、災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設、固定された客席を有する劇場、映画館等既存建築物について、その改修を行政指導できることになりました。このことについて、建築物の所有者、管理者等に対する啓発・指導に努めていきます。

(4) エレベーターの地震防災対策

東日本大震災ではエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形等が複数箇所で発生したため、建築基準法施行令が平成 26 年に改正され、釣合おもりの脱落防止構造の強化や、地震に対する構造上の安全性を確かめるための構造計算の規定が追加されるなど、エレベーターの脱落防止対策に関する規定が定められました。

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

また、現行指針に適合していない既存のエレベーターについては、建築基準法による定期検査の機会を活用し、建築物の所有者、管理者等に対し、耐震安全性の確保、地震時管制運転装置の設置、閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備等、現行指針における地震防災対策に関する情報提供を行うように努めます。

(5) エスカレーター地震防災対策

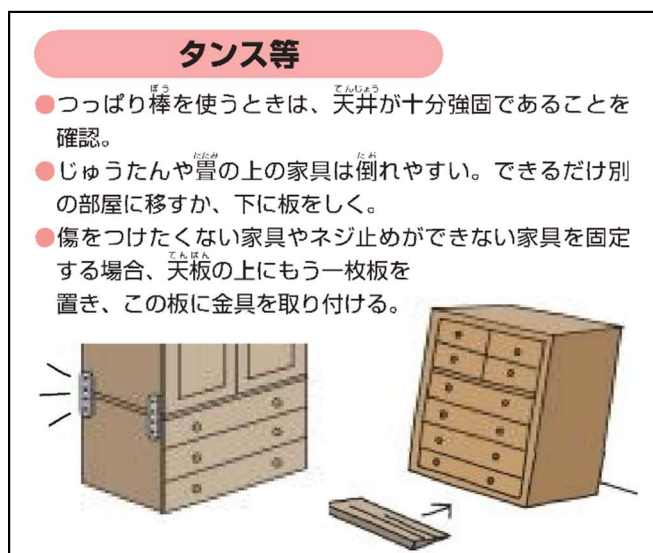
東日本大震災ではエスカレーターの脱落が複数箇所で発生したため、建築基準法施行令が平成 26 年に改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する次のような関係規定が定められました。

- ・十分な「かかり代」を設ける構造方法
- ・脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

(6) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷すること、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、防災パンフレット等を通じて、家具転倒防止の対策を市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていきます。



出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

(7) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策について

東日本大震災では住宅等に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しました。これらはアンカーボルト等による緊結方法が不適切であったことから、告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」が平成 25 年に一部改正施行され、給湯器等の設置状況等に応じて規定された仕様の固定方法とするか、構造計算により確認するかのいずれかの方法で、地震に対する安全確保を図ることと定められました。

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

(8) 地震時の住宅火災の防止について

大地震の発生時における、電気設備、熱源等の損壊による住宅火災の発生を防止するため、感震ブレーカの導入等、その対策についての情報提供を行います。

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

5-1. 地震ハザードマップの周知・啓発

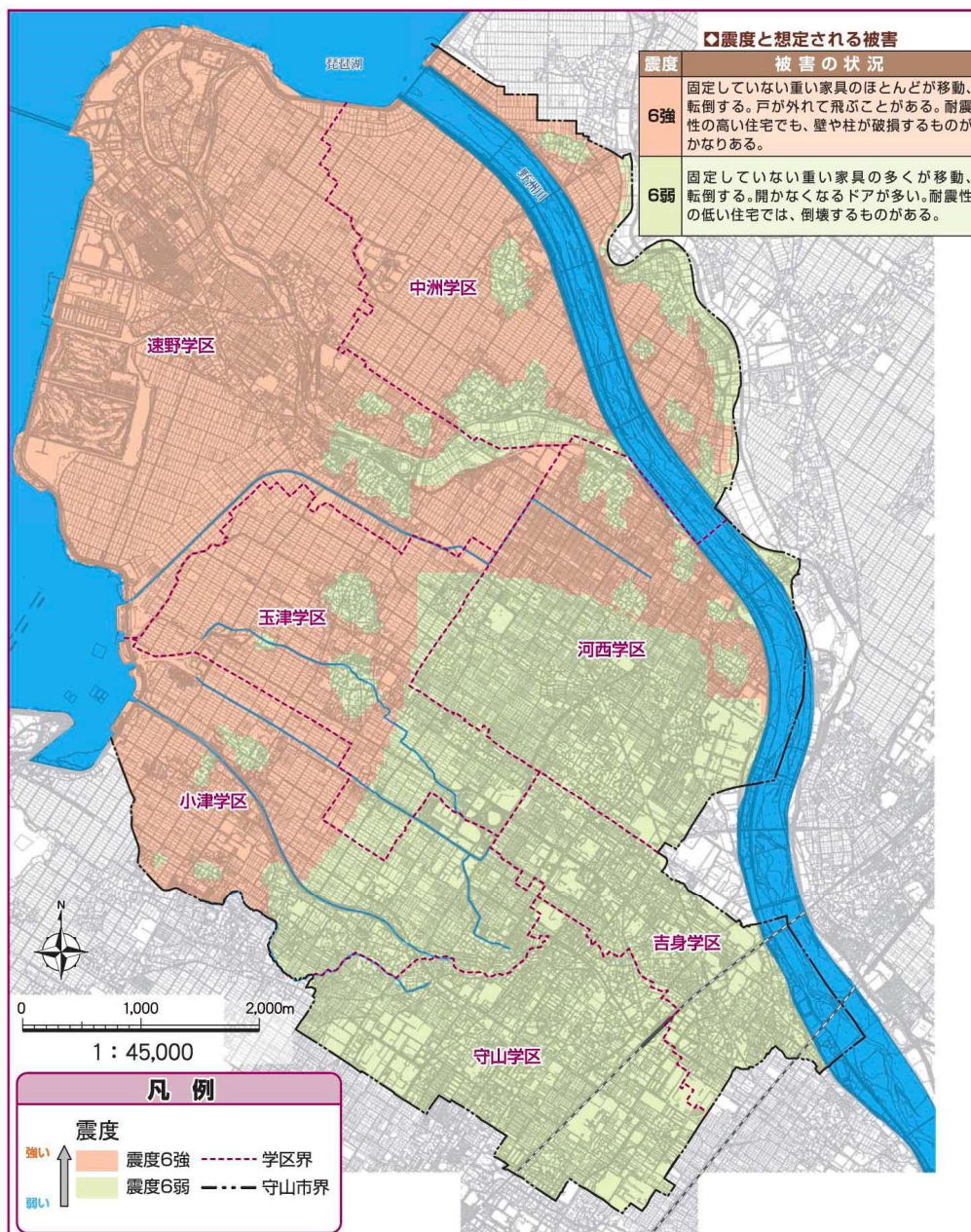
地震被害を緩和するためには、住宅・建築物の耐震化によるハード面での対策を着実に進めるとともに、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、ハザードマップの利用・浸透や過去の災害事例の紹介等による、住民の防災意識の啓発等、ソフト面での対策を推進することが重要です。

市は、地震ハザードマップを作成し、ホームページ等で公開しています。建築物所有者に対して、地震への意識を高めるため、地震ハザードマップを周知し啓発を行います。

図 地震ハザードマップ（守山市防災マップ・平成24年改訂版）

2-5. 琵琶湖西岸断層帯地震（震源：南部）の想定震度マップ

このマップは、琵琶湖西岸断層帯地震（震源：南部）が発生した場合の想定震度を示しています。
琵琶湖西岸断層帯地震（震源：南部）の今後30年以内の発生確率はほぼ0%とされておりま



地震編

水害編

共通編

5-2. 相談体制の整備および情報提供の充実

現在、既に耐震診断等の相談窓口を設けており、「木造住宅耐震診断員派遣制度」「木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」等に関する具体的な支援方策について、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

5-3. パンフレット・セミナー等市民への啓発の推進

市は県と連携して、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及を積極的に推進します。

具体的には、市民へ耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの配布等を行います。特に、耐震診断を受けていない建築物の所有者へパンフレットを配布し、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を強力に進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めるとともに、各種建築関係団体等と連携し、市民からの相談に応じます。

その他、次のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

(1) 防災点検・パトロール

春、秋、2回行っている防災点検や定期報告のない建築物のパトロール等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

(2) 住宅月間

毎年10月は「住宅月間」として、催事などを通じ住宅に関し広く普及・啓発を行うとともに、市民に対する地震防災対策に関する情報提供を行います。

(3) 防災訓練

毎年9月1日を中心に防災訓練が実施されているところであり、このような機会に、建築物の地震防災対策に対する意識高揚に努めます。

(4) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行っていくよう、特殊建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

(5) 各種調査

既存建築物における地震対策等の調査（窓ガラスの地震対策等）を通じて、所有者、管理者等に対し、地震対策の啓発を行います。

5-4. 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進

現在、市や県が実施している無料木造住宅耐震診断員派遣制度に基づく耐震診断員の新規登録の促進や、耐震診断員の技術向上に向けた講習会等を開催する等、建築技術者の知識の向上を図ります。

また、現在実施している「木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者の名前の公表や、市の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、市民に身近な技術者の紹介や情報提供をより一層推進していきます。

さらに、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、住まいを快適にするだけでなく、同時に耐震改修することにより耐震性を確保するといった合理的な住宅改修のメリットを知ってもらうための事例等の情報提供について、リフォーム事業者と連携した施策を展開します。

5-5. 自治会等との連携

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このことから、市は自治会等と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識向上に努めるものとします。

5-6. 減災教育による人材育成

小学校では、総合学習の時間を活用した減災教育に取り組んでいるところもあります。市は、減災意識の向上と減災行動の気運をさらに盛り上げ、地震に強い地域づくり、人づくりを推進するために、減災教育への積極的な支援を行います。

6. 法令に基づく指導・助言または命令等に関する事項

6-1. 耐震改修促進法による指導等の実施

市は、地域内の特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物および要緊急安全確認大規模建築物の状況を調査します。また、耐震診断が義務付けられている要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の所有者からの耐震診断の報告の結果を受け、結果を公表します。

また、市は、これらの所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施する^{※1}よう努めています。

さらに、指導・助言に従わない場合については、必要に応じ指示^{※2}を行います。なお、指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、公表を行う等所要の措置を講じます。

公表^{※3}の方法については公報、報道発表、ホームページの活用等により行います。

※1 耐震改修促進法第12条第1項、第15条第1項、附則3条3項による

※2 耐震改修促進法第12条第2項、第15条第2項、附則3条3項による

※3 耐震改修促進法第12条第3項、第15条第3項、附則3条3項による

(1) 耐震診断が義務付けられている建築物

①耐震診断に関する命令の方法

診断に対する「命令」は、耐震改修促進法第8条第1項および第2項および附則第3条第3項に基づき、対象となる建築物の所有者に対し、診断を実施しない場合、診断結果を報告するよう命令し、命令したことは耐震改修促進法第9条および附則第3条第3項に基づく公表であることを明確にするとともに、市民に広く周知するため、市の広報やホームページなどにより行います。

②耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第12条第1項および附則第3条第3項に基づき、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。また、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しては、地域を対象とした説明会を通して行うこともあります。

③耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、耐震改修促進法第12条第2項および附則第3条第3項に基づき、指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を交付する等の方法で行います。

④耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、耐震改修促進法第12条第3項および附則第3条第3項に基づき、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診

断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な判断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、法に基づく公表であることを明確にするとともに、市民に広く周知するため、市の広報やホームページへの掲載などにより行います。

⑤耐震診断が義務付けられている建築物の用途

耐震診断が義務付けられている建築物には、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物があります。耐震診断が義務付けられている建築物の用途および規模要件については、6頁に示す一覧表のとおりです。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

①耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第15条第1項および第16条第2項に基づき、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。

②耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、下記の建築物について、指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合に、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を交付する等の方法で行います。

- ・耐震診断を指示する建築物

耐震改修促進法第15条第2項に基づく建築物

- ・耐震改修を指示する建築物

「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク2.3の建築物

(また、ランクについては、後述の表〔A〕の各ランクの建築物の耐震性能を参照)

③耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、下記の建築物について、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な判断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、耐震改修促進法第15条第3項に基づく公表であることを明確にするとともに、市民に広く周知するため、市の広報やホームページへの掲載などにより行います。

- ・耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

昭和56年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物

所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物

- ・耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

ランク 2・3 の①災害時に重要な機能を果たす建築物

ランク 3 の②不特定多数の者が利用する建築物と③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

表〔A〕耐震改修促進法第15条第2項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用途		指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に基づき勧告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)					
法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁が特に必要と認めた建築物				
		イ 住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校				集会場・公民館・体育館 幼稚園、保育所等			
			ウ 救急医療等を行う施設					病院、診療所		
	エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等	改修	ランク2・3の建築物	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物				
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの								
	②不特定多数の者が利用する建築物		百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	診断	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁が特に必要と認めた建築物				
			ホテル・旅館							
			劇場、観覧場、映画館、演芸場							
			博物館、美術館、図書館							
			展示場							
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等				改修	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	ランク3の建築物
			理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等							
			遊技場							
			ホール、スケート場、水泳場等							
			公衆浴場							
自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設										
③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物										

表 各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基準
ランク1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度6強程度の地震で倒壊を免れる	Isが0.6以上、0.75未満かつ、qが1.0以上、1.25未満
ランク2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。	震度6強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク3以外で、Isが0.6未満の場合、またはqが1.0未満の場合
ランク3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度5強程度の地震で倒壊するおそれ	Isが0.3未満の場合 またはqが0.5未満

注1 Is: 耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6以上は震度6強程度まで安全と判断されるが、震度7の場合は0.75~0.9程度必要となる。

注2 q: 必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。

注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300~400gal(震度6強)であること、構造耐震指標 Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

6-2. 建築基準法による勧告または命令等の実施

建築基準法第10条では、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

市では、耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもののうち、震度5強程度の地震で倒壊するおそれのある耐震性能ランク3の建築物に対して、建築基準法第10条に基づき耐震改修を勧告し、従わない場合は命令を行う等の措置を行います。

6-3. 耐震改修を促進するための連携

所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定および実施の手順、公表のあり方等について、県と連携して行います。また、建築基準法の勧告、命令制度についても、その実施にあたって、明確な根拠が必要となることから県と連携して行います。

7. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

7-1. 新たに建築される建物の耐震性の確保

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

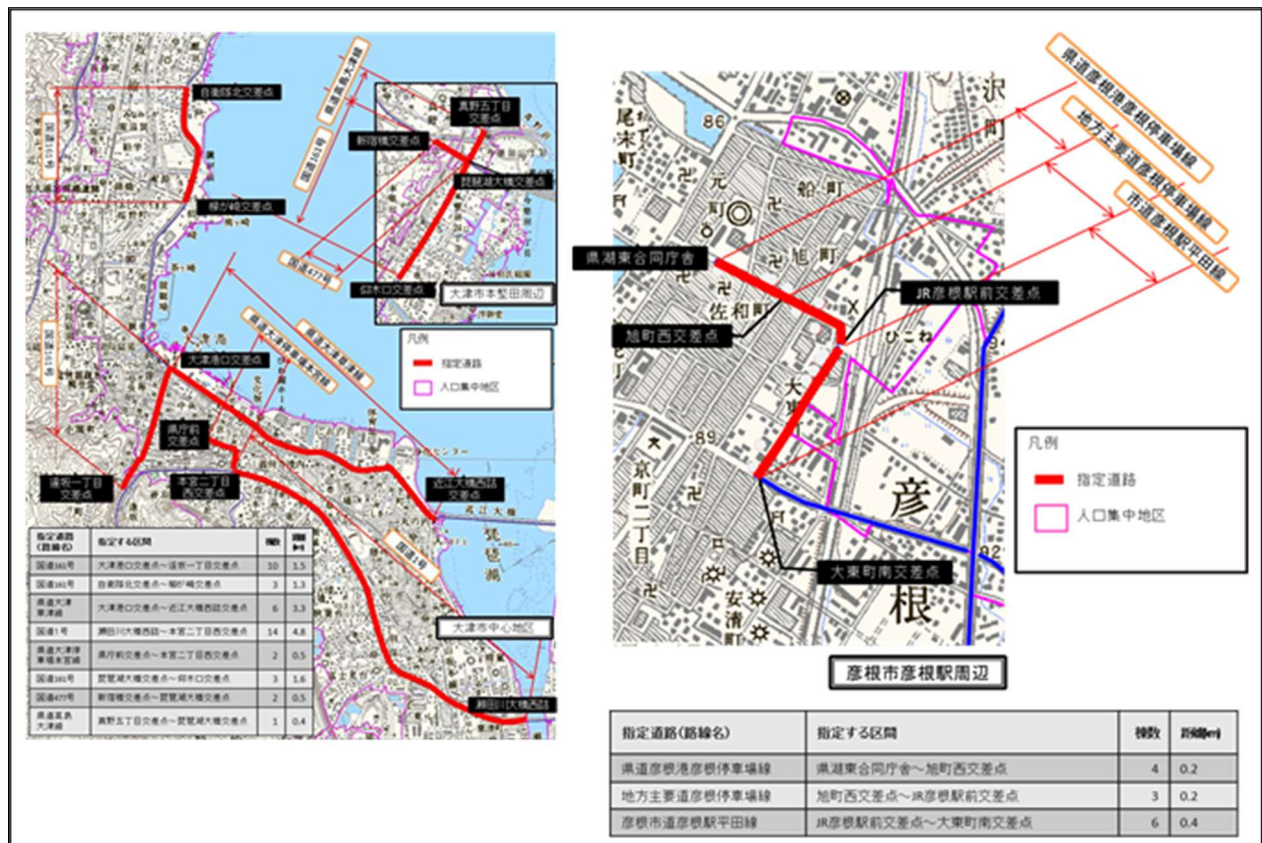
7-2. 県等への要請

市は、本計画の推進に当たり、必要がある場合には、県や関係団体等に協力要請や要望等を行います。

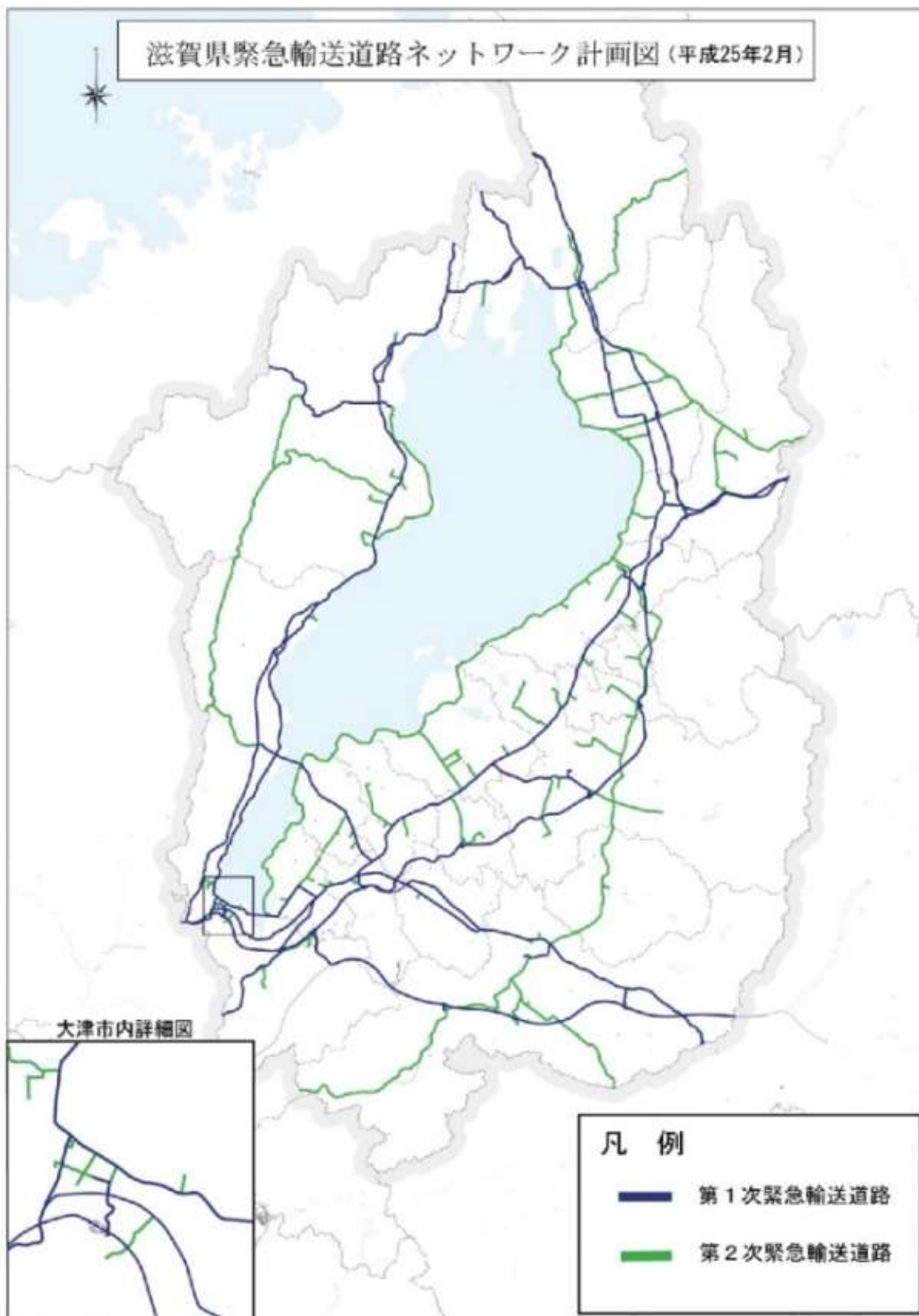
<参考資料1> 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき県が指定する道路表
(平成27年指定)

指定道路(路線名)	区分	路線種別	区間(起点)	区間(終点)	延長(km)	車線数	管理者
一般国道1号	第1次	一般国道	瀬田川大橋西詰	本宮二丁目西交差点	4.8	2	国土交通省
一般国道161号	第1次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	仰木口交差点	2.0	2	国土交通省
一般国道161号	第1次	一般国道	自衛隊北交差点	柳が崎交差点	1.3	3	国土交通省
一般国道161号	第1次	一般国道	大津港口交差点	逢坂一丁目交差点	1.5	2	国土交通省
一般国道477号	第1次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	新宿橋交差点	0.5	2	滋賀県
大津草津線	第1次	主要地方道	大津港口交差点	近江大橋西詰交差点	3.3	4	滋賀県
大津停車場本宮線	第1次	一般県道	県庁前交差点	本宮二丁目西交差点	0.6	2-4	滋賀県
高島大津線	第1次	一般県道	真野五丁目交差点	琵琶湖大橋交差点	0.4	2	滋賀県
彦根港彦根停車場線	第1次	一般県道	県湖東合同庁舎	旭町西交差点	0.2	2	滋賀県
彦根停車場線	第1次	主要地方道	旭町西交差点	JR彦根駅前交差点	0.2	4	滋賀県
彦根駅前平田線	第1次	彦根市道	JR彦根駅前交差点	大東町南交差点	0.4	4	彦根市

図 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき県が指定する道路図



＜参考資料 2＞ 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図（滋賀県）



《資料編》

資料－１．耐震診断実施者アンケート調査結果	51
資料－２．特定既存不適格建築物所有者アンケート調査結果	77
資料－３．住宅・建築物の耐震化推進事業に係る経過について	87
資料－４．守山市耐震改修促進計画の概要	89
資料－５．関係法令	91
資料－６．用語解説	129

資料－１．耐震診断実施者アンケート調査結果

守山市においては、耐震診断を実施された住宅所有者にアンケート調査を実施し、耐震対策についての意向を把握した。アンケート調査は、3回実施し調査結果の概要は次のとおりです。

○アンケート実施状況

	調査時期	送付数	回収数	回収率
第1回	平成19年10月1日から 平成19年10月15日まで	220票	109票	49.5%
第2回	平成20年1月25日から 平成20年2月15日まで	443票	295票	64.3%
第3回	平成27年3月19日から 平成27年3月27日まで	445票	246票	55.3%
計		1,108票	650票	58.7%

○診断年度別回答数

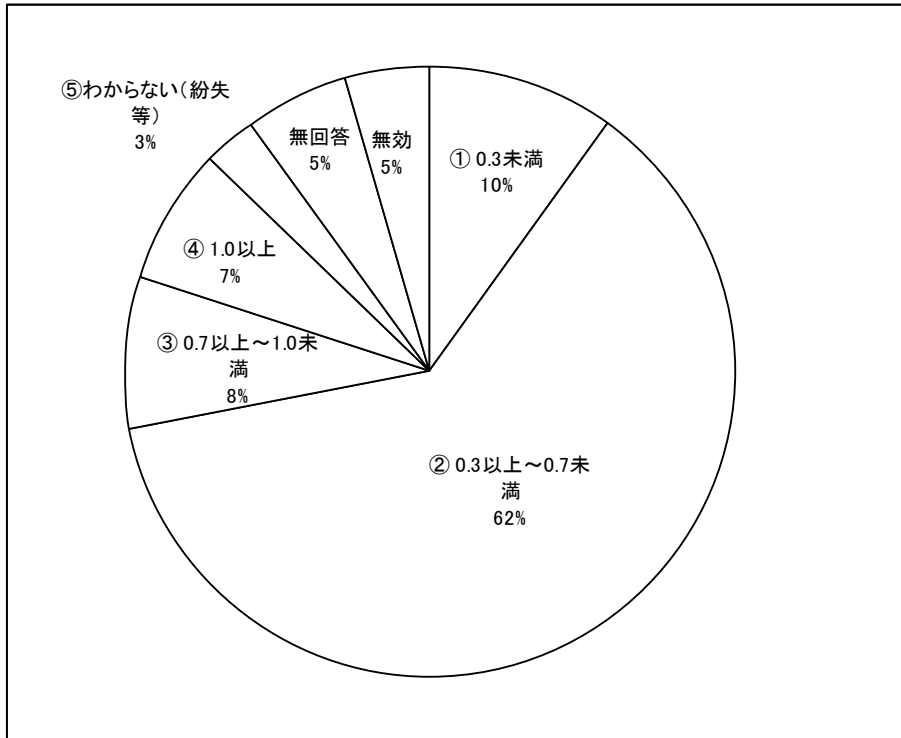
診断年度	送付数	回答数	回答率(%)
H19	136	71	52.2
H20	133	71	53.4
H21	152	87	57.2
H22	3	1	33.3
H23	7	5	71.4
H24	3	2	66.7
H25	5	5	100
H26	6	4	66.7
合計	445	246	55.3

○家族の年代で60歳、65歳以上を含まない回答数

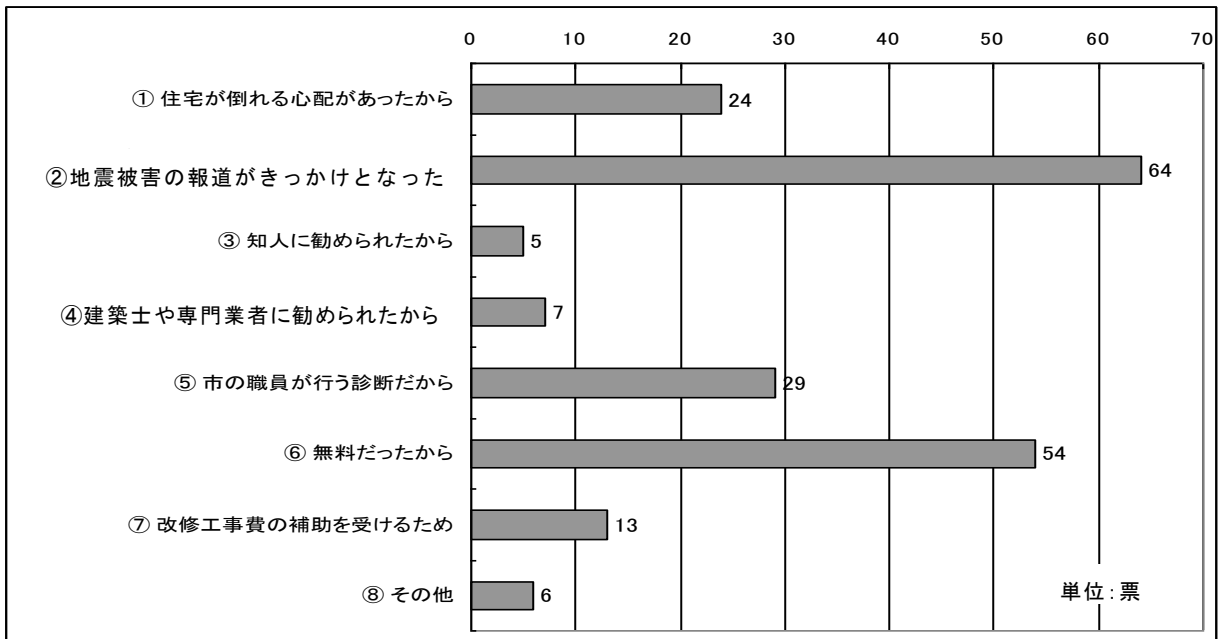
診断年度	回答数	60歳以上を 含まない	65歳以上を 含まない
H19	71	3	6
H20	71	2	8
H21	87	5	6
H22	1	0	0
H23	5	0	1
H24	2	0	0
H25	5	1	2
H26	4	1	2
合計	246	12	25
割合(%)		4.9	10.2

第 1 回調査結果（耐震診断実施者アンケート）

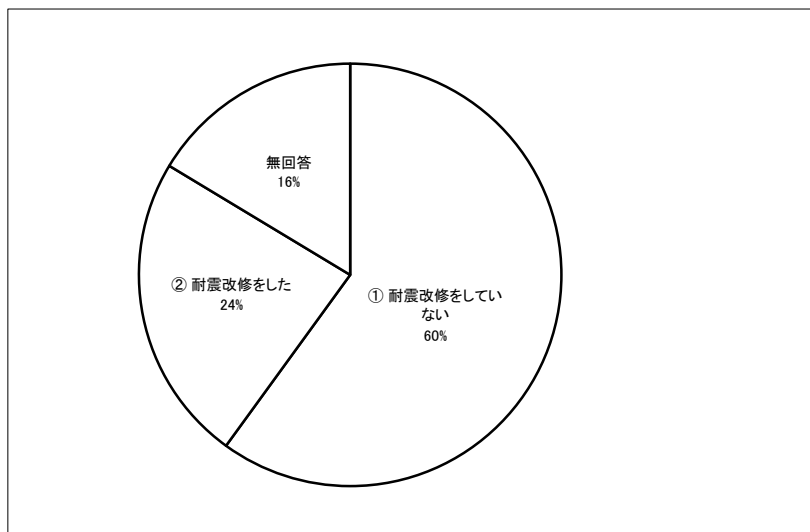
問 1：あなたの住宅の耐震診断の結果（総合評点）はどうでしたか



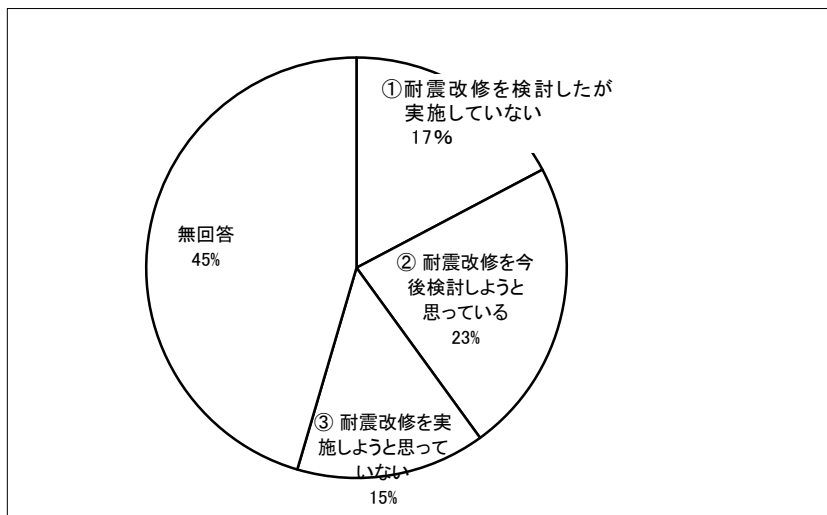
問 2：耐震診断を受けようとした理由は何ですか。（当てはまる一つに○）



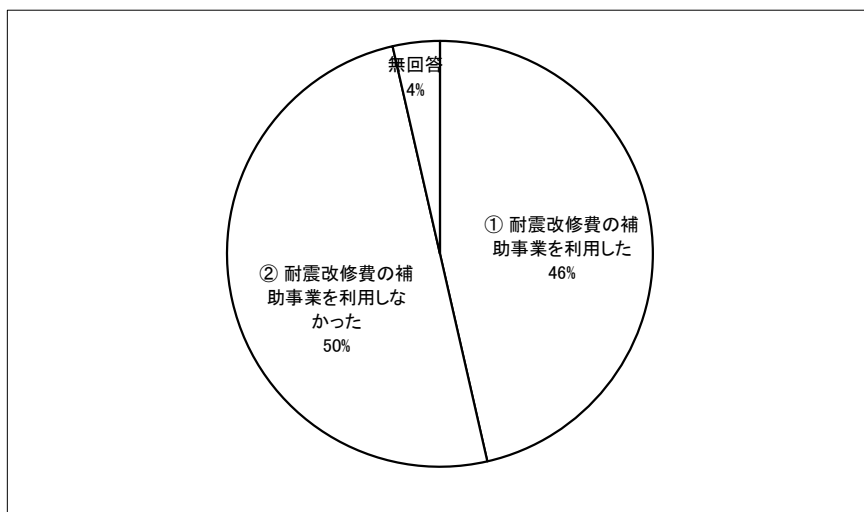
問 6 : 耐震診断の結果を聞いて、どのような対応をされましたか。(当てはまる一つに○)



問 7 : 耐震診断の結果を聞いて、どのような対応をされましたか。(当てはまる一つに○)

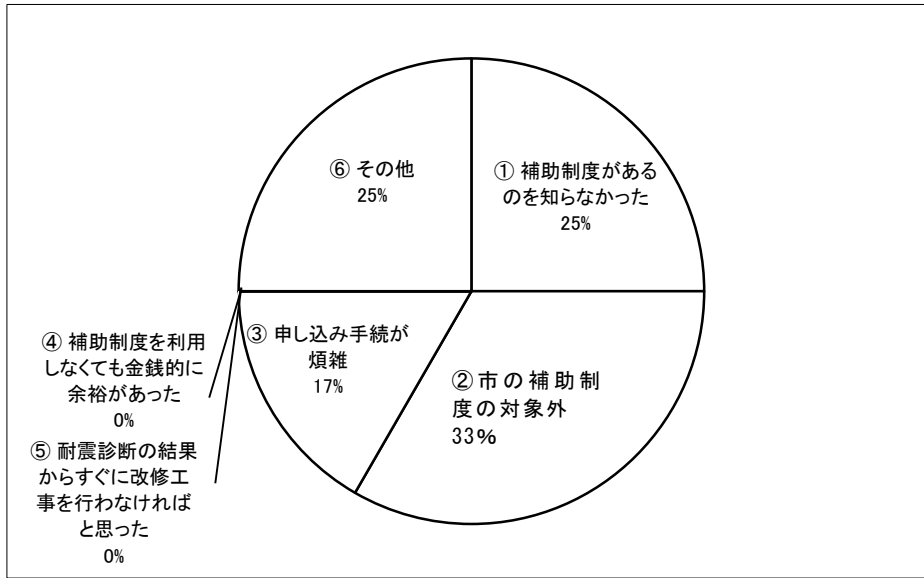


問 8 - 1 : 耐震改修を行った人にお尋ねします。(当てはまる一つに○)

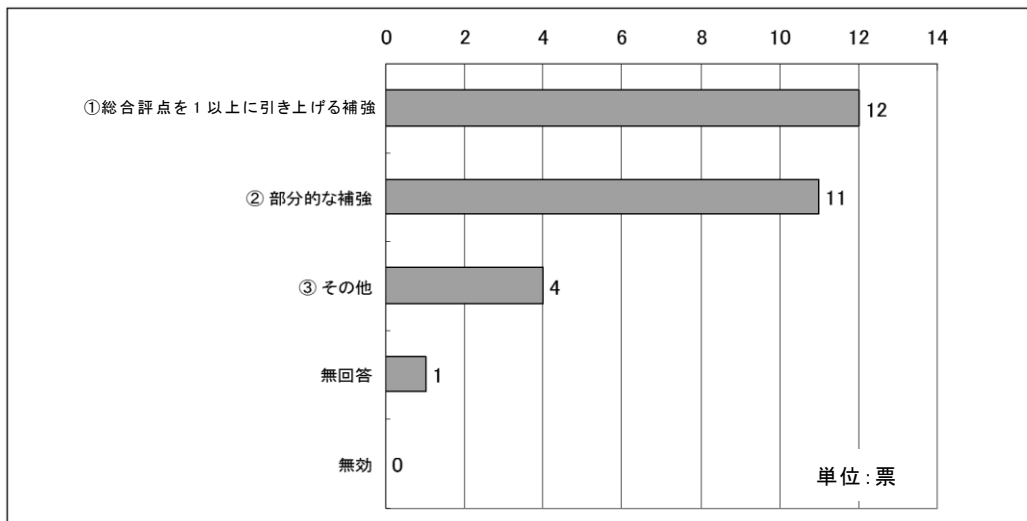


問 8 - 2 : 耐震改修費の補助事業を利用しなかった方にお尋ねします。

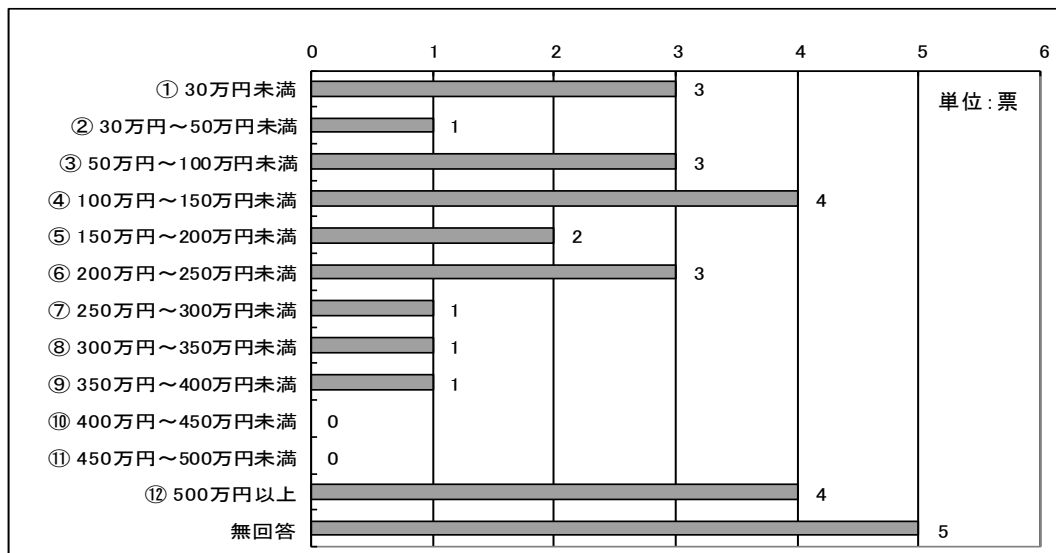
利用しなかった理由は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



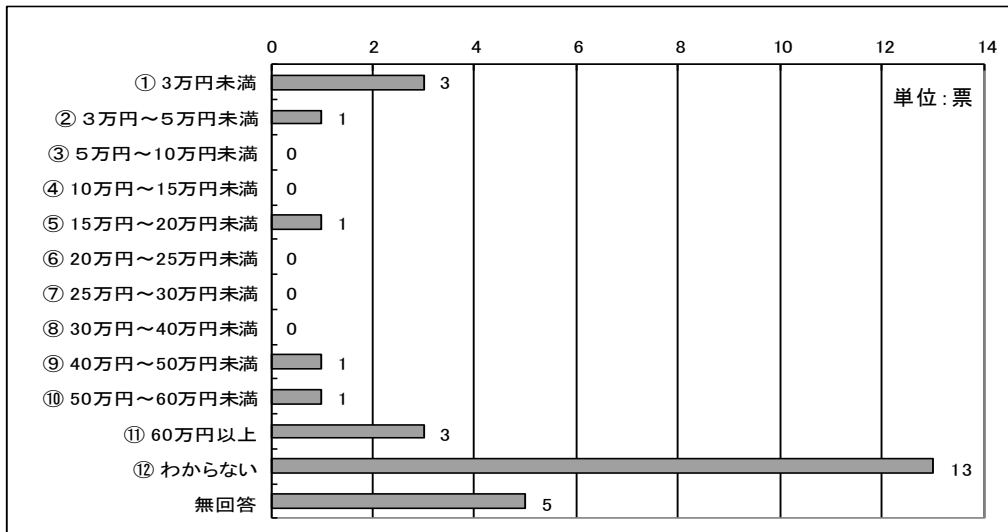
問 8 - 3 : どのような耐震補強工事をされましたか。



問 8 - 4 : 耐震補強工事(設計費を含む)の費用は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)

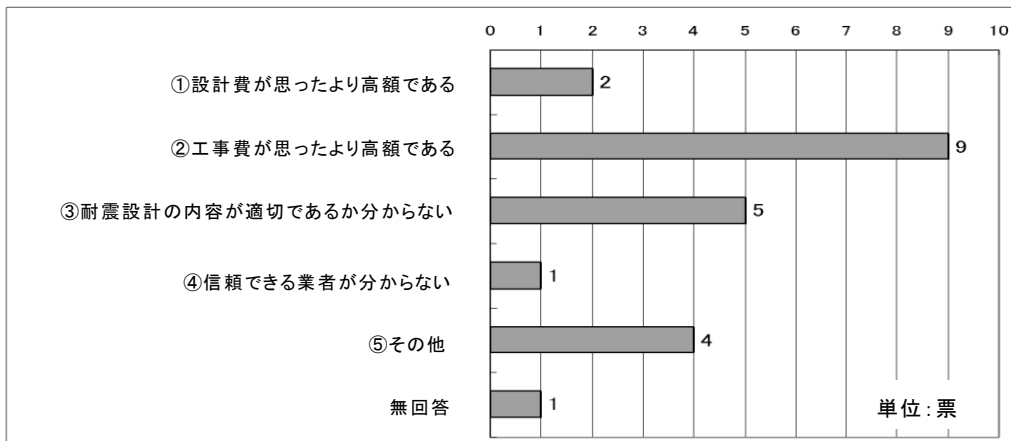


問 8 - 5 : 耐震改修工事に設計に要した費用は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



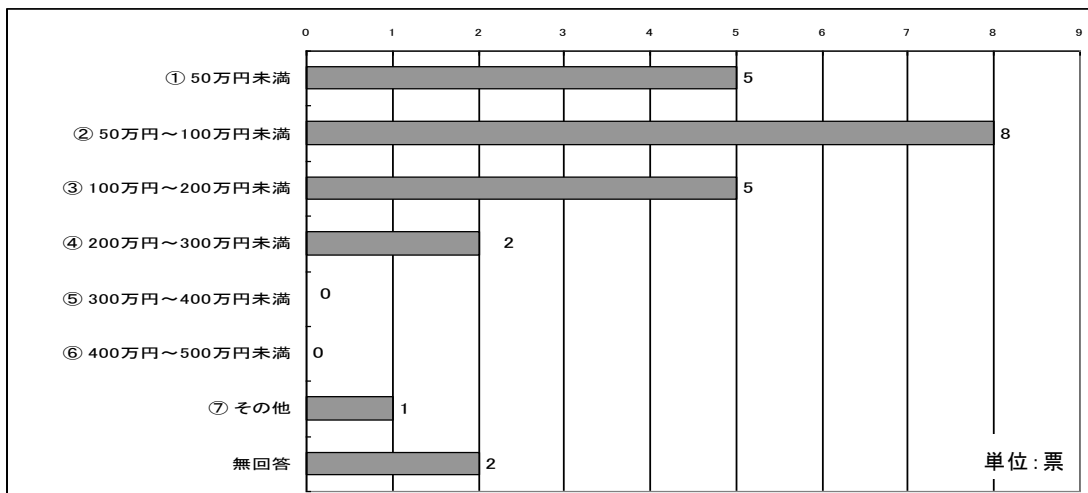
問 7 で ① 耐震改修を検討したが改修工事を行っていない方のみお答えください。

問 9 - 1 : 耐震改修工事を行っていない理由は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



問 9 - 2 : 耐震改修を実施する場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが妥当と思う金額もしくは支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。

(当てはまる一つに○)



問 9 - 3 : 耐震改修工事の設計費用として、あなたが妥当と思う金額は次のうちどれですか。

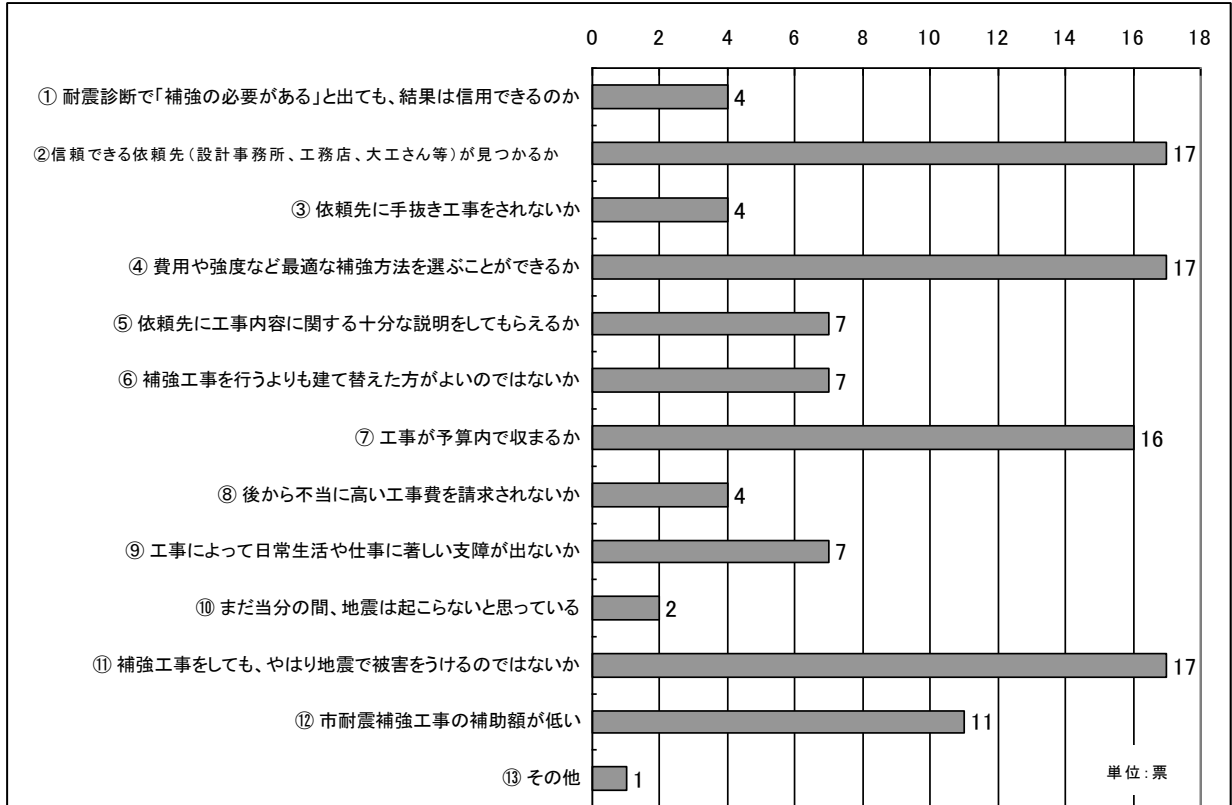
(当てはまる一つに○)

	0	1	2	3	4	5	6	7	
① 3万円未満							6		
② 3万円～5万円未満	0								
③ 5万円～10万円未満						5			
④ 10万円～15万円未満	0								
⑤ 15万円～20万円未満		1							
⑥ 20万円～25万円未満	0								
⑦ 25万円～30万円未満		1							
⑧ 30万円～40万円未満		1							
⑨ 40万円～50万円未満	0								
⑩ 50万円～60万円未満	0								
⑪ 60万円以上		1							
⑫ わからない		1							

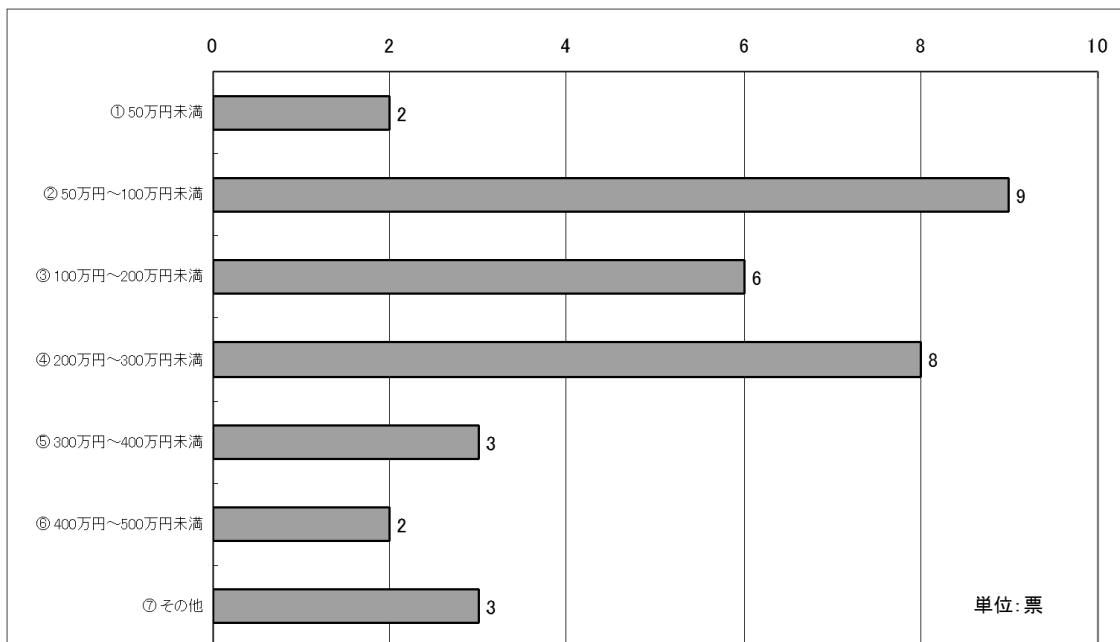
単位: 票

問7で②耐震改修を今後検討しようと思っている方のみお答えください。

問10-1：耐震改修を検討・実施する上で不安に思われることは次のうちどれですか。
(複数回答可)

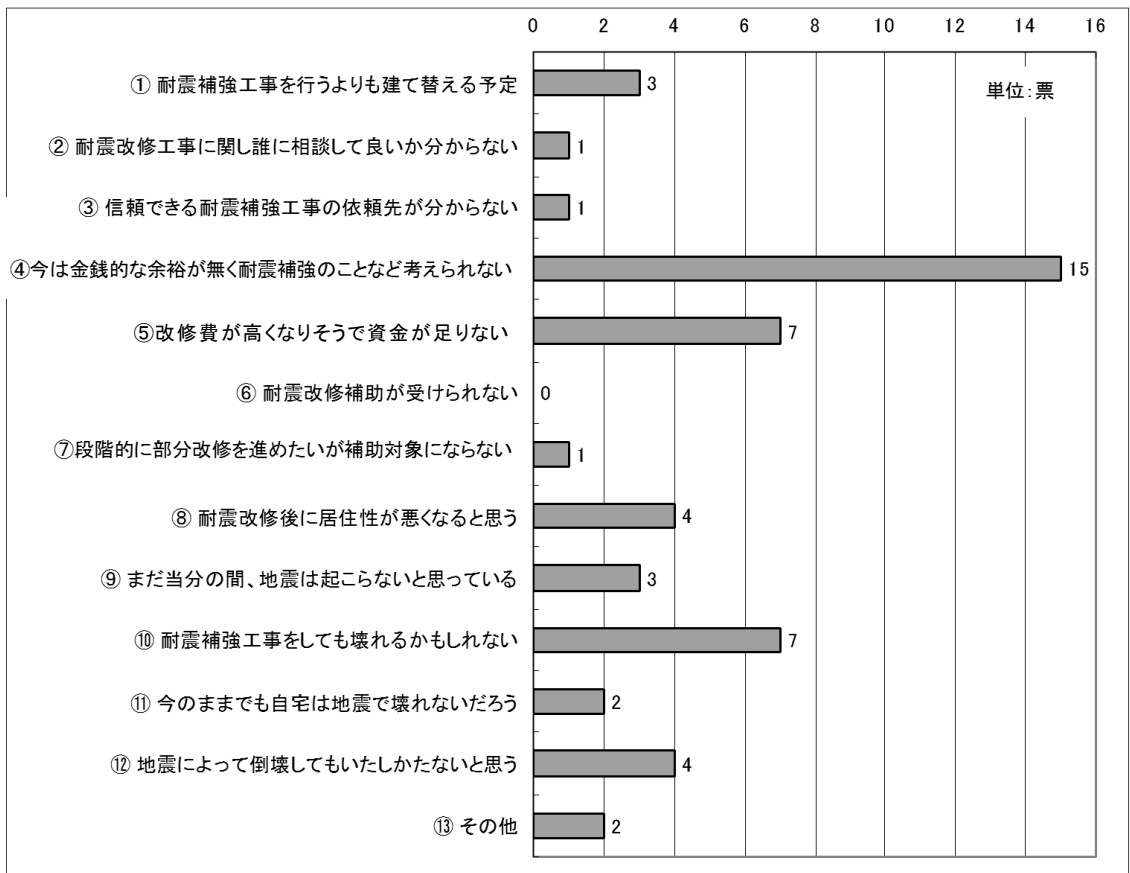


問10-2：耐震改修を実施する場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)

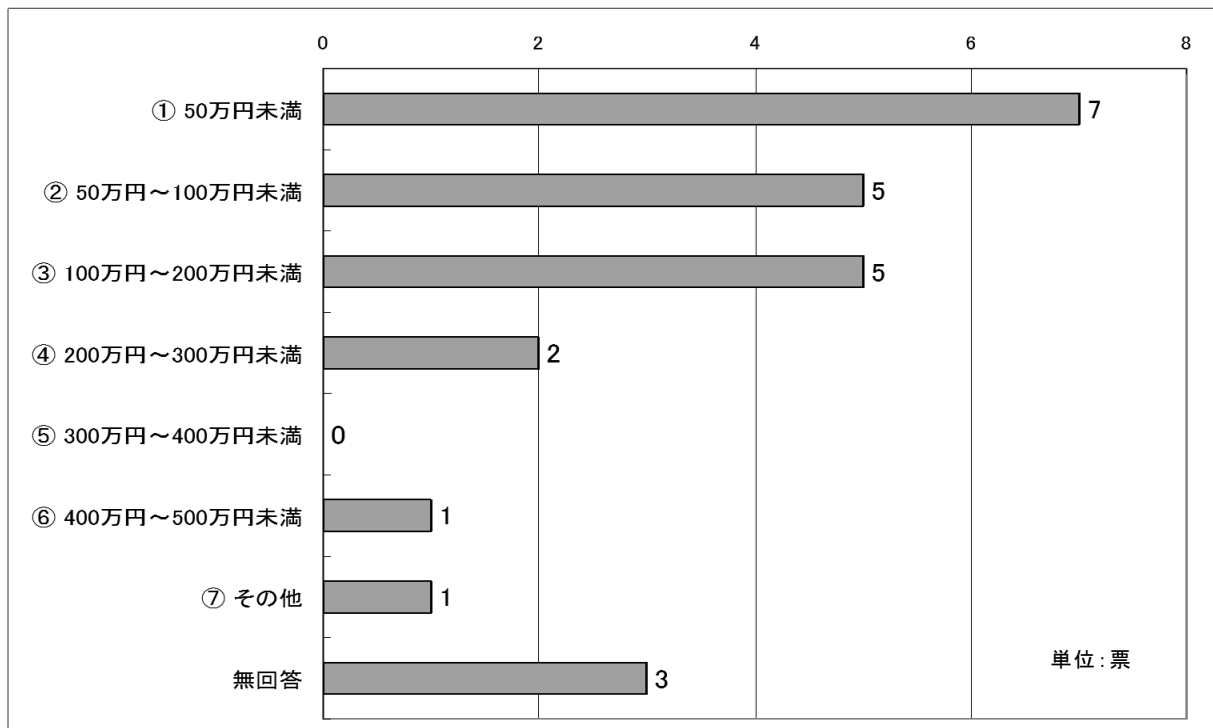


問7で③耐震改修を実施しようと思っていない方のみお答えください。

問 11-1 : 耐震改修をしない理由は次のうちどれですか。(複数回答可)

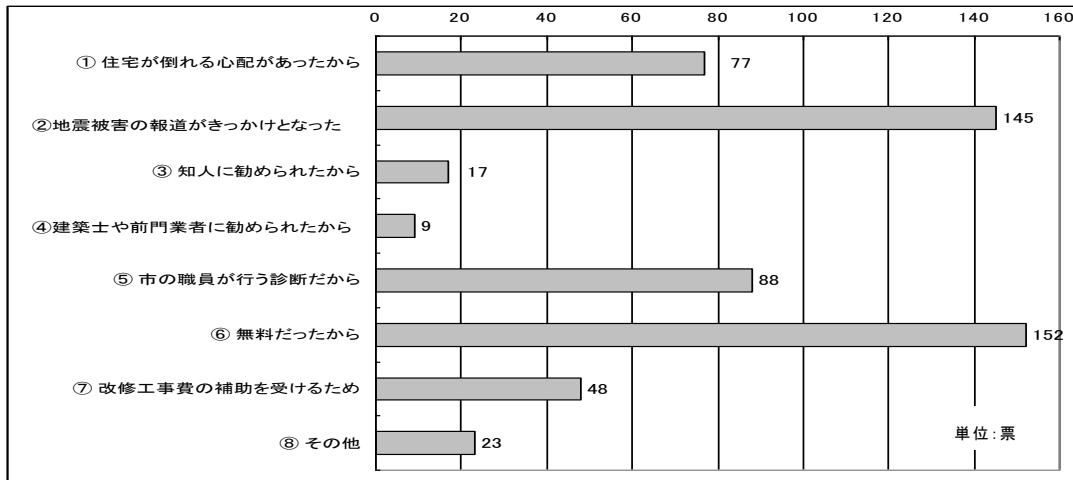


問 11-2 : もし耐震改修を実施しようとした場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)

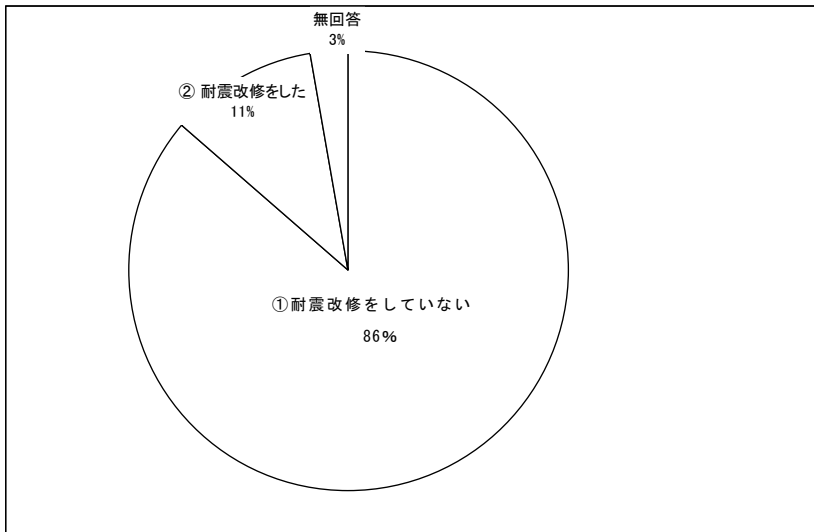


第2回調査結果（耐震診断実施者アンケート）

問3：耐震診断を受けようとした理由は何ですか。（当てはまる一つに○）

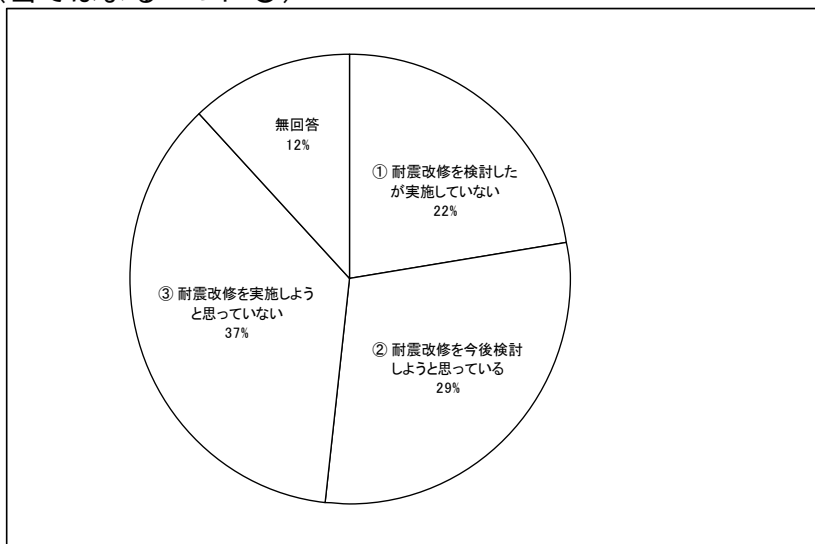


問7：耐震診断の結果を聞いて、どのような対応をされましたか。（当てはまる一つに○）



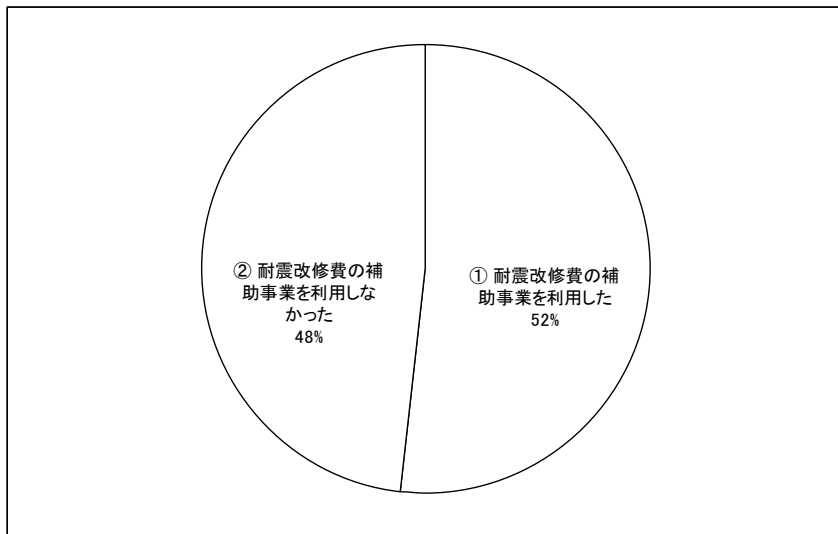
問8：問7の耐震改修をしていない方にお尋ねします。耐震改修を検討されましたか。

（当てはまる一つに○）



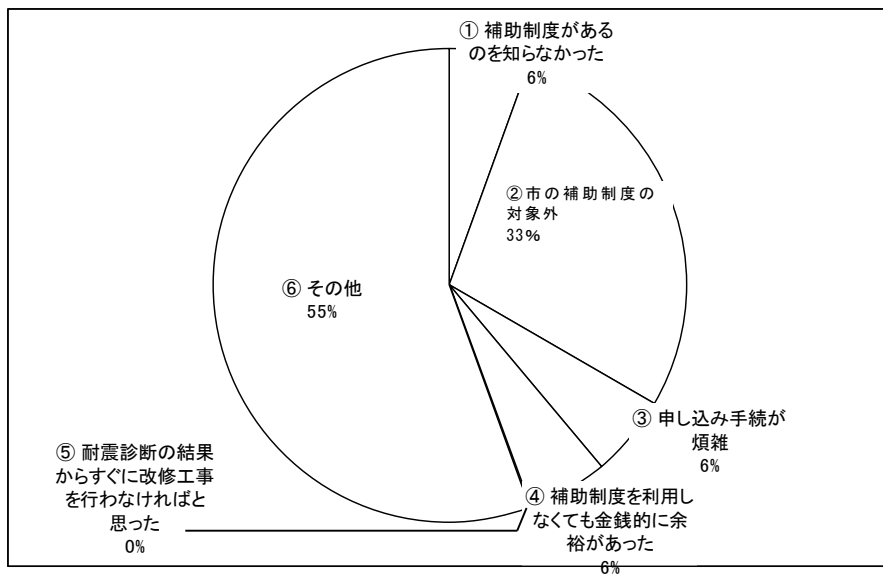
問7で②耐震改修をした方のみお答えください。

問9-1：耐震改修を行った人にお尋ねします。(当てはまる一つに○)

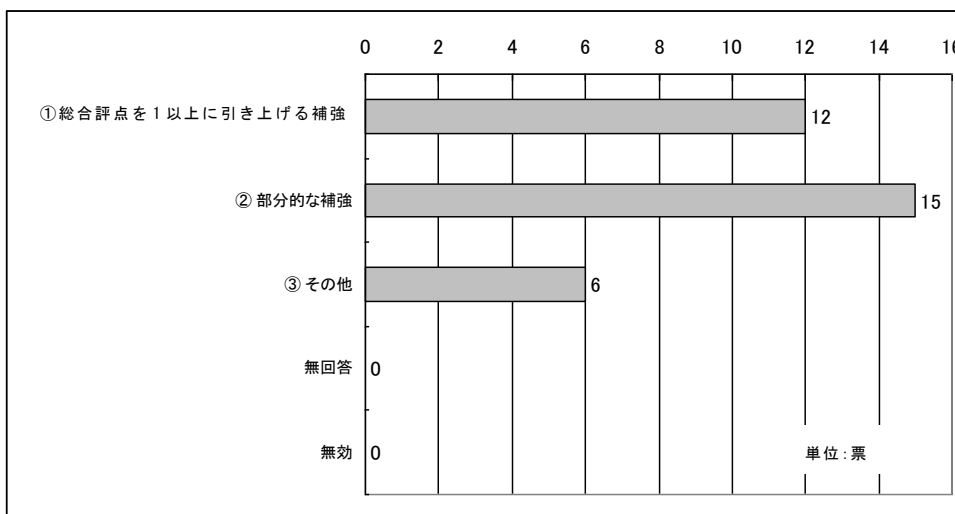


問9-2：耐震改修費の補助事業を利用しなかった方にお尋ねします。

利用しなかった理由は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)

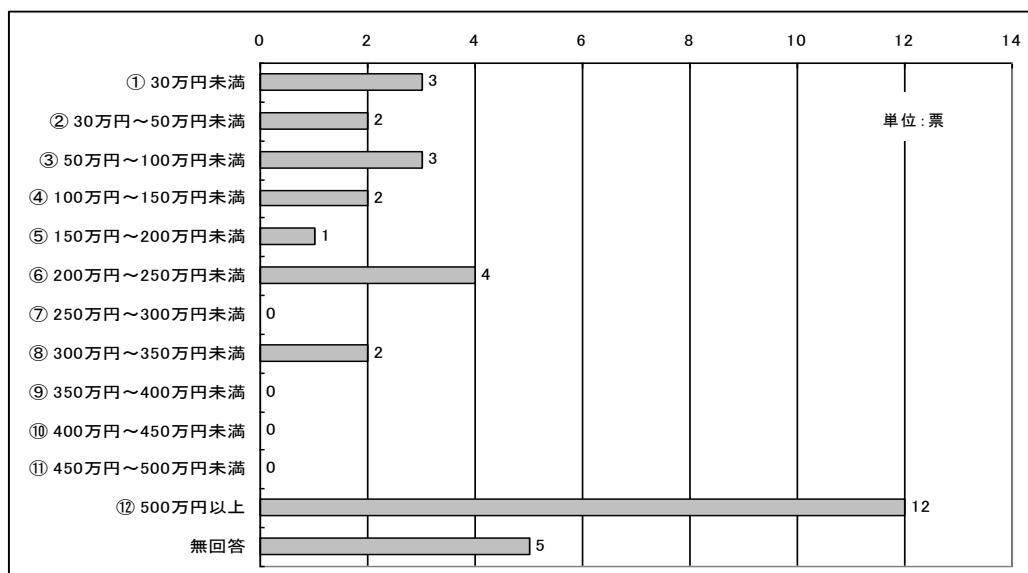


問 9 - 3 : どのような耐震補強工事をされましたか。

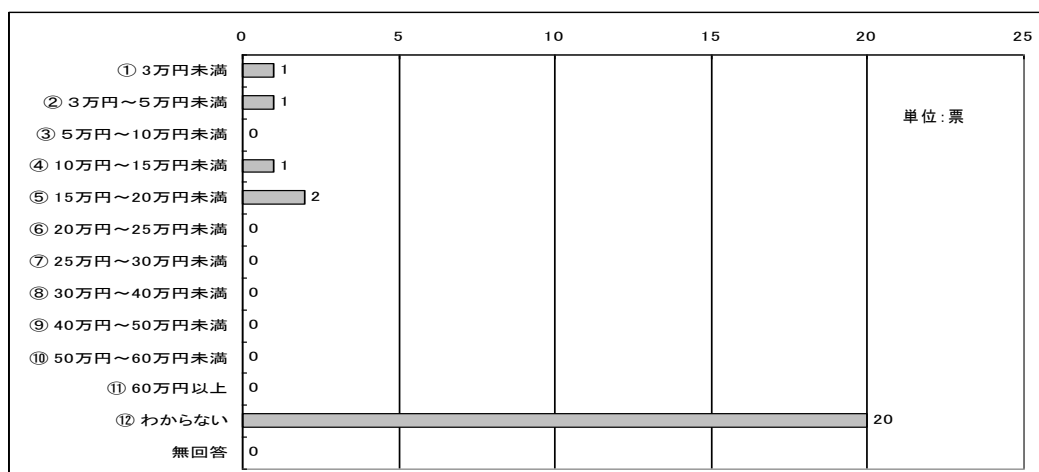


(問 9 - 4 省略)

問 9 - 5 : 耐震補強工事(設計費を含む)の費用は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)

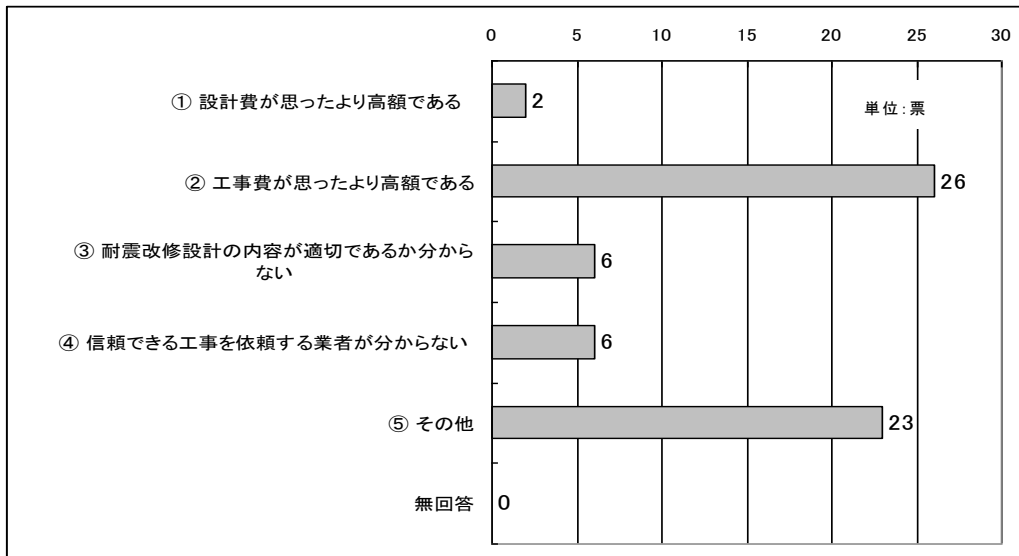


問 9 - 6 : 耐震改修工事の設計に要した費用は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



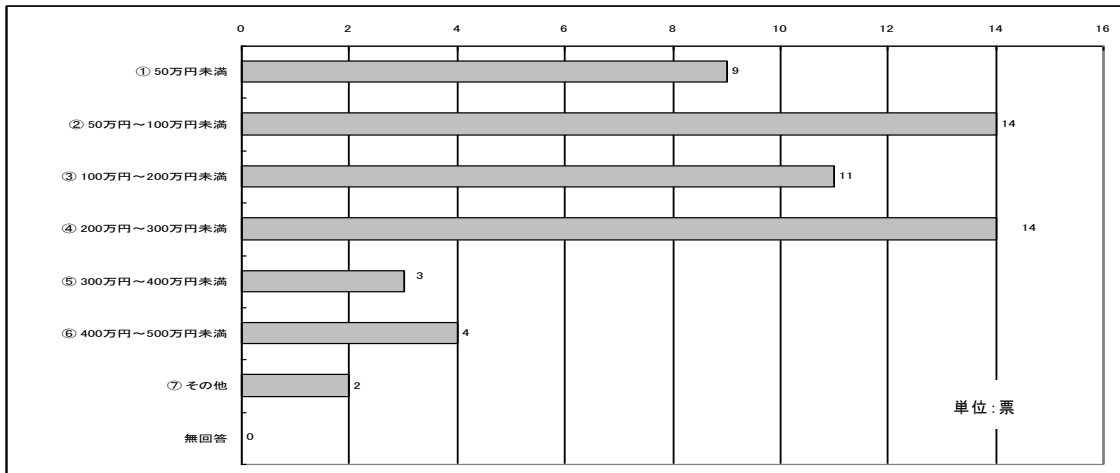
問8で①耐震改修を検討したが改修工事を行っていない方のみお答えください。

問 10-1 : 耐震改修工事を行っていない理由は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



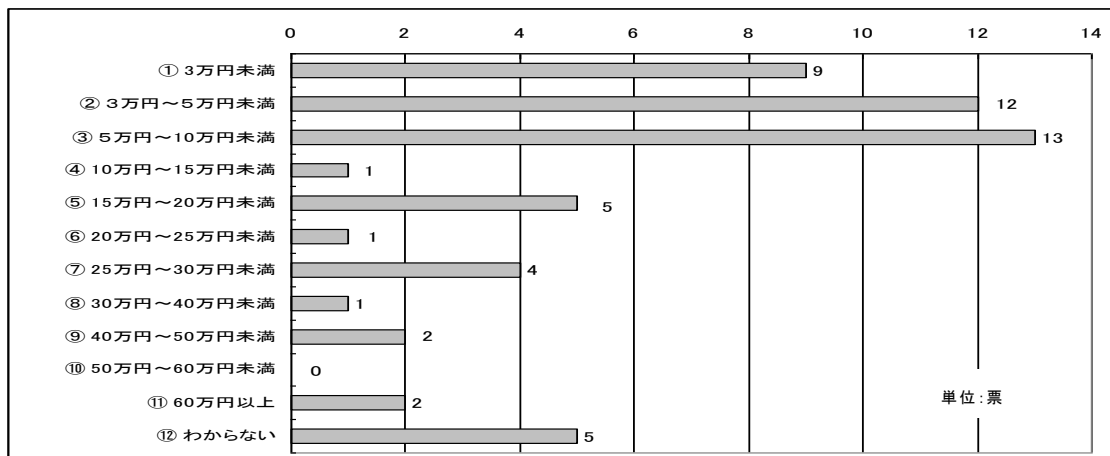
問 10-2 : 耐震改修を実施する場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが妥当と思う金額もしくは支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。

(当てはまる一つに○)



問 10-3 : 耐震改修工事の設計費用として、あなたが妥当と思う金額は次のうちどれですか。

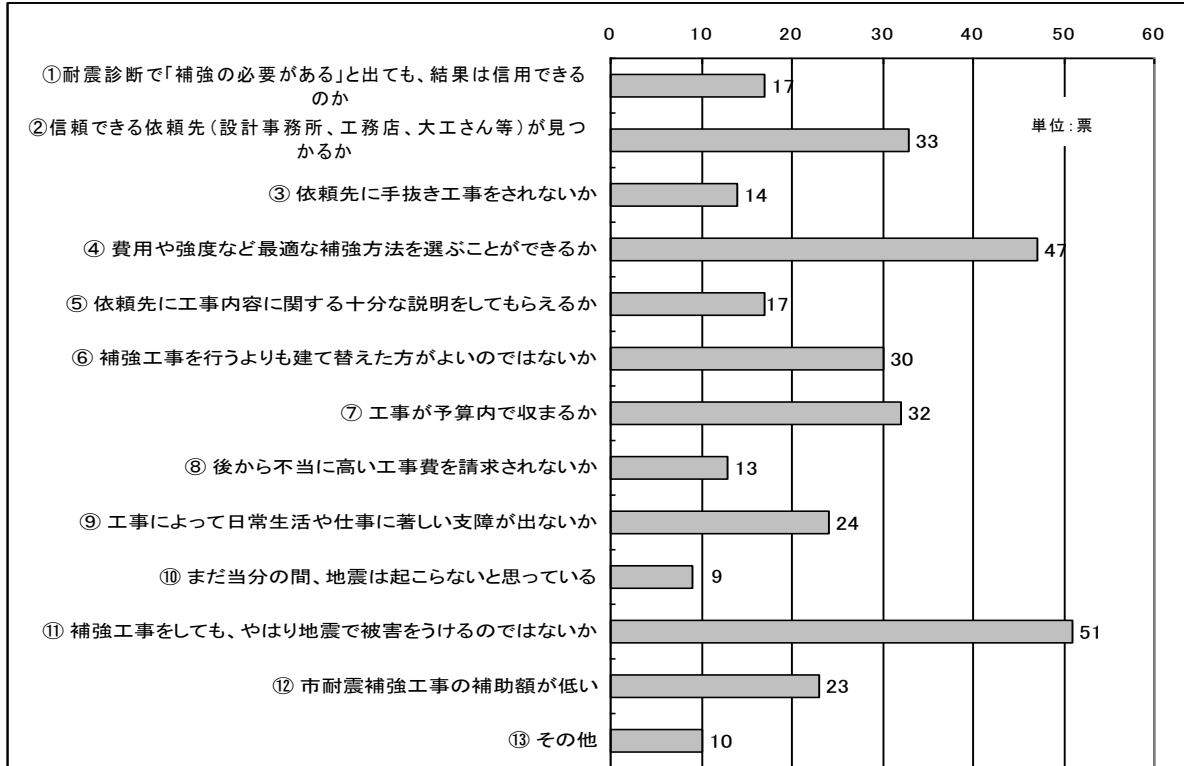
(当てはまる一つに○)



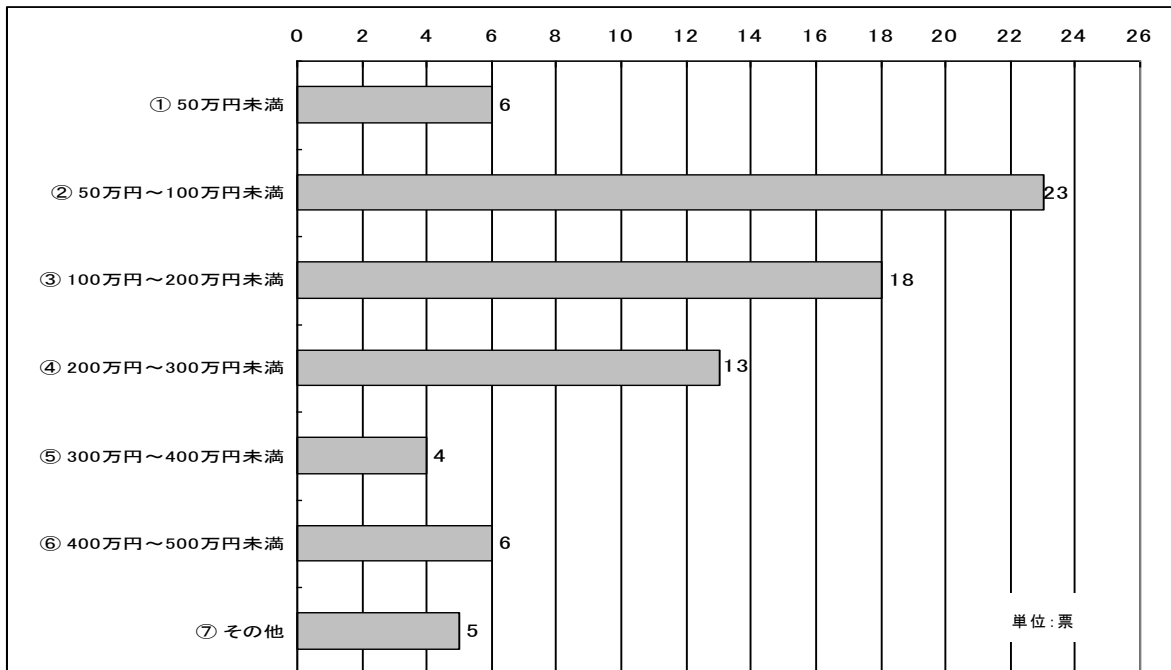
問8で②耐震改修を今後検討しようと思っている方のみお答えください。

問 11-1 : 耐震改修を検討・実施する上で不安に思われることは次のうちどれですか。

(複数回答可)

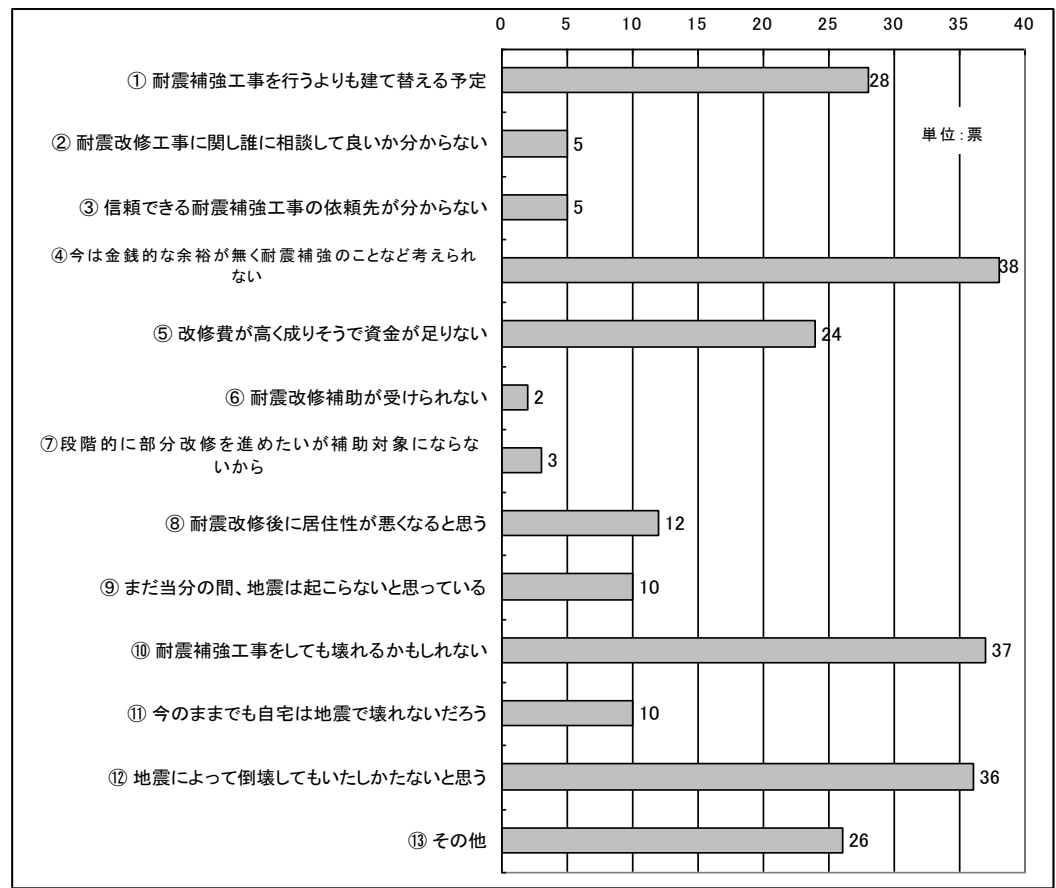


問 11-2 : 耐震改修を実施する場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)

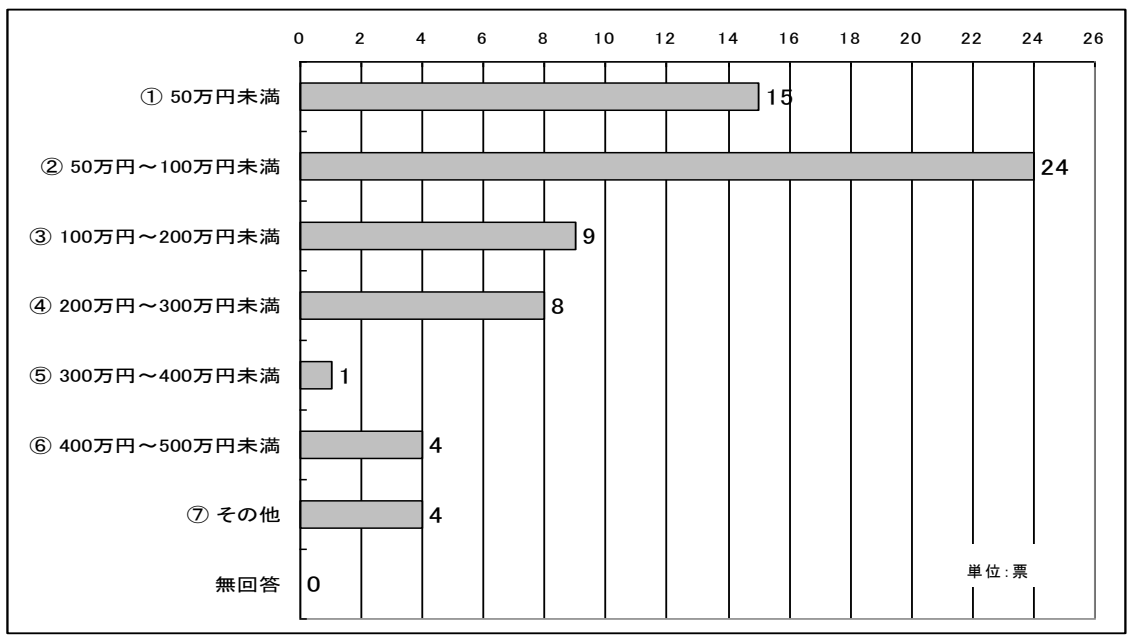


問8で③耐震改修を実施しようと思っていない方のみお答えください。

問12-1：耐震改修をしない理由は次のうちどれですか。（複数回答可）

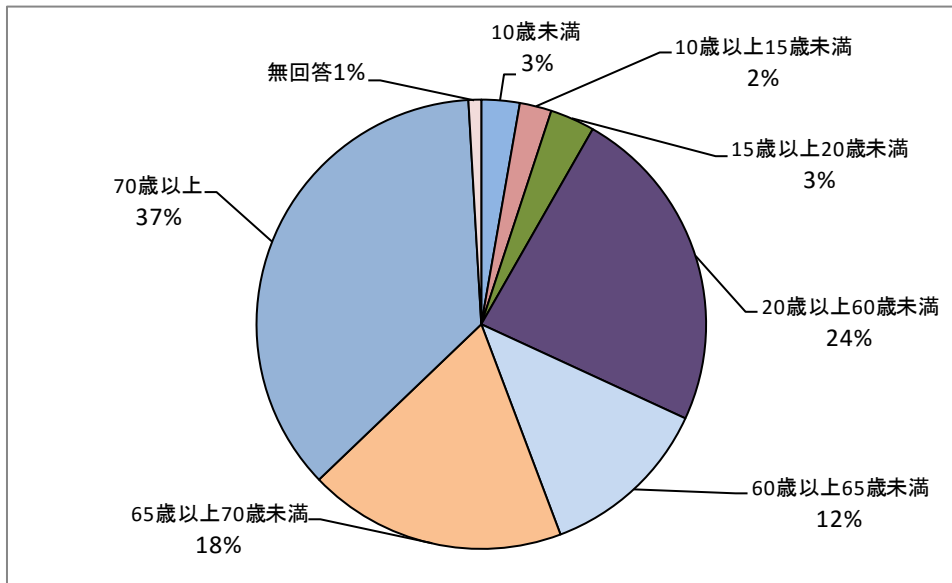


問12-2：もし耐震改修を実施しようとした場合に耐震補強工事（設計費を含む）の費用として、あなたが支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。（当てはまる一つに○）

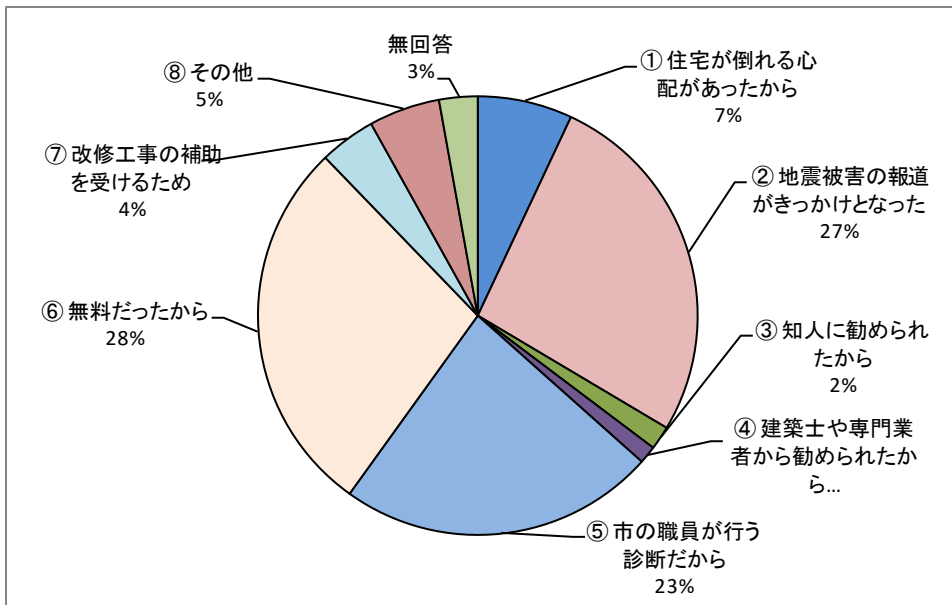


第3回調査結果（耐震診断実施者アンケート）

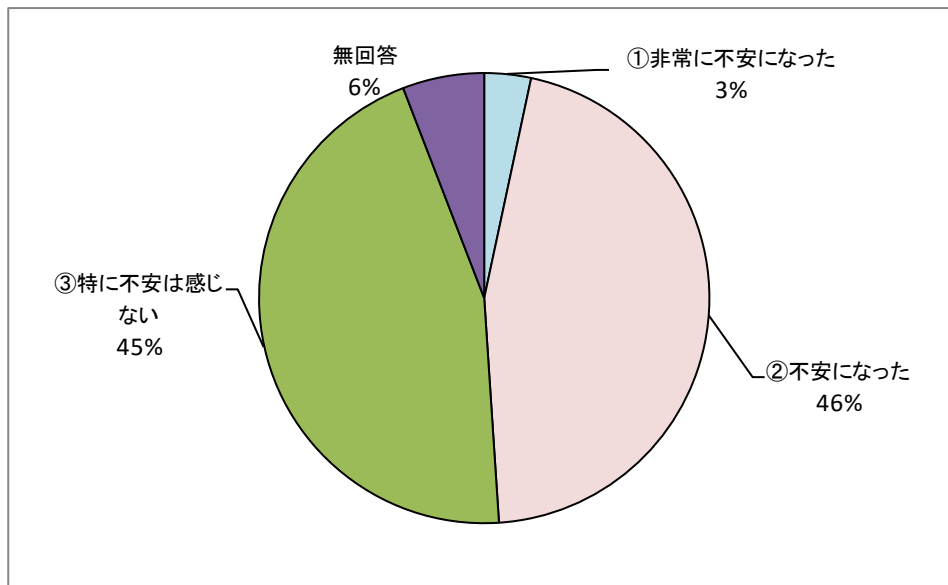
問1：家族の年代を教えてください。



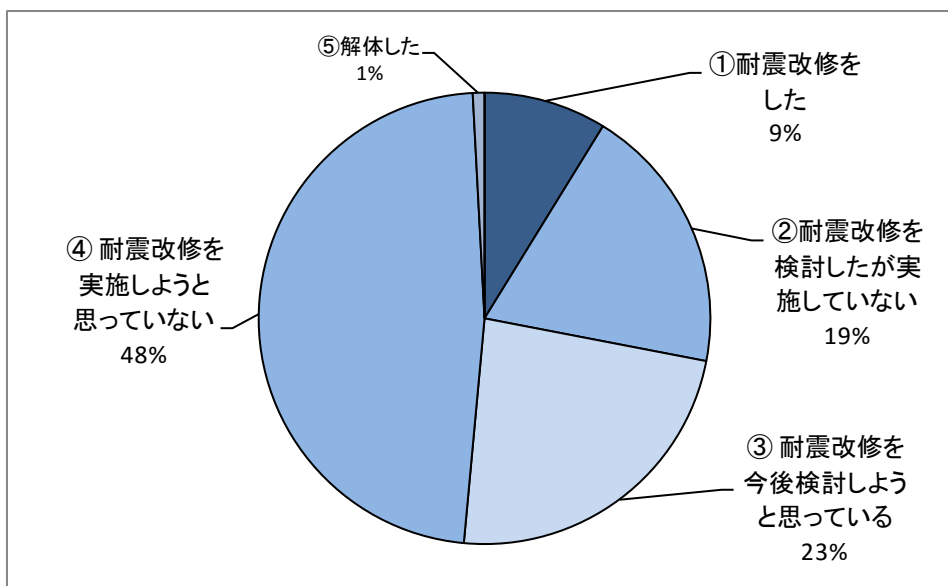
問2：耐震診断を受けようとした理由は何ですか。（複数回答可）



問3：耐震診断の結果について、どのように感じましたか。

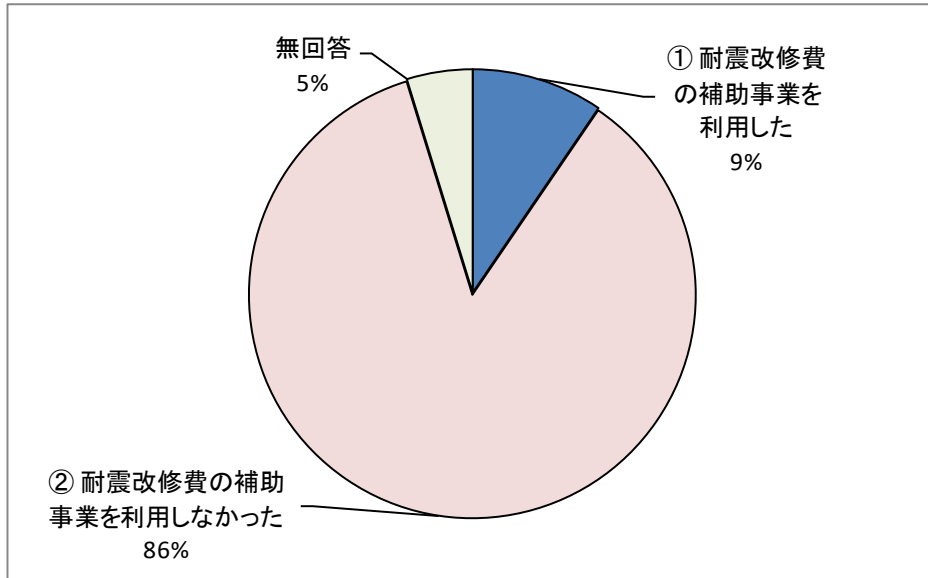


問4：耐震診断後、建物の耐震についてどのようにされましたか。

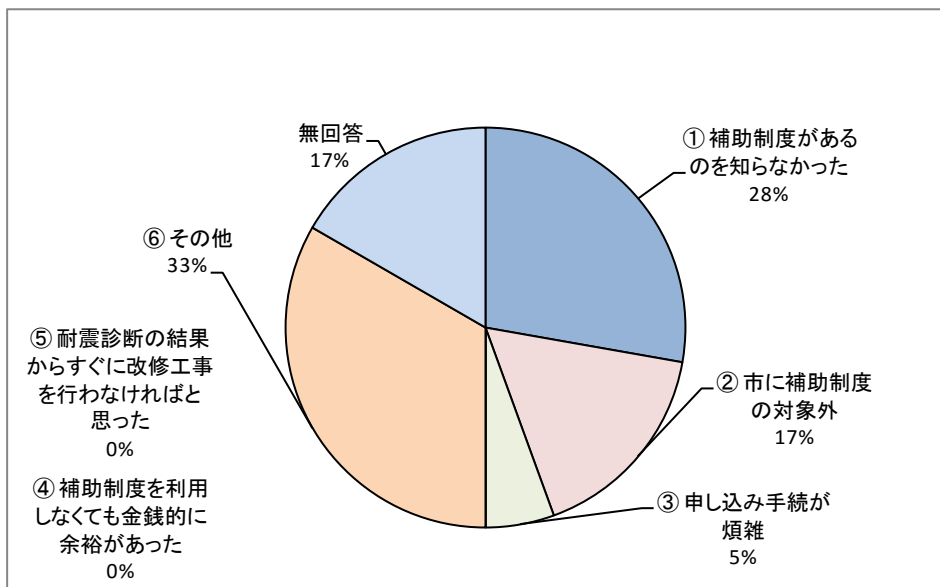


問4で ①耐震改修をした方のみお答えください。

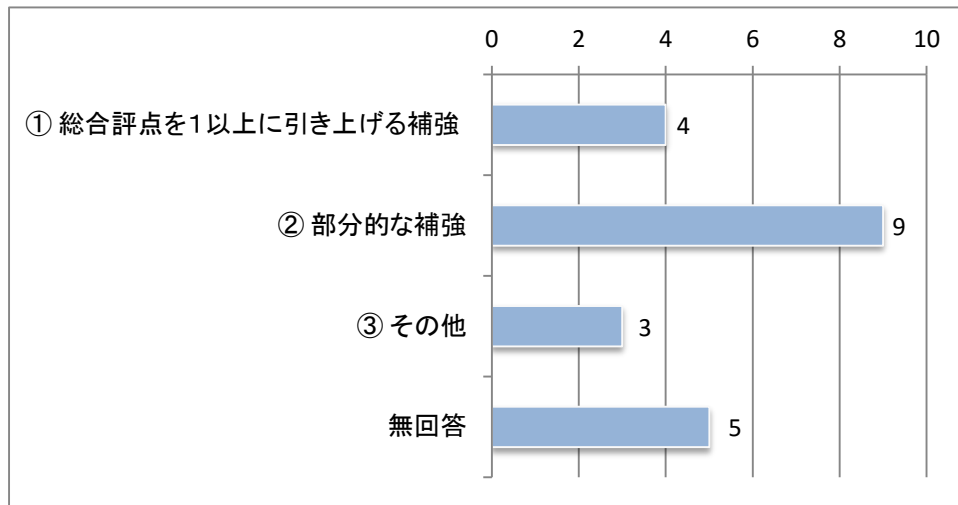
問5-1 耐震改修を行った人にお尋ねします。



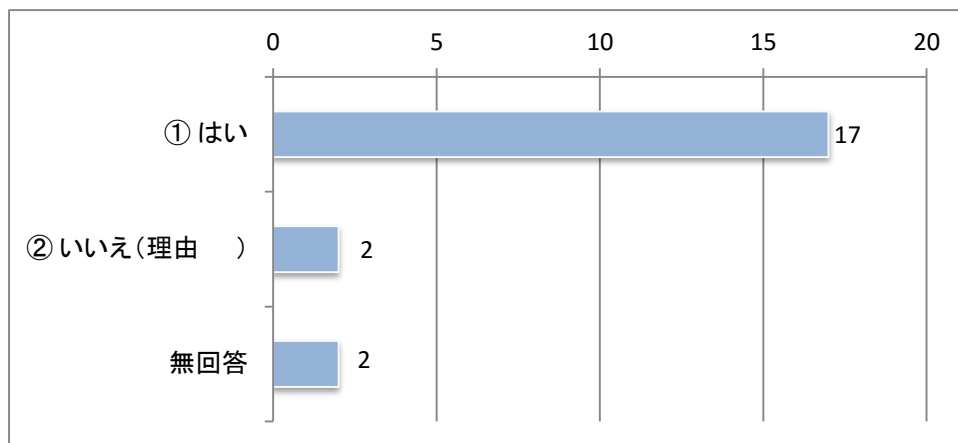
問5-2 耐震改修費の補助事業を利用しなかった方にお尋ねします。利用しなかった理由は次のうちどれですか。



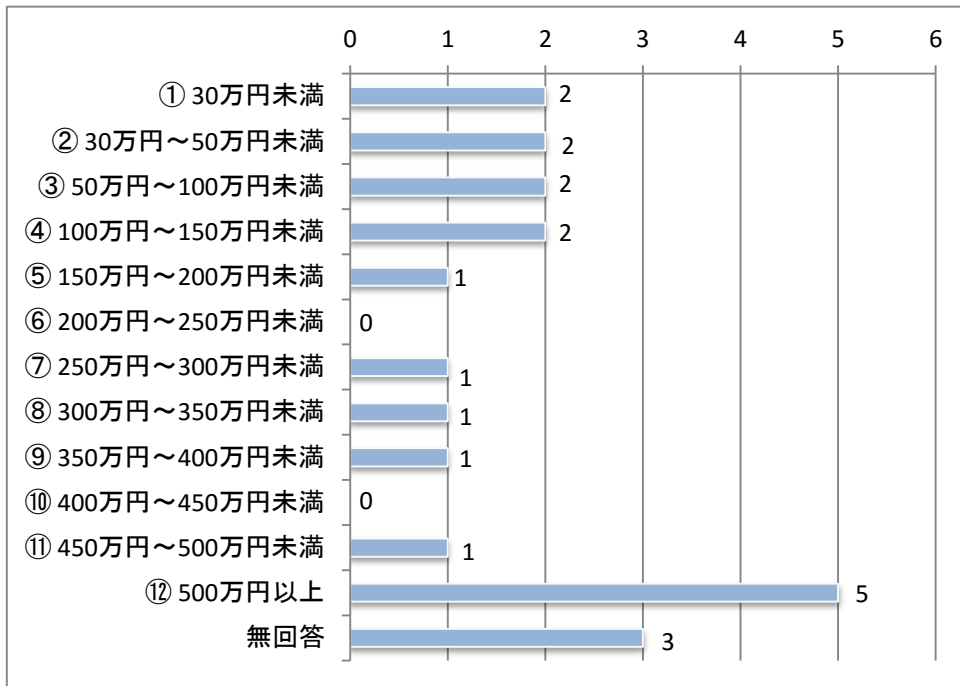
問5-3 どのような耐震補強工事をされましたか。



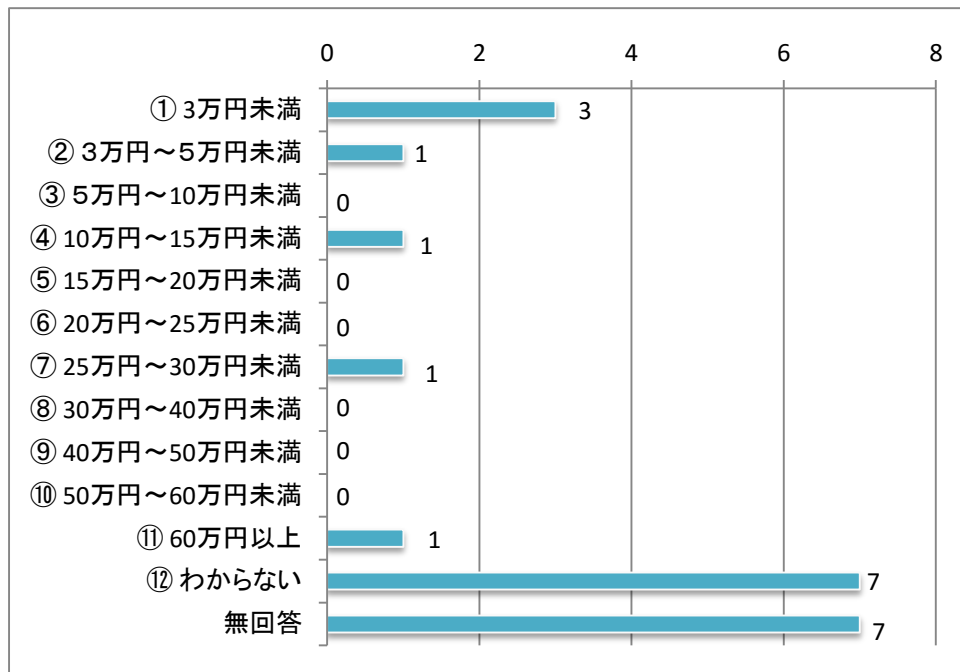
問5-4 市の作成した改修案は参考になりましたか。



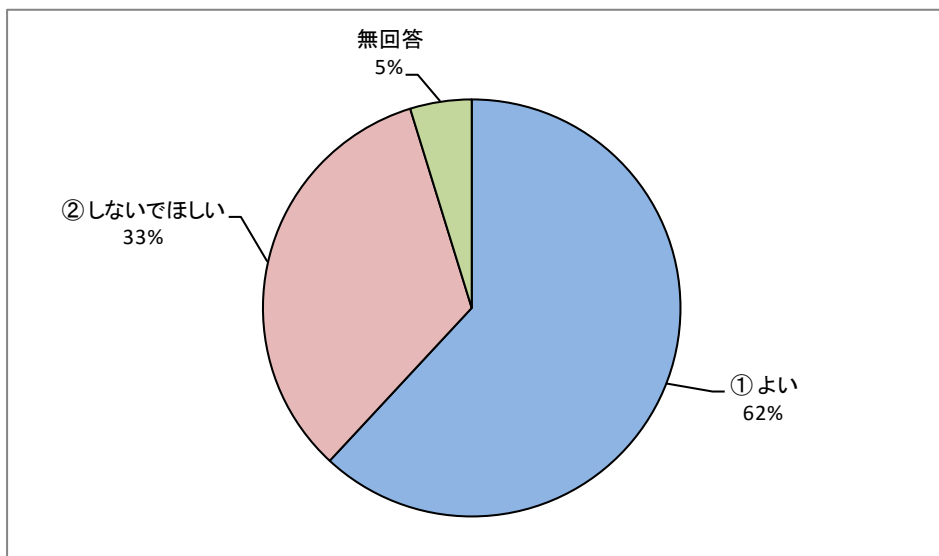
問5-5 耐震補強工事(設計費を含む)の費用は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



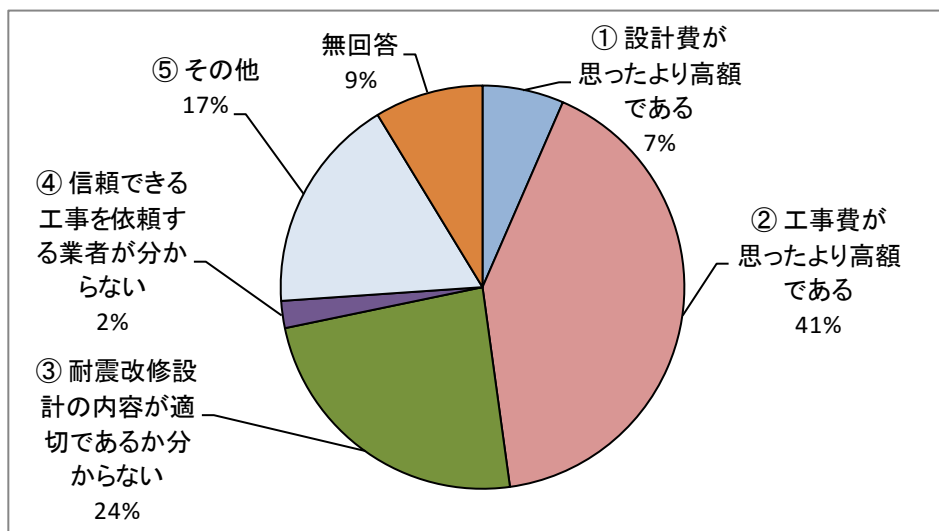
問5-6 耐震改修工事の設計に要した費用は次のうちどれですか。



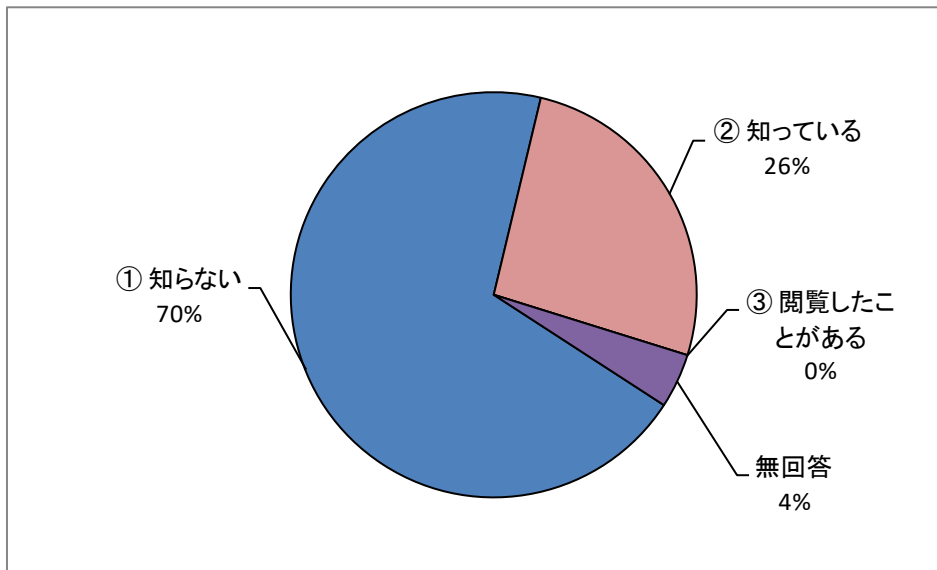
問5-7 アンケートの回答内容について、市から電話等でご質問させていただいてよろしいですか。



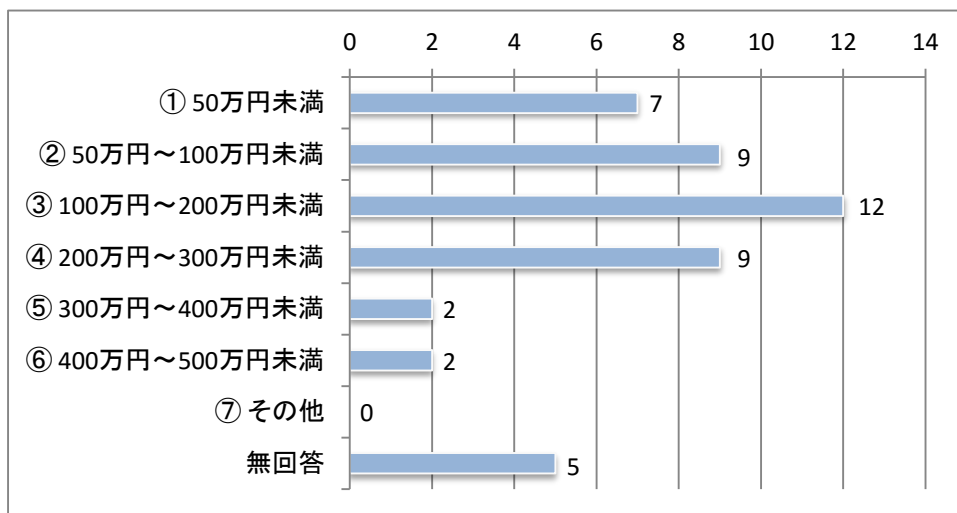
問6-1 耐震改修工事を行っていない理由は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



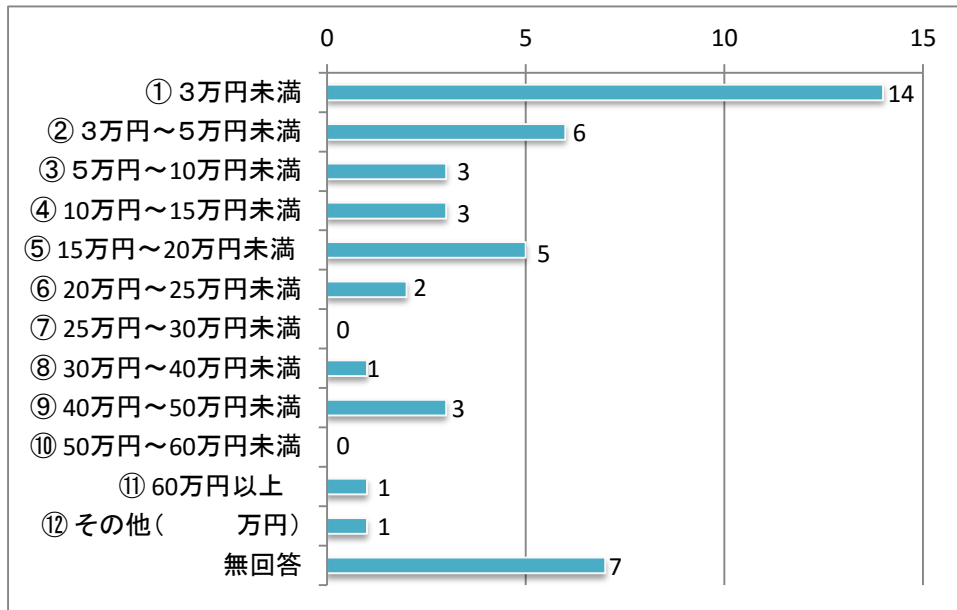
問6-2 耐震に係る登録をされた設計業者や施工業者の名簿及び市内登録業者のPR内容を市役所（建築課）で閲覧できることをご存じですか。



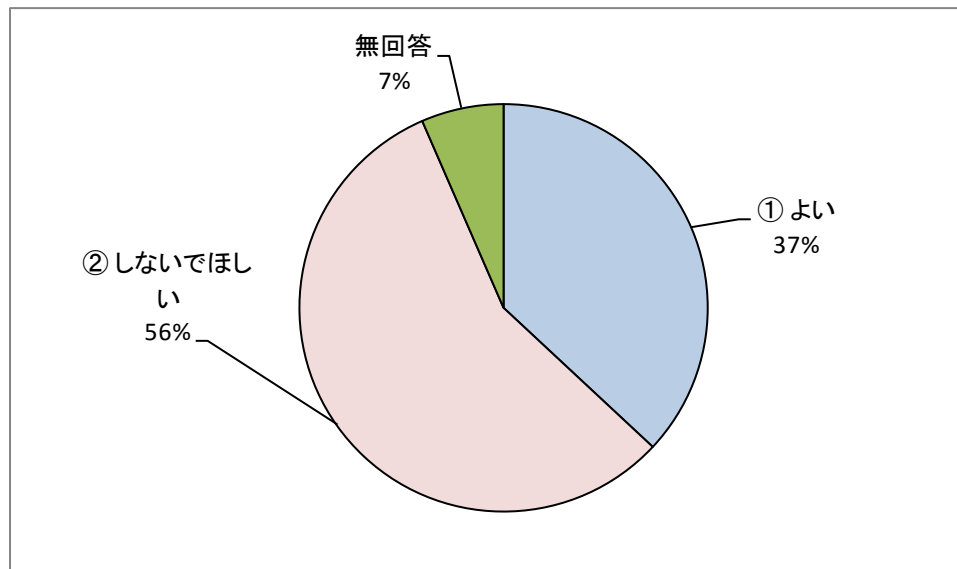
問6-3 耐震改修を実施する場合に耐震補強工事（設計費を含む）の費用として、あなたが妥当と思う金額もしくは支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。（当てはまる一つに○）



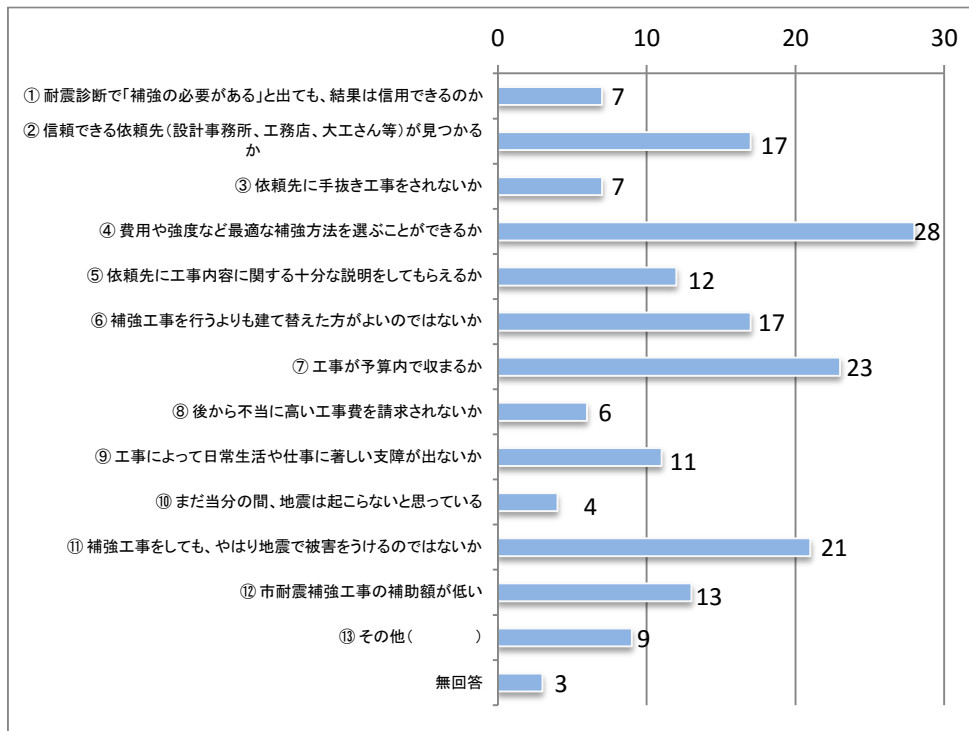
問 6 - 4 耐震改修工事の設計費用として、あなたが妥当と思う金額は次のうちどれですか。
 (当てはまる一つに○)



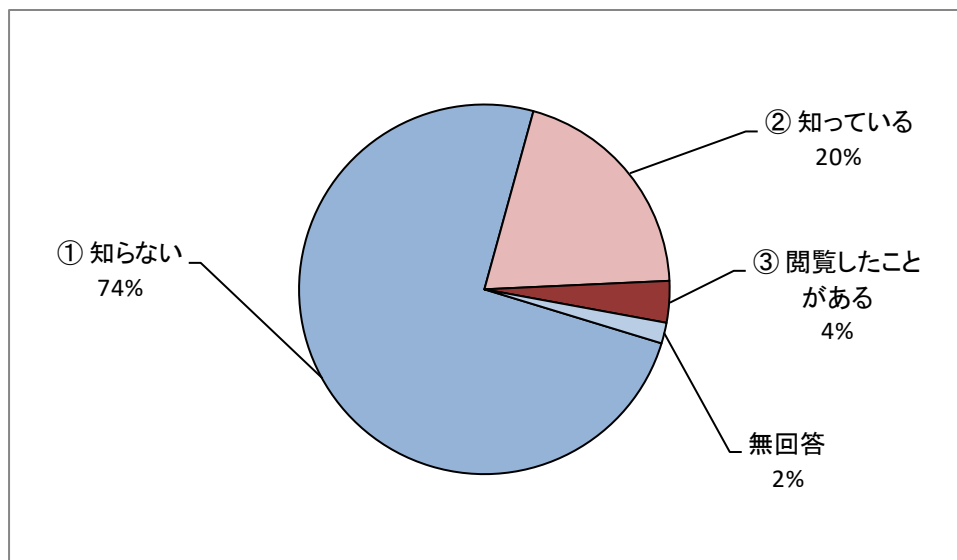
問 6 - 5 アンケートの回答内容について、市から電話等でご質問させていただいてよろしいですか。



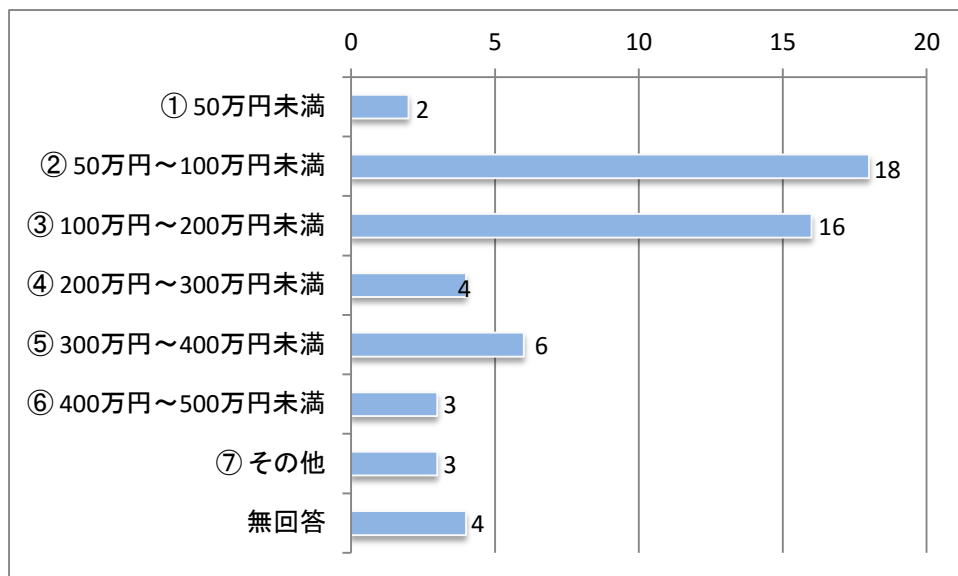
問 7-1 耐震改修を検討・実施する上で不安に思われることは次のうちどれですか。(複数回答可)



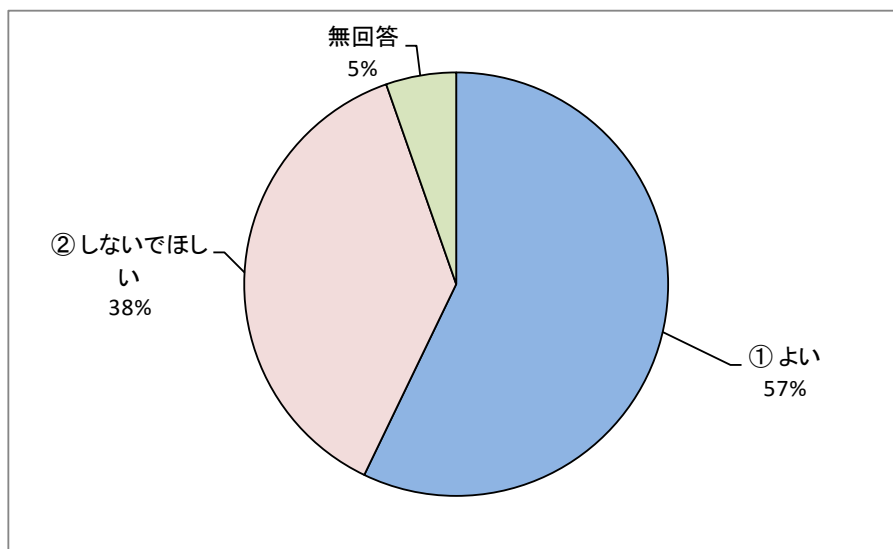
問 7-2 耐震に係る登録をされた設計業者や施工業者の名簿及び市内登録業者のPR内容を市役所(建築課)で閲覧できることをご存じですか。



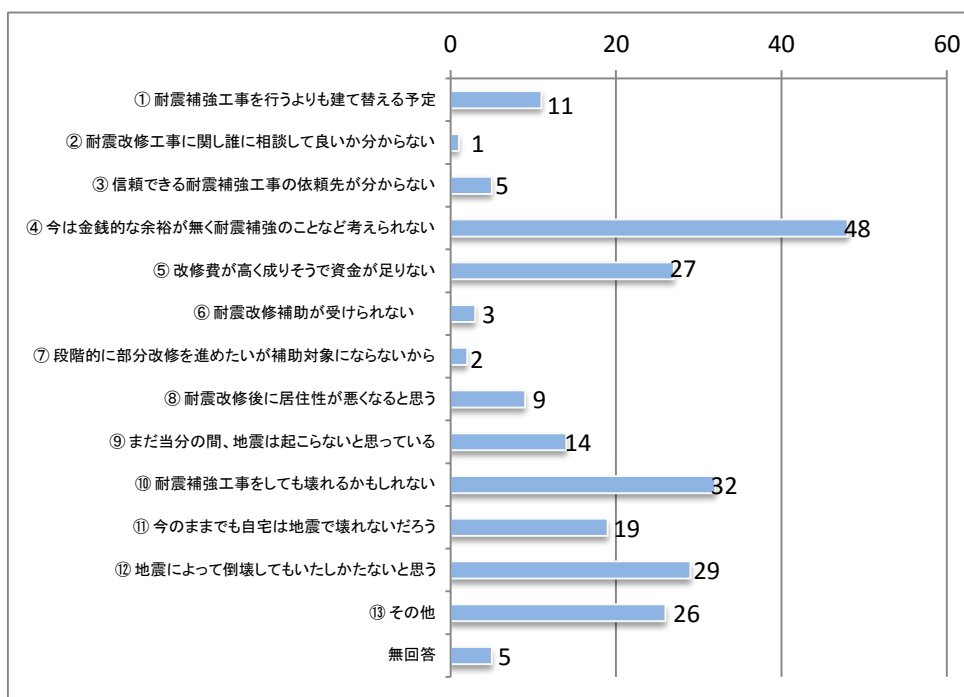
問 7-3 耐震改修を実施する場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



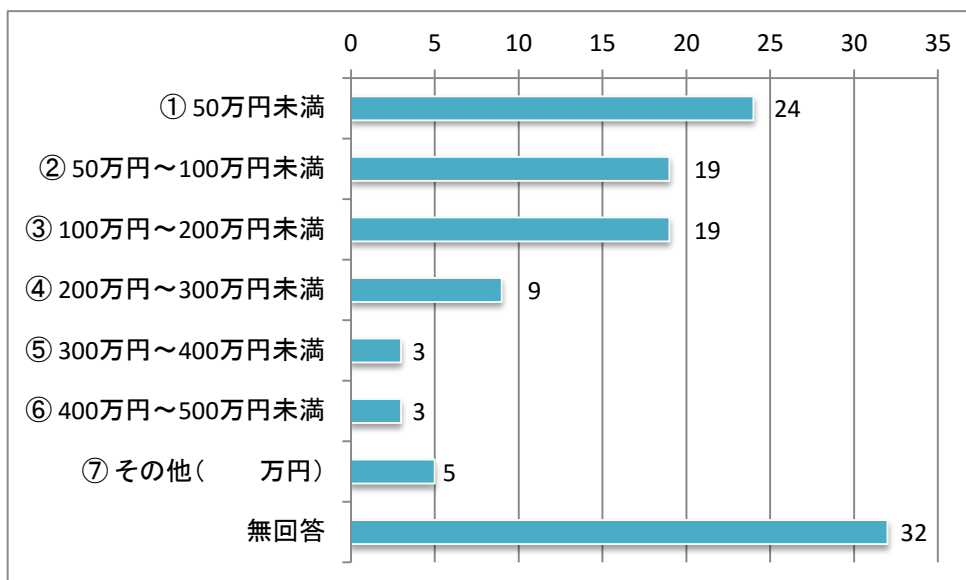
問 7-4 アンケートの回答内容について、市から電話等でご質問させていただいてよろしいですか。



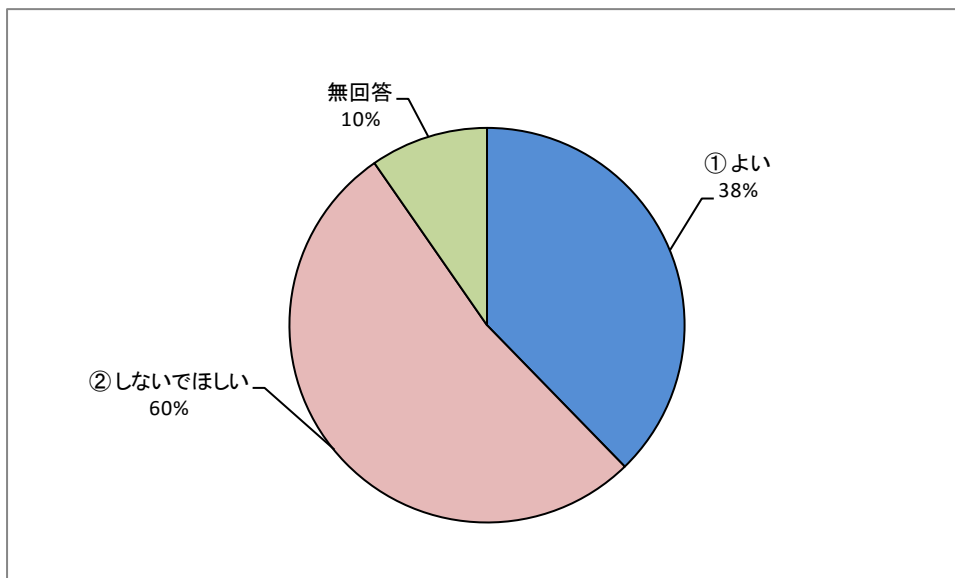
問 8 - 1 耐震改修をしない理由は次のうちどれですか。(複数回答可)



問 8 - 2 もし耐震改修を実施しようとした場合に耐震補強工事(設計費を含む)の費用として、あなたが支出してもよいと思う金額は次のうちどれですか。(当てはまる一つに○)



問 8 - 3 アンケートの回答内容について、市から電話等でご質問させていただいてよろしいですか。



資料－２．特定既存不適格建築物所有者アンケート調査結果

○調査の目的

本アンケート調査は、建築物所有者のうち特定既存不適格建築物所有者を対象とし、耐震化の現状や耐震診断、耐震改修に関する意識を調査したものである。

○実施年度と配布・回収状況

- ・平成 26 年度は、市内の特定既存不適格建築物のうち、多数の人々が利用する建築物と危険物の貯蔵場・処理場の所有者に対して、郵送により配布・回収を行った。
- ・平成 27 年度は、緊急輸送道路沿道の通行障害建築物に該当する可能性のある特定既存不適格建築物所有者に対して、戸別に訪問配布し、郵送にて回収を行った。

	アンケート配布数	回収票数	回収率
平成 26 年度	70 票	48 票	68.6%
平成 27 年度	40 票	28 票	70.0%

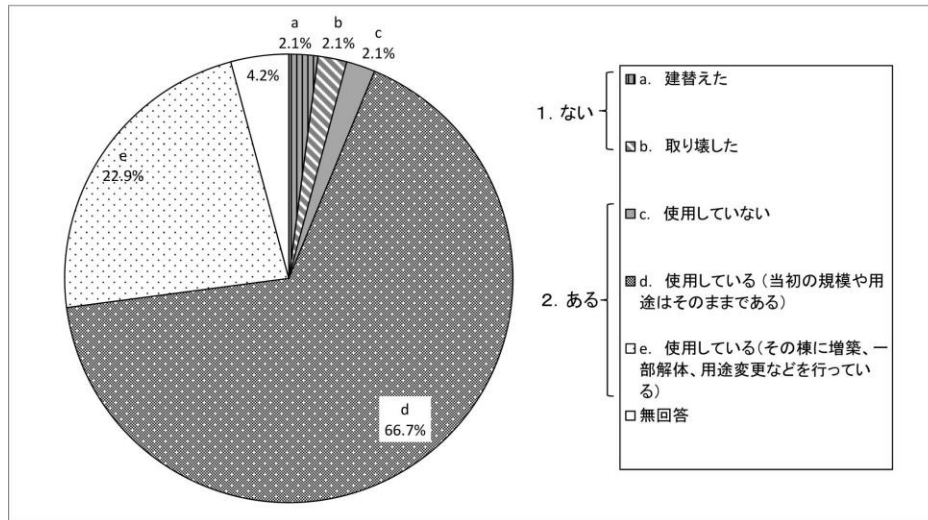
※平成 26 年度は、アンケートの返信はあったものの、完全に白紙の 5 票については回収票数から除いている。

○集計にあたって

- ◆ 比率はすべてパーセントで示し、小数点第 2 位で四捨五入しているため、パーセントの合計が 100.0%にならない場合もある。
- ◆ 母数となるべき実数は回答者数として示した。複数回答が可能な設問については、回答総数を母数とし、それぞれの選択肢毎に比率を算出している。
- ◆ 無回答は“その設問には回答していない”ことを表している。

平成 26 年度結果概要（特定既存不適格建築物所有者アンケート）

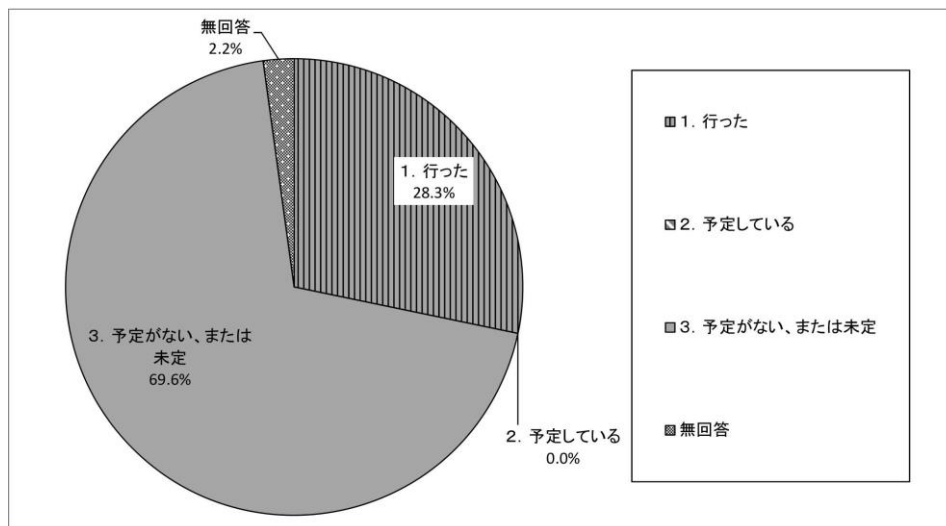
問 1. 調査対象建築物は現在どのような状況ですか？



■建築物の現在の状況

建築物の状況	回答項目	回答数	構成比 (%)
1. ない	a. 建替えた	1	2.1
	b. 取り壊した	1	2.1
	c. 使用していない	1	2.1
2. ある	d. 使用している(当初の規模や用途はそのままである)	32	66.7
	e. 使用している(その棟に増築、一部解体、用途変更などを行っている)	11	22.9
無回答		2	4.2
合計		48	

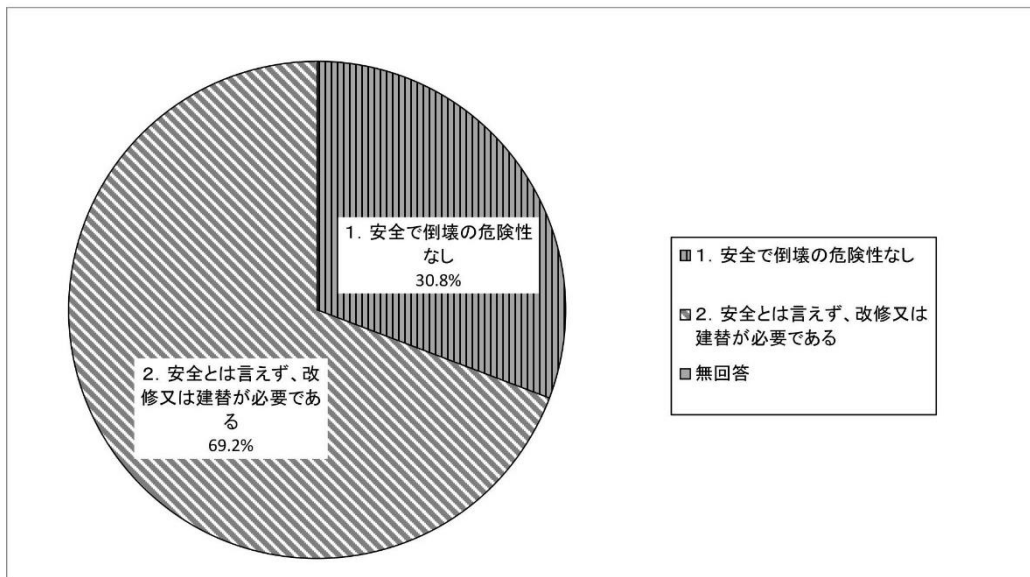
問 2. 耐震診断を実施されましたか？



■耐震診断の実施状況

回答項目	回答数	構成比 (%)
1. 行った	13	28.3
2. 予定している	0	0.0
3. 予定がない、または未定	32	69.6
無回答	1	2.2
合計	46	

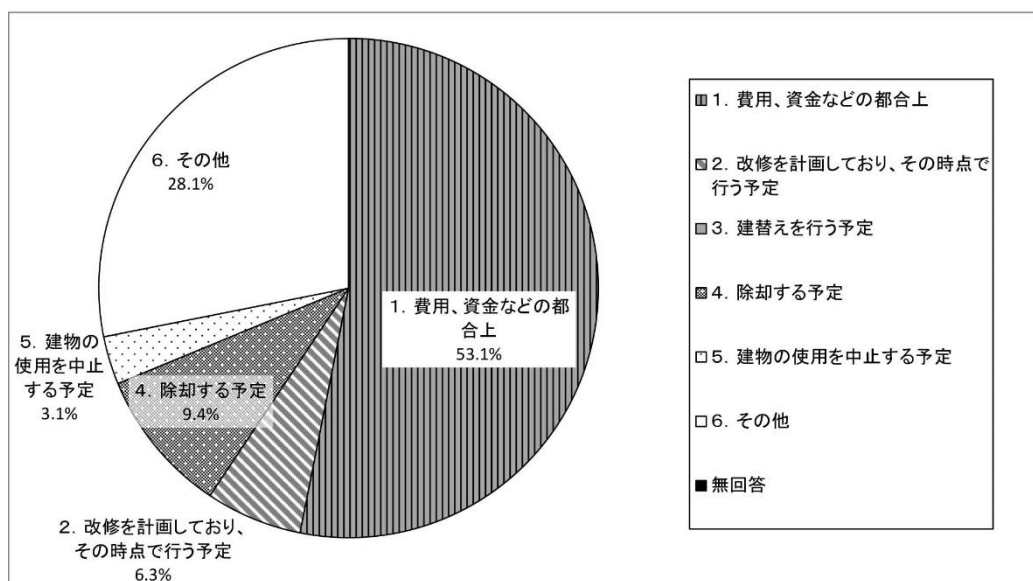
問 3 . 耐震診断の結果



■耐震診断の結果

回答項目	回答数	構成比(%)
1. 安全で倒壊の危険性なし	4	30.8
2. 安全とは言えず、改修又は建替が必要である	9	69.2
無回答	0	0.0
合計	13	

問 4. 早期に耐震診断を実施できない理由



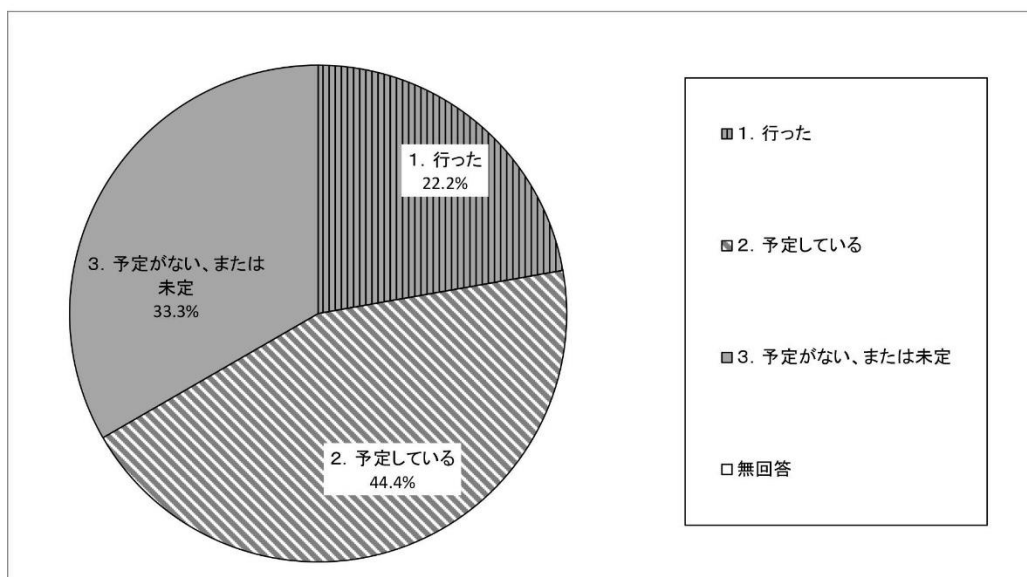
■耐震診断をできない理由

回答項目	回答数	構成比(%)
1. 費用、資金などの都合上	17	53.1
2. 改修を計画しており、その時点で行う予定	2	6.3
3. 建替えを行う予定	0	0.0
4. 除却する予定	3	9.4
5. 建物の使用を中止する予定	1	3.1
6. その他	9	28.1
無回答	0	0.0
合計	32	

■その他の意見内容

意見内容	
・早期の耐震診断実施の必要性を考慮していなかった	・用途変更により、診断対象用途から外れた為
・管理組合の総会決議が必要な為	・新建築法(昭和58)以降の建物のため、実施の予定なし
・上物(事務所)が地震で倒壊した話は聞いたことがない。	・使用頻度が非常に少ないため

問 5. 耐震改修を行いましたか？



■耐震改修の実施状況

回答項目	回答数	構成比(%)
1. 行った	2	22.2
2. 予定している	4	44.4
3. 予定がない、または未定	3	33.3
無回答	0	0.0
合計	9	

問 6. 耐震改修の予定がない、または未定の理由

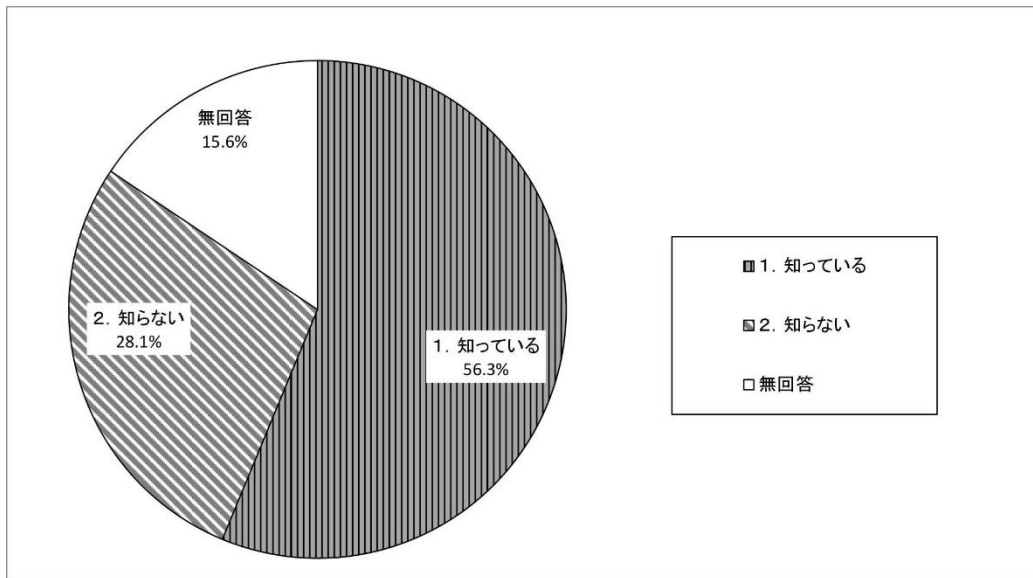
■耐震診断を行わない理由

回答項目	回答数	構成比(%)
1. 建替えを行う予定	0	0.0
2. 除却する予定	0	0.0
3. 建物の使用を中止する予定	0	0.0
4. 改修資金上の都合	0	0.0
5. その他	3	100.0
無回答	0	0.0
合計	3	

■その他の意見内容

意見内容
・廃止決定住宅であり、現在のところ実施しない
・用途変更を予定している(倉庫への用途変更)

問 7. 特定既存耐震不適格建築物に対する耐震診断補助制度があることはご存じですか？



■耐震診断の補助制度について

回答項目	回答数	構成比(%)
1. 知っている	18	56.3
2. 知らない	9	28.1
無回答	5	15.6
合計	32	

問 8. 今後、耐震改修補助制度が創設されれば、活用して耐震改修を行いますか？

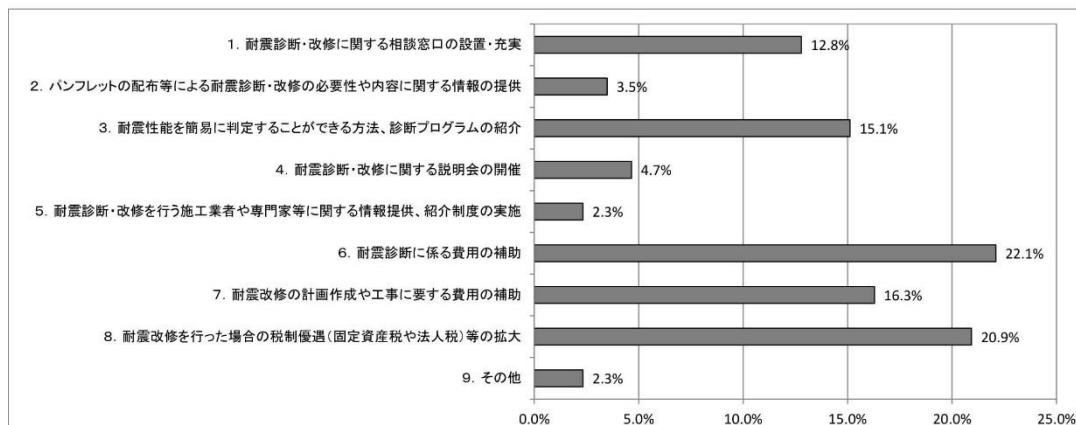
■耐震改修補助制度の活用について

回答項目	回答数	構成比(%)
1. すぐにでも行う	0	0.0
2. 資金の手当ができれば行う	0	0.0
3. 行わない。	4	57.1
無回答	3	42.9
合計	7	

■その他の意見内容

意見内容
・廃止決定住宅であり、現在のところ実施しない
・常時、人がいないので危険性が低いと考えられる為

問9. 今後、耐震診断、耐震改修、建替等の耐震化を推進していくためには、どのような施策が必要あるいは効果的だと思えますか？（複数回答可）

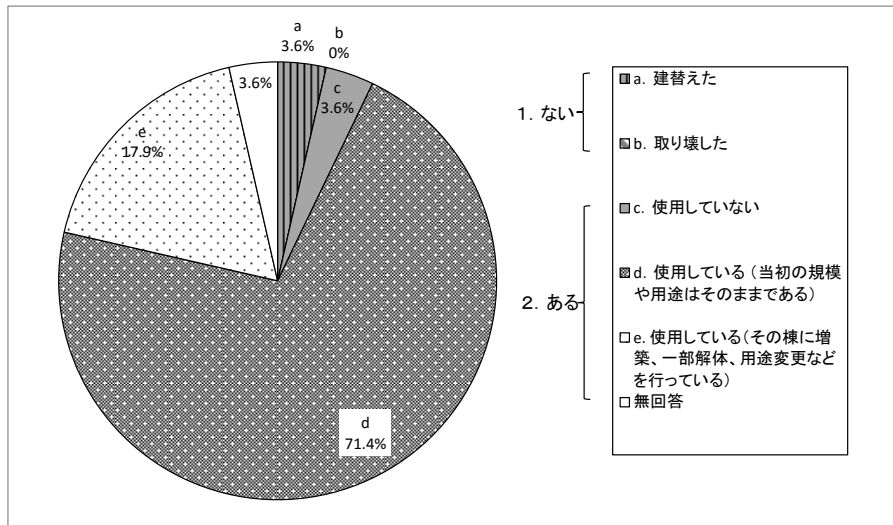


■今後の耐震化に必要な施策〔複数回答〕

回答項目	回答数	構成比 (%)
1. 耐震診断・改修に関する相談窓口の設置・充実	11	12.8
2. パンフレットの配布等による耐震診断・改修の必要性や内容に関する情報の提供	3	3.5
3. 耐震性能を簡易に判定することができる方法、診断プログラムの紹介	13	15.1
4. 耐震診断・改修に関する説明会の開催	4	4.7
5. 耐震診断・改修を行う施工業者や専門家等に関する情報提供、紹介制度の実施	2	2.3
6. 耐震診断に係る費用の補助	19	22.1
7. 耐震改修の計画作成や工事に要する費用の補助	14	16.3
8. 耐震改修を行った場合の税制優遇（固定資産税や法人税）等の拡大	18	20.9
9. その他	2	2.3
回答数合計	86	100.0

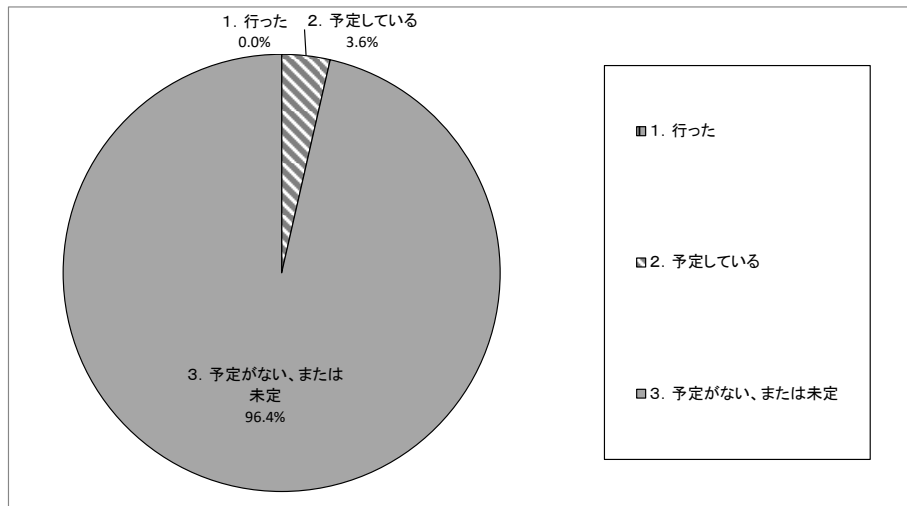
平成 27 年度結果概要（特定既存不適格建築物所有者アンケート）

問 1. 調査対象建築物は現在どのような状況ですか？



建築物は	回答	回答数	構成比
1. ない	a. 建替えた	1	3.6%
	b. 取り壊した	0	0.0%
	c. 使用していない	1	3.6%
2. ある	d. 使用している（当初の規模や用途はそのままである）	20	71.4%
	e. 使用している（その棟に増築、一部解体、用途変更などを行っている）	5	17.9%
—	無回答	1	3.6%
回答者数計		28	100.0%

問 2. 耐震診断を実施されましたか？

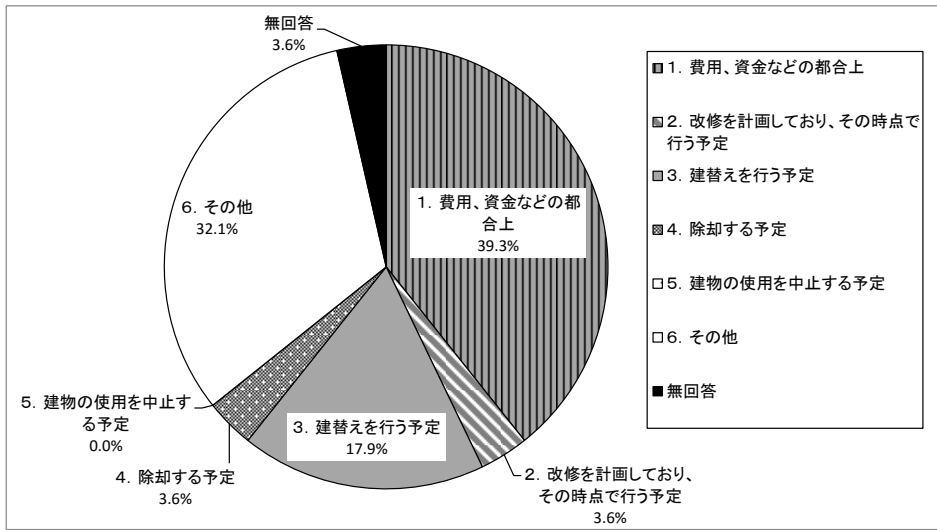


回答	回答数	構成比
1. 行った	0	0.0%
2. 予定している	1	3.6%
3. 予定がない、または未定	27	96.4%
無回答	0	0.0%
回答者数計	28	100.0%

問 3. 耐震診断の結果

耐震診断を実施した者がいないため回答者はありません。

問 4. 早期に耐震診断を実施できない理由



回答	回答数	構成比
1. 費用、資金などの都合上	11	39.3%
2. 改修を計画しており、その時点で行う予定	1	3.6%
3. 建替えを行う予定	5	17.9%
4. 除却する予定	1	3.6%
5. 建物の使用を中止する予定	0	0.0%
6. その他	9	32.1%
無回答	1	3.6%
回答者数計	28	100.0%

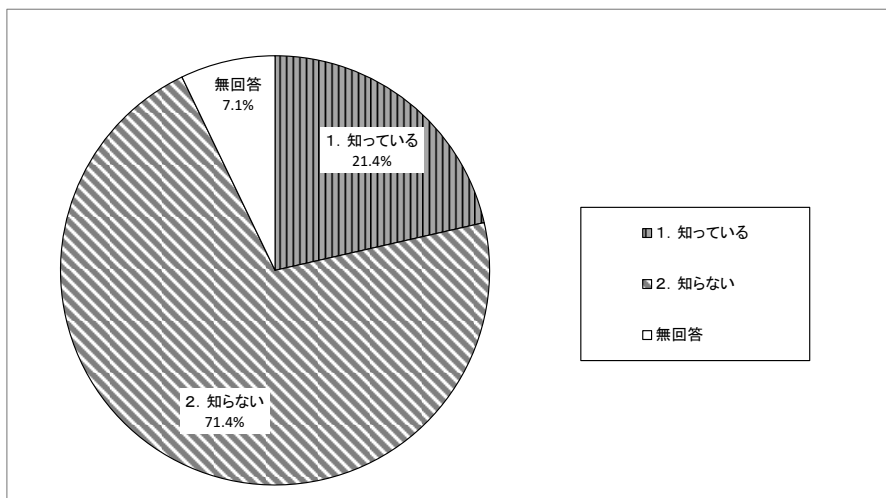
問 5. 耐震改修を行いましたか？

耐震診断を実施した者がいないため回答者はありません。

問 6. 耐震改修の予定がない、または未定の理由

耐震診断を実施した者がいないため回答者はありません。

問 7. 特定既存耐震不適格建築物に対する耐震診断補助制度があることはご存じですか？

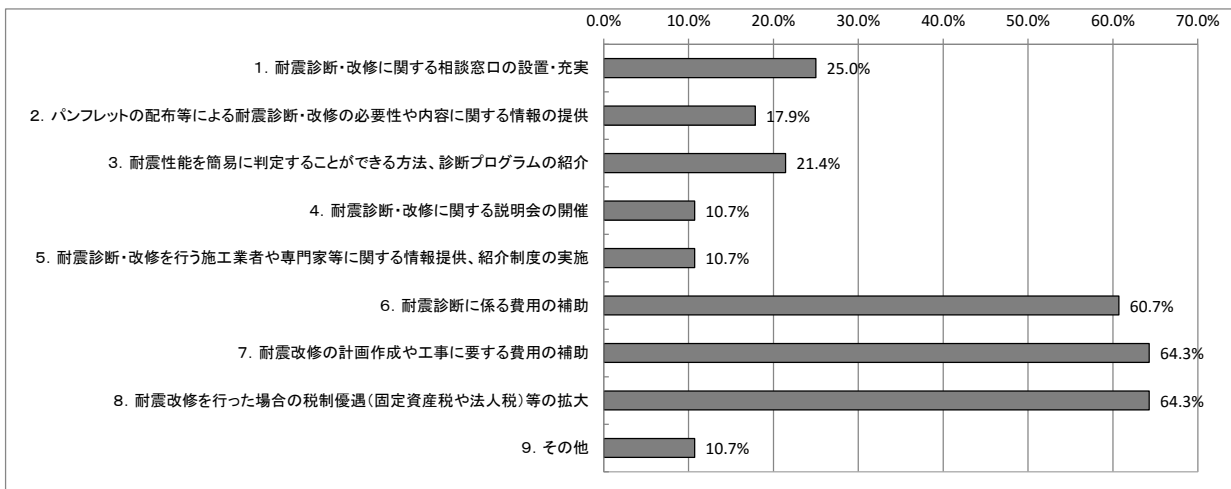


回答	回答数	構成比
1. 知っている	6	21.4%
2. 知らない	20	71.4%
無回答	2	7.1%
回答者数計	28	100.0%

問 8. 今後、耐震改修補助制度が創設されれば、活用して耐震改修を行いますか？

回答	回答数	構成比
1. すぐにでも行う	1	3.6%
2. 資金の手当ができ次第行う	1	3.6%
3. 行わない。	5	17.9%
無回答	21	75.0%
回答者数計	28	100.0%

問 9. 今後、耐震診断、耐震改修、建替等の耐震化を推進していくためには、どのような施策が必要あるいは効果的だとお考えですか？（複数回答可）



回答	回答数	構成比
1. 耐震診断・改修に関する相談窓口の設置・充実	7	25.0%
2. パンフレットの配布等による耐震診断・改修の必要性や内容に関する情報の提供	5	17.9%
3. 耐震性能を簡易に判定することができる方法、診断プログラムの紹介	6	21.4%
4. 耐震診断・改修に関する説明会の開催	3	10.7%
5. 耐震診断・改修を行う施工業者や専門家等に関する情報提供、紹介制度の実施	3	10.7%
6. 耐震診断に係る費用の補助	17	60.7%
7. 耐震改修の計画作成や工事に要する費用の補助	18	64.3%
8. 耐震改修を行った場合の税制優遇(固定資産税や法人税)等の拡大	18	64.3%
9. その他	3	10.7%
回答者数計	28	100.0%

資料－３．住宅・建築物の耐震化推進事業に係る経過について

対象建築物	事業内容	実施年度																
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
1. 住宅	① S56年以前建築の木造住宅(戸建)	耐震診断	要綱	改正内容	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
			啓発	広報・HP	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		補強案作成	要綱	改正内容				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			啓発	広報・HP				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		概算費用作成	要綱	改正内容														
			啓発	広報・HP														
		耐震改修	要綱	改正内容				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			啓発	広報・HP				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			啓発	戸別訪問				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			【実績】	棟数				6	4	3	2	4	11	7	6	7	4	5
	② その他の戸建住宅、 ③ 長屋および共同住宅	耐震診断	要綱	改正内容	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
			啓発	広報・HP	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			【実績】	棟数	1	1												
	2. 特定既存耐震不適格建築物 (1号)多数の者が利用する一定規模以上の建築物 (2号)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (3号)避難路沿道建築物	耐震診断	要綱	改正内容													●	
			啓発	戸別訪問														●
アンケート																	●	
3. 要安全確認計画記載建築物	耐震診断	要綱														●		
4. 要緊急安全確認大規模建築物	耐震診断	要綱															●	
		啓発	HP														●	
	設計	要綱															●	
		啓発	HP														●	
	耐震改修(建替含)	啓発	HP														●	

資料－４

守山市耐震改修促進計画の概要

「市民の生命と財産を守る」という市に課せられた最も重要な使命を果たすため、耐震診断および耐震改修を計画的に促進し、地震に強い安全な地域社会を、市民のみなさんと一体となって築いていきます。

●計画の基本方針

- ◆「地震は必ず起こる」「自らの命や財産は自ら守る」ことを市民に理解していただき、自助・公助・共助のバランスに配慮しつつ、住宅・建築物の耐震化を進めていきます。
- ◆市および県等関係機関はそれぞれ役割分担して、耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備、負担軽減のための制度の推進など必要な施策を引き続き行っていきます。

国の基本方針

【平成 25 年度】 82% → 【平成 32 年度】 95% → 【平成 37 年度】 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

多数の者が利用する建築物の耐震化率
「平成 32 年度までに 95%」

●住宅・建築物の耐震化

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日発生）

多くの木造住宅が被害

主な被害

死者 6,434 人
全壊家屋 104,906 棟

死亡の原因

建築物倒壊によるもの 88%
焼死等によるもの 10%
その他 2%

木造住宅耐震改修の促進

- ◆ 建築物の倒壊等による圧死を防ぐ
- ◆ 消火・救援活動の妨げを防ぐ

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）

緊急輸送道路の閉塞、防災拠点施設が被災

広域一時滞の必要性が顕在化
南海トラフ巨大地震の想定の見直し

建築物の耐震改修

- ◆ 耐震改修促進法改正（平成 25 年 11 月施行）
- ◆ 旧特定建築物を細分化、一部診断義務化

滋賀県の想定地震



耐震化の目標設定

●滋賀県の耐震化の目標

【住宅】

現状

約 83%

総数 524,700 戸

耐震性不十分 91,000 戸

平成 37 年度

約 95%

総数 522,400 戸

耐震性不十分 26,100 戸

【多数の者が利用する建築物】

現状

約 90%

総数 約 6,100 棟

耐震性不十分 約 600 棟

平成 37 年度

約 96.5%

総数 6,800 棟

耐震性不十分 240 棟

【県が所有する防災上特に重要な建築物】※1

現状

約 82%

総数 1,013 棟

耐震性不十分 181 棟

平成 37 年度

98.9%

※耐震性不十分とは、昭和 56 年 6 月以前に着手された建築物で、耐震性が低いもの。

※1 滋賀県地震防災プログラムによる。なお、「防災上特に重要な建築物」とは、医療機関、社会福祉施設、学校関係施設、防災拠点施設等を目指す。

守山市の耐震化の目標（案）

【住宅】

現状（平成 27 年度）

約 85%

総数 28,643 戸

耐震性不十分 4,323 戸

平成 37 年度

約 95%

総数 31,760 戸

耐震性不十分 1,588 戸

【多数の者が利用する建築物】

現状（平成 27 年度）

約 89%

総数 394 棟

耐震性不十分 43 棟

平成 37 年度

約 96.5%

総数 482 棟

耐震性不十分 17 棟

（住宅・土地統計調査から推計。住宅の平成 37 年度総数は、守山市総合計画の世帯数推計の増加率により算出）
（耐震改修実績について昭和 56 年以降も含む項目にて集計した推計値：H27 年度約 90%）

【市が所有する建築物（法令上構造計算を要しない建築物（平屋でかつ 200㎡以下など）を除く）】

現状（平成 27 年度）

約 91%

総数 127 棟

耐震性不十分 12 棟

平成 37 年度

おおむね 100%

（努力目標）

●耐震性不十分

- ・市役所（5 棟）
- ・シルバーワークプラザ守山（1 棟）
- ・老人憩いの家（1 棟）
- ・守山中学校（2 棟（平成 28 年度 解体予定））

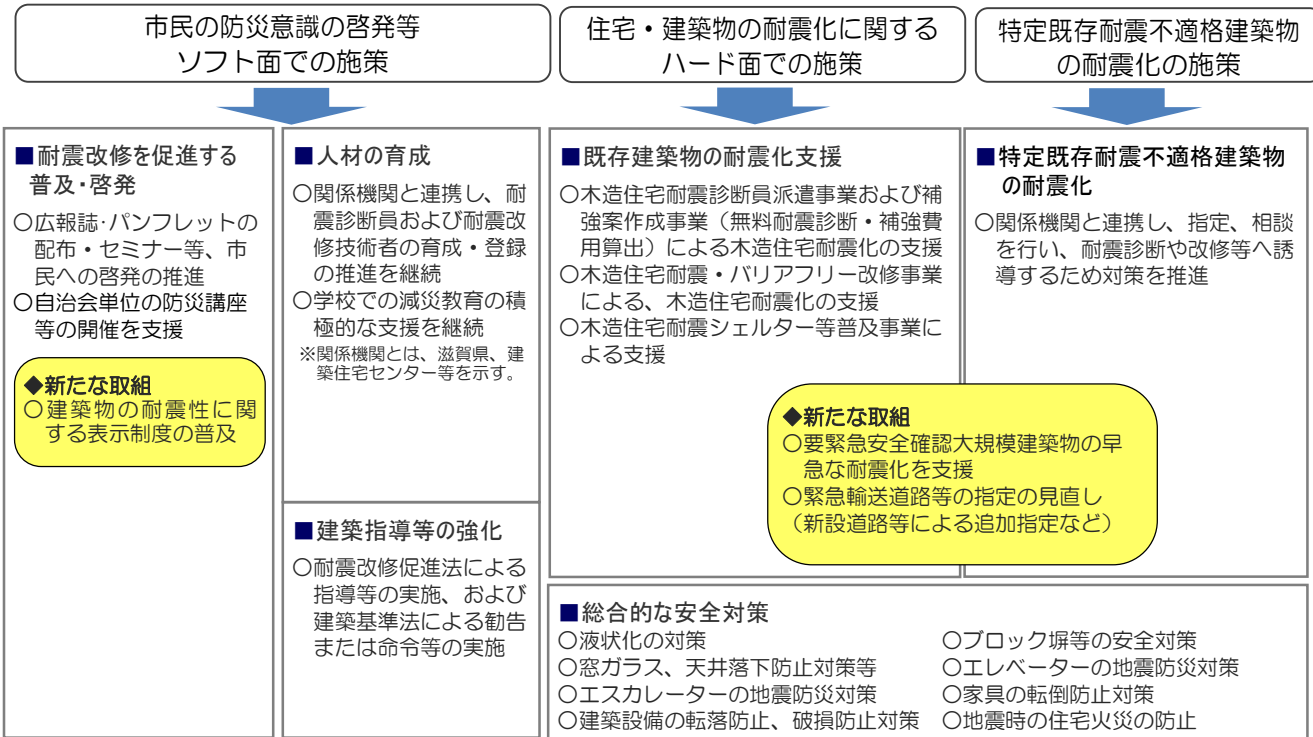
●耐震性調査中

- ・久保団地（3 棟）

耐震化を進める上での基本的な取り組み方針

<p>●重点的に耐震化すべき建築物</p> <p>①生活の基盤となる建築物（住宅等） ②災害時に重要な機能を果たす建築物（庁舎、病院等） ③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等） ④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物 ⑤被災時に周辺に被害を及ぼすおそれがある建築物（危険物貯蔵施設等）</p>	<p>●耐震改修促進法の改正に伴う取組</p> <p>①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推進 ②避難路沿道建築物の耐震化に対する取組の強化 ③防災拠点建築物の耐震化に対する取組の強化</p>
---	---

耐震化を進める具体的な施策の展開



資料－５．関係法令

○関係法令１ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)
最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行

障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計

画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
 - 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告

させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優

良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

- 第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

- 第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。
- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑

を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月二九日法律第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○関係法令 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)
最終改正：平成二七年一二月一六日政令第四二一号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものをを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合六メートル
- 二 十二メートルを超える場合前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができ

る。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 幼稚園又は保育所階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館階数一及び床面積の合計千平方メートル
 - 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

- 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場の他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館

- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

○関係法令 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示第 184 号
最終改正 平成 28 年 3 月 25 日 国土交通省告示第 529 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第八条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第十二条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべ

きである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成二十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千二百万戸のうち、約九百万戸（約十八パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十二パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百万戸から十年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは十年間で約五十五万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第十四条第一号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約四十二万棟のうち、約六万棟（約十五パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十五パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成二十五年から平成三十二年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約三十万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、

適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようになるための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模

な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村におい

て市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第五条第七項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物

の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成二十五年十月二十九日国土交通省告示第千五十五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十九号）

この告示は、公布の日から施行する。

○関係法令 4 建築基準法 (抜粋)

(昭和 25 年法律第 201 号)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

○関係法令 5 建築基準法施行令 (抜粋)

(昭和 25 年政令第 338 号)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

○関係法令 6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(平成一四年七月二十六日法律第九十二号)
最終改正：平成二七年九月四日法律第六三号

(目的)

第一条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。

2 この法律において「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により推進地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(基本計画)

第四条 中央防災会議は、前条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、南海トラフ地震防災対策推進計画（災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）

- 及び南海トラフ地震防災対策計画（第七条第一項又は第二項に規定する者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。
- 3 前項の国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生の形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるよう適切に配慮するものとする。
 - 5 基本計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十号に規定する地震防災基本計画と整合性のとれたものでなければならない。
 - 6 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

（推進計画）

- 第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関（以下「指定行政機関」という。）の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。））は同条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
 - 二 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - 三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
 - 四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令が定めるもの
- 2 前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。
 - 3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 4 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

（推進計画の特例）

- 第六条 前条第一項又は第二項に規定する者が、大規模地震対策特別措置法第六条第一項又は第二項の規定に基づき、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を定めた部分は、推進計画とみなし

てこの法律を適用する。

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

- 2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。
- 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。
- 4 対策計画は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 一 大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）
- 二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程
- 四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十条第一項（同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）に規定する保安規程
- 六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程
- 七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程
- 八 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程
- 九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

- 2 南海トラフ地震防災規程（前項第一号に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。南海トラフ地震防災規程を変更したときも、同様とする。

（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

- 第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。
 - 3 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。
 - 4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
 - 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

- 第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かななければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

- 第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければ

ならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

（津波避難対策緊急事業計画）

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができる。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
 - 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
 - 三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第三百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）
 - 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業
- 2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。
- 4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）

第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるもの（当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

- 2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)

第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

第十五条 市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事（当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農林水産大臣）は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

- 一 関係市町村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適当であると認められること。
- 二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(集団移転促進法の特例)

第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(地方債の特例)

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。）については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

(地震観測施設等の整備)

第十九条 国は、南海トラフ地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

(財政上の配慮等)

第二十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条(「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。)、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附 則 (平成一九年六月二二日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年十一月二九日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する

特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画（旧法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。）は、この法律による改正後の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第五条第一項各号に掲げる事項及び新法第七条第四項に規定する事項について定めた部分については、新法第五条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画（新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。）とみなす。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が平成二十六年四月一日前となる場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第六項の規定の適用については、同項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とあるのは、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とする。

別表（第十三条関係）

事業の区分	国の負担割合
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二

資料－6. 用語解説

【あ行】

アイエスチ I s 値

I s 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。一般的な値の目安は以下の通りです。(旧建設省告示)

I s 値 0.3 未満……………倒壊する危険性が高い

I s 値 0.3 以上 0.6 未満……………倒壊する危険性がある

I s 値 0.6 以上……………倒壊する危険性が低い

モキジョウカゲンショウ 液状化現象

地下水位の高い地盤が、地震による激しい揺れを受けることによって、土の粒子と水が交じり合い、液体状になる現象です。液状化現象が発生すると、建築物が傾いたり、地面から砂混じりの水が噴き出すことがあります。

ウチガイヨウブツ 屋外広告物

屋外に設置される広告物。独立して立つものと、建築物に取り付けられるものがあり、屋外広告物法で規制されています。

【か行】

カクタンソウ 活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。 * 「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）より

キンキョウモノソウドウロ 緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

ケンチクブツ タイシンカイシュウ ソクシン カン ホウリツ タイシンカイシュウソクシンホウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が義務付けられました。

また、平成 25 年 11 月の改正により、不特定多数の方が利用する建築物および避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、危険物の貯蔵等を行う建築物のうち大規模なものについて、その所有者が耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなりました。

ゲンサイ 減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試みです。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

建^{ケン}ぺい^{レイ}率

建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合です。

【さ行】

在^{ザイ}来^{ライ}木^{モク}造^{ゾウ}住^{ジュウ}宅^{タク}

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

滋^シ賀^カ県^{ケン}地^チ域^{キョウ}防^{ボウ}災^{サイ}計^{ケイ}画^{カク}

滋賀県域における災害に対処し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、滋賀県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています。

軸^{シク}組^{グミ}

土台、柱、梁、桁、筋かいなどで構成される骨組。または、それを立面的に見たものです。

所^{シヨ}管^{カン}行^{ギョウ}政^{セイ}庁^{チョウ}

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、滋賀県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指します。

地^ジ震^{シン}発^{ハツ}生^{セイ}確^{ケツ}率^{リツ}

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられています。

住^{ジュウ}宅^{タク}・土^ト地^チ統^{トウ}計^{ケイ}調^{テウ}査^サ

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

震^{シン}度^ド

ある場所における地震動の強さの程度を、人体の受ける感じ、周囲の状況などによって区分したもの。気象庁震度階級では、震度0（無感）から（激震）の8階級に分けた。平成8年からは、10階級で表します。

ソ^ソフ^フト^ト面^{メン}で^デの^ノ対^{タイ}策^{サク}（⇔ハ^ハード^{ード}面^{メン}で^デの^ノ対^{タイ}策^{サク}）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるため、ハード面の対策と並行してソフト面の対策を充実させる必要があります。

【た行】

耐^{タイ}震^{シン}診^{シン}断^{ダン}

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

耐^{タイ}震^{シン}改^{カイ}修^{シュウ}

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年、マグニチュード 7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

断層帯

多数の断層面が密集する帯状の地域です。

中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震で、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震です。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている巨大地震です。

道路をふさぐおそれがある住宅建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物です。

特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修 促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計画記載建築物を除いた建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

特定行政庁

建築主事を置く地方公共団体、及びその長のこと。建築基準法第 2 条第 32 号に規定しています。

特定建築物

「建築物の耐震改修に関する法律」で定められている①一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、②危険物の貯蔵所・処理場、③地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物で建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

【な行】

南海トラフ巨大地震

日本列島が位置する大陸のプレートの下に海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm 割合で沈み込んでいる場所を震源として発生する地震です。この地震は 100～200 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

【は行】

ハード面での対策（⇔ソフト面での対策）

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

バリアフリー改修

建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮した改修をすることです。

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

避難路沿道建築物

地震により建築物が倒壊した場合、地方自治体が指定する避難路の通行の妨げとなる高さ 6m以上の建築物です。

防災拠点施設等

県が定める官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物です。

【ま行】

マグニチュード

地震そのものの規模を表す尺度。また、その数値。通常、震央から 100 キロ離れた地点にある標準地震計の最大振幅をマイクロン単位で測り、その常用対数で表します。マグニチュードが 1 増加すると、エネルギーは約 30 倍増加します。震度とは異なり、記号は M と表します。

木造住宅耐震診断員（P32・45）

県が開催した耐震診断技術等に関する講習会を受講した建築士資格（1 級・2 級・木造建築士）を有する人です。

【や行】

要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物や都道府県が指定する防災拠点建築物のうち

ち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。また、この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務づけられています。

ヨウキンキョウアンゼンカクミンダイキボケンチクブツ 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている一定規模以上の不特定多数の人々が利用する建築物、避難に配慮が必要とされる方が利用する建築物および危険物の貯蔵場・処理場のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない大規模建築物です。

また、この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務づけられています。

ヨウセキリツ 容積率

容積率とは、敷地面積に対する延床面積の割合です。

守山市 都市経済部建築課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

電話：077-582-1139

E-mail：kenchiku@city.moriyama.lg.jp
